

写 令和 5 年第 4 回定例会

(12 月 11 日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和5年第4回益城町議会定例会目次

○12月11日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	3
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 報告第13号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	4
日程第4 報告第14号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	6
日程第5 報告第15号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	7
日程第6 報告第16号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	8
日程第7 議案第76号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第13号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第5号）	10
日程第8 議案第77号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）	11
日程第9 議案第78号 令和5年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	11
日程第10 議案第79号 令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	11
日程第11 議案第80号 令和5年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）	11
日程第12 議案第81号 令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）	11
日程第13 議案第82号 令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）	11
日程第14 議案第83号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	11
日程第15 議案第84号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	12
日程第16 議案第85号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	12
日程第17 議案第86号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	12
日程第18 議案第87号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	12
日程第19 議案第88号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	12
日程第20 議案第89号 益城町公民館条例の一部を改正する条例の制定について	12

日程第21	議案第90号	益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第22	議案第91号	益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第23	議案第92号	益城町四賢婦人記念館条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第24	議案第93号	益城町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第25	議案第94号	益城町福祉住宅条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第26	議案第95号	公有財産の取得について	12
日程第27	議案第96号	工事請負契約の締結について	12
日程第28	議案第97号	工事請負契約の変更について	12
日程第29	議案第98号	町道の路線認定について	12
日程第30	議案第99号	指定管理者の指定について	12
日程第31	議案第100号	指定管理者の指定の期間の変更について	12
日程第32	議案第101号	益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	12
散会			23

○12月12日（第2日）

出席議員	24
欠席議員	24
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	24
説明のため出席した者の職・氏名	24
開議	25
日程第1 総括質疑	25
散会	37

○12月13日（第3日）

出席議員	38
欠席議員	38
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	38
説明のため出席した者の職・氏名	38
開議	39
日程第1 一般質問	39
8番 吉村建文議員	39
1 不登校の問題について	

	2	防災・減災対策について	
	3	高額療養費制度について	
	4	高速道路下のボックス（トンネル）について	
4 番		上村幸輝議員	49
	1	不登校及び不登校傾向の児童生徒の現況と対策について	
	2	町へと配分される森林環境譲与税の活用について	
	3	本町役場職員の懲罰及び表彰の規定について	
11 番		宮崎金次議員	60
	1	令和5年度中期財政見通しと今後の財政運営について	
	2	安永中井出排水ポンプ設置後の改善事項について	
	3	上益城郡5町が進める産業廃棄物処理場建設について	
3 番		西山洋一議員	73
	1	木山仮設団地跡地の利活用について	
	2	地域公共交通ネットワークの充実について	
1 番		坂井金次郎議員	80
	1	囑託員について	
	2	要望書について	
	3	地区計画について	
	4	防災工事について	
	5	都市政策について	
		散会	89

○12月14日（第4日）

		出席議員	90
		欠席議員	90
		職務のため出席した事務局職員の職・氏名	90
		説明のため出席した者の職・氏名	90
		開議	91
		日程第1 一般質問	91
	2 番	木村正史議員	91
	1	空港の利用促進について	
	2	国道443号の4車線へ拡幅について	
	10 番	野田祐士議員	96
	1	人権に対する益城町の考え方・捉え方について	
	2	子どもの権利に伴う益城町の考え方・捉え方について	
	3	DV等支援措置における益城町の課題と取り組みについて	

9番	甲斐康之議員	106
	1 国民健康保険税の負担軽減を求める	
	2 国保滞納状況について、町の見解を求める、改善対策は考 えているか	
	3 上益城5町ごみ焼却施設の動向について	
12番	坂田みはる議員	117
	1 選挙に関する出前授業開催について	
	2 益城町通学路安全対策プログラムについて	
	散会	125

○12月19日（第5日）

	出席議員	126
	欠席議員	126
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	126
	説明のため出席した者の職・氏名	126
	開議	127
	日程第1 各常任委員会委員長報告	127
	日程第2 議員派遣の件	145
	日程第3 閉会中の継続調査の件	146
	閉会	146

12 月 11 日（月曜日）

令和5年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年12月11日午前10時00分招集
2. 令和5年12月11日午前10時00分開会
3. 令和5年12月11日午前11時28分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 報告第13号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第4 報告第14号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第5 報告第15号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第6 報告第16号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第7 議案第76号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第13号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第8 議案第77号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）
 - 日程第9 議案第78号 令和5年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第10 議案第79号 令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第11 議案第80号 令和5年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第12 議案第81号 令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）
 - 日程第13 議案第82号 令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第14 議案第83号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第15 議案第84号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第16 議案第85号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第17 議案第86号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第18 議案第87号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第19 議案第88号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第20 議案第89号 益城町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第21 議案第90号 益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第22 議案第91号 益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第92号 益城町四賢婦人記念館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第93号 益城町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第94号 益城町福祉住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第95号 公有財産の取得について
- 日程第27 議案第96号 工事請負契約の締結について
- 日程第28 議案第97号 工事請負契約の変更について
- 日程第29 議案第98号 町道の路線認定について
- 日程第30 議案第99号 指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第100号 指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第32 議案第101号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

7. 出席議員（17名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	6番 下田利久雄君	7番 松本昭一君
8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君	10番 野田祐士君
11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君	13番 中村健二君
14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君	16番 荒牧昭博君
17番 榮正敏君	18番 中川公則君	

8. 欠席議員（1名）

5番 富田徳弘君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	田上勝志君
総務課長	塘田仁君	新庁舎等建設課長	内村康成君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
税務課長	坂井浩章君	住民課長	竹林浩幸君
福祉課長	荒木薫君	福祉課審議員	吉住由美君
こども未来課長	吉川博文君	健康保険課長	松永昇君

産業振興課長	松本浩治君	都市計画課長	齊藤計介君
街路課長	石橋淳君	建設課長	村上康幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課管理係長	相良憲二君
水道課長	山口拓郎君	学校教育課長	富永清徳君
生涯学習課長	中村康広君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第4回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

なお、5番富田議員から欠席する旨の届出がっております。

議員定数18名、出席議員17名です。

ただいまから令和5年第4回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をします。内容については、議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中川公則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、4番上村幸輝議員、12番坂田みはる議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中川公則君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの9日間としたいと思います。これに御異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの9日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。

本日は、報告4件と本定例会に提案されました議案の説明を行います。明日12日は総括質疑、13日、14日は一般質問、15日は各常任委員会議案審査、16日、17日は休会です。18日は各常任委員会現地視察、19日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

日程第3 報告第13号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（中川公則君） 日程第3、報告第13号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第4回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、傍聴席の皆様には、早朝からお越しいたきまして、ありがとうございます。

さて、12月6日の熊本県議会で蒲島知事が、来年3月の知事選挙に立候補せず、退任する意向を表明されております。新たなリーダーに県政を託すとすれば、今が最も適切な時期だと述べられました。

4期16年、特に熊本地震の復旧復興において、益城町の復興なくして熊本地震からの復興はないとあらゆる機会に発言され、益城町は格別の支援をいただきました。また、くまモンを生み出し、令和2年7月の豪雨災害、TSMC周辺へのインフラ整備に道筋をつけられました。

蒲島知事の思いを引き継いで、若い世代が益城に住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思えるような、にぎわいのあるまちづくりを進めていくことが、最大の恩返しと思っております。

さて、昨日、第48回上益城郡町対抗駅伝が御船町をスタートして、嘉島町、甲佐町を通り、益城町陸上競技場をゴールとするコースで開催されております。今年は益城町から2チームが参加し、Aチームが4年連続優勝、Bチームが5位という結果でした。コロナもあり、練習環境は万全でない中、頑張ってくれた選手、お世話してくれた益城陸協などの役員、沿道で応援していただいた町民の皆様に感謝を申し上げます。

また、12月23日土曜日には、長距離走者の競技力向上を目的として、益城町公認ロードレース大会が益城町運動公園陸上競技場をスタート、フィニッシュに開催されます。今年は、町内外から、小学生、中学生、高校生、一般など434名の申込みがありました。皆様の応援をよろしくお願いします。

さて、熊本県の臨空テクノ用地約12ヘクタールに4つの企業が進出します。植物大豆由来の植物肉関係が1社、半導体関連が3社、進出されます。多くの雇用も見込まれており、今後は、進出企業としっかりと協議を重ねるとともに、連携しながら取り組んでまいります。

さて、今回提案しております議案は、報告4件、専決1件、補正予算6件、条例など19件、合計30件となっております。

それでは、早速でございますが、報告事項から提案させていただきます。

報告第13号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。専決第12号でございます。

本件は、農道を走行中の自動車が、農道の陥没により生じた穴にはまりタイヤが損傷した物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し

ましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

調査の結果、過失割合は町60%でしたので、修繕費用2万6,400円のうち1万5,840円を損害賠償として支払うことで和解をいたしました。なお、損害賠償金1万5,840円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。

以上が報告第13号となります。

○議長（中川公則君） 報告第13号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。

報告13号について御質問したいと思います。

前に、見回り隊というのをつくられと思うとですよ。建設課のほうで、シルバー人材を使って見回りをするというような報告を受けておりましたが、その活動状況と、手が足らんなら区長さんからの報告を受けるとか、何やかんやして農道なり町道の整備をしてもらわんと、こういうことが何回も出てくるような気がしますので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中川公則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） 6番下田議員の御質問にお答えします。

報告第13号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、関連でございます。

現在、御質問にあったように、町道関係も、見回り隊、シルバー人材センター等を使い、また、職員でも見回りを行っており、できる限り細部にわたってまで調査を行っておるところでございます。

しかし、特に町道関係につきましてそのようなことを行っておりますが、まず、本題は農道でございますので、そちらのほうに関しましては、産業振興課のほうに答弁のほうにもまた引き継ぎたいと思います。

とにかく、できる限り調査を行っておるところでございます。

○議長（中川公則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課の松本でございます。

6番下田議員の農道の管理関係について、お答えさせていただきたいと思います。

まず、町が管理しております農道につきましては、まず、国の交付金でございます多面的機能支払交付金を受給しているチームが管理している計画区域内の農道につきましては、そのチームごとに、目視だったり、あるいは草刈りとか簡易的な補修等は、その交付金を活用してやっただいていてというところで思っております。

ただ、チームで対応できないような案件につきましては町に相談等がありますので、そのような形で対応しているところです。あと、多面的機能支払交付金のチームがない区域の農道につきましては、町のほうで対応あたりはさせていただいているということになります。通常は、町の職員が現場に出るときには、基本的に農道を通して目視も確認しながら、現地のほうに行っ

いると。

あと、農業関係の、例えば土地改良区とか、そういったところからも協力いただいて、情報辺りをいただいて対応させていただいているといったところが現状になります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） 点検はされているような状況でございますが、まだ人が足らんとじゃなかですか。こういう、13号、14号と上がってきているような状況ですので。区長さんあたりに、ちょっと町道なり農道の悪かところば報告してくれんかというような報告を上げてもらうほうが早ようはなかですかね。一応、御検討願いたいと思います。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

報告第13号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第4 報告第14号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（中川公則君） 日程第4、報告第14号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第14号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。専決第14号でございます。

本件は、農道を走行中の自動車が、農道の陥没により生じた穴にはまりタイヤが損傷した物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

調査の結果、過失割合は町100%でしたので、修繕費用1万8,718円を損害賠償として支払うことで和解いたしました。なお、損害賠償金1万8,718円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。

以上が、報告第14号となります。

○議長（中川公則君） 報告第14号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番西山議員。

○3番（西山洋一君） 3番西山でございます。

報告第14号について、1点、確認をさせていただきたいと思います。

先ほどの報告13号との関連もありますけれども、この、道路の陥没によってタイヤが損傷したという事案については、全く同じでございます。この事案に対して、報告第13号は、町の過失割合が60%、今回の14号は100%と。この60%と100%の査定の違いについて、お教え願いたいと思

います。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。

3番西山議員の御質問、報告第14号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてから、13号も含めてということでございますけれども、それぞれの査定の額が、過失割合が違うのはなぜかという御質問かと思えます。

まず、報告第13号の事故の概要については、現場は見通しのよい農道ではありましたが、ちょうど対向車が来ており、対向車が穴より手前にいる状態で離合したため、穴に気づかずタイヤがはまりパンクをしたという状況でございます。

報告第14号につきましては、現場に蔦性の植物が茂っておりまして、陥没箇所が視認しにくい状態でございます。陥没に気づかずに通行したことでタイヤとホイールが損傷したということで町の管理責任が問われたために、100%ということになったのかなと思っております。

どちらにしましても、損害賠償の額の決定につきましては、損保会社が現場の状況等を判断した上で、過失割合を判定していただいております。

状況につきましては以上でございます。

○議長（中川公則君） 3番西山議員。

○3番（西山洋一君） ありがとうございます。同じ内容でどのような違いがあったのかという確認でございました。ありがとうございます。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第14号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第5 報告第15号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（中川公則君） 日程第5、報告第15号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第15号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。専決第15号でございます。

本件は、公園の駐車場から里道に出る際に、駐車場砂利面と里道コンクリート面との間に生じた段差によりタイヤが損傷した物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第1180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

調査の結果、過失割合は町20%でしたので、修繕費用4万7,000円のうち9,400円を損害賠償として支払うことで和解いたしました。なお、損害賠償金9,400円につきましては、保険会社から

直接相手方へ支払われます。

以上が報告第15号となります。

○議長（中川公則君） 報告第15号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番木村議員。

○2 番（木村正史君） 2 番木村です。

この段差というのはどのくらいの段差があったのかというのがまず1点。公園からの出口の段差によってタイヤが損傷するというのはどのくらいの段差なのかと思ったのが一つ。

それと、車種。車がどういった車なのか。前のは軽トラというか、トラックということを書いてあったんだけど、こっちは車種が書いてないものですから、どのような車だったのかというのを教えてください。以上です。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。

2 番木村議員の御質問、報告第15号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてから、段差の高さ、それから車種についての御質問かと思えます。

まず、高さにつきましては、飯田山自然公園駐車場砂利面と里道コンクリートの面の境界に5センチメートル弱の段差が生じておりまして、ここを通過した際にパンクをしたというような状況でございます。

車種については、申し訳ございません、型番しかありませんので、乗用車だったとは思いますが、軽なのか普通車なのかちょっと。そこは確認をさせていただいて、後で報告をさせていただきます。以上でございます。

○2 番（木村正史君） ありがとうございます。

○議長（中川公則君） いいですか。

○2 番（木村正史君） いいです。

以上で終わります。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第15号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第6 報告第16号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（中川公則君） 日程第6、報告第16号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第16号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。専決第16号でございます。

本件は、町職員が公用車で国道から駐車場へ左折した際に、走行中の自転車と接触し、負傷及び損傷を負わせた事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

調査の結果、過失割合は町100%でしたので、損害額7万4,539円を損害賠償として支払うこととお伺いいたしました。なお、損害賠償金7万4,539円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。

以上が報告第16号となります。

○議長（中川公則君） 報告第16号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。

専決第16号について質問いたします。

この事故の形態は一応物損事故になっておりますが、事故の概要を見てみると、負傷及び損傷となっております。ということは、これが重傷事故でないから物損で済んだのだと思いますけれども、負傷ということは軽傷なりのけがをされていると思うんですが、それに対する治療費とか、そういうものは発生してないのか。その辺はどうなのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長、塘田でございます。

13番中村議員の御質問、報告第16号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてから、今回の事故については物損ということでの報告となっているが、人身で治療費等発生をしていないのかということについての御質問かと思えます。

今回は、事故によりまして、自転車、携帯電話、リュックサックが損傷しておりまして、その物損額が確定をしましたので、物損事故の示談の報告ということで、今回、議案を出させていただいております。

ただ、事故の状況にもありますとおり、公用車を運転中に、敷地内に左折進入する際に、左後方から参りました自転車と接触をし、転倒しまして、両足の打撲で通院治療をされている状況です。治療については、既に終了したということで伺っておりますけれども、治療費の額がまだ確定をしておりませんので、治療費が確定をし、示談が調いましてから、議会のほうには御報告の予定としております。そのため、今回は物損事故のみの報告ということでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 13番中村議員。

○13番（中村健二君） 結局、治療費が発生はするということですね。打撲ということで、まだ通院中で、それが終了すれば、そこでまた治療費を支払いが生じるということですが、一

応、軽症事故扱いで人身事故扱いにはなっていないということですが、これは完全にドライバーの安全運転義務違反というか安全不確認による事故ですよね。こういう場合、その運転者に対する処分というか、その後どういう措置をとられたのか。注意だけで済まされたのか、何もしてないのか、その辺、ちょっとお伺いします。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長、塘田でございます。

13番中村議員の報告第16号についてから、2回目の御質問。

御質問の中で、物損事故で人身ではないというふうな御発言がございましたが、今回につきましては人身事故扱いになっております。あくまで今回の議案については物損での示談ができておりますので、御報告をさせていただいているという状況でございます。

今後、先ほども申しましたように人身について議会へ報告等をさせていただきますが、現在もまだ示談等ができていない状況でございますので、職員の処分等についてはまだ審議等も行っていないところでございますけれども、益城町の懲戒処分の指針に基づいて適正に処分等の対応を行っていくこととなります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 13番中村議員。

○13番（中村健二君） やっぱり、今回は結局、物損だけの補償ということで、そういうことで物損扱いということですが、事故そのものが人身事故扱いになっているということですね。そうしないと、保険のほうが出ないから人身事故扱いにならないと。あとは、状況でまた職員に対する処分は考えるということですね。

分かりました。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はございませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第16号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第7 議案第76号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第13号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第5号）

○議長（中川公則君） 日程第7、議案第76号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第13号令和5年度益城町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第76号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算書1ページをお開きください。

専決第13号、一般会計補正予算第5号は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ2,196万円増額し、総額を244億2,500万7,000円としております。

第2条で地方債の補正を行い、11月2日に専決処分をしています。

8ページをお開きください。

11款災害復旧費におきまして、7月の豪雨災害で被災しました木山城址公園の東側斜面について、9月に実施された災害査定において認められましたので、その災害復旧工事費2,200万円を増額しています。財源につきましては、国庫負担金と、災害復旧事業債となっております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第76号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第13号令和5年度益城町一般会計補正予算（第5号）」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

全員賛成です。したがって、議案第76号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第13号令和5年度益城町一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第77号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）

日程第9 議案第78号 令和5年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第79号 令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第80号 令和5年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第81号 令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第82号 令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第83号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

- 日程第15 議案第84号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第85号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第86号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第87号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第88号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第89号 益城町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第90号 益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第91号 益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第92号 益城町四賢婦人記念館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第93号 益城町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第94号 益城町福祉住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第95号 公有財産の取得について
- 日程第27 議案第96号 工事請負契約の締結について
- 日程第28 議案第97号 工事請負契約の変更について
- 日程第29 議案第98号 町道の路線認定について
- 日程第30 議案第99号 指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第100号 指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第32 議案第101号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川公則君） お諮りいたします。

日程第8、議案第77号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第32、議案第101号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」までの25議案を一括議題にしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第77号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第32、議案第101号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」までを一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、議案第77号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）から、議案第82号、令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）までの6議案について御

説明申し上げます。

議案第77号、一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ11億3,006万1,000円を増額しまして、歳入歳出総額255億5,506万8,000円とするものです。

歳入歳出予算補正の主なものは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しました低所得者支援交付金やL Pガス使用世帯支援補助金、また、財政支援が手厚くなります国の補正予算を活用しました街路事業や都市再生整備計画事業、県道熊本高森線4車線化や、木山地区の土地区画整理事業負担金、さらにふるさと納税の増加に伴います業務委託料や、職員等給与改定に伴う人件費の増額及び人事異動などによる不用見込額の減額などを計上しております。

また、第2表債務負担行為補正では、益城幼稚園改修事業の追加、第3表の地方債補正では五つの事業債を追加し、九つの事業債を変更しております。

次に、特別会計関係の補正で、議案第78号、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では2億8,973万5,000円の増額補正。議案第79号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では1,762万2,000円の増額補正。議案第80号、介護保険特別会計補正予算（第2号）では365万2,000円の増額補正。また、議案第81号、下水道事業会計補正予算（第3号）では、収益的支出を117万円、資本的支出を65万2,000円、それぞれ増額。さらに、議案第82号、水道事業会計補正予算（第2号）では、収益的支出を489万8,000円の増額補正を行っております。

なお、各会計の補正予算の詳細につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。

まず、議案第77号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）から説明をしていきます。予算書の1ページを開けていただきたいと思います。

議案第77号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）です。

第1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ11億3,006万1,000円を追加しまして、歳入・歳出それぞれ255億5,506万8,000円としております。

第2条で債務負担行為、第3条で地方債の補正となっております。

5ページをお願いいたします。第2表です。

債務負担行為補正の追加で、益城幼稚園の改修事業、長寿命化改修になります。期間が令和6年度で限度額を1億2,000万円としております。

6ページをお願いいたします。第3表で地方債の補正です。

追加が五つの事業債についての追加です。

一つ目が防火水槽整備事業債が110万円で、櫛島地区の設計費に対する事業債、それから、土地改良区の突発事故の復旧事業債につきましては、天君ダム関係の分で70万円の追加。それから、緊急自然災害防止対策事業債につきましては、単県の治山事業、内寺地区の事業になりますが、1,230万円の限度額。それから防犯等災害復旧、それから危機管理課の車両につきましては、7月豪雨の関係での復旧事業になりまして、180万円のほうが防犯灯関係7基分、それから車両に

については、危機管理課の車両が浸水したための修繕料80万円の追加になっております。

7ページをお願いいたします。変更です。

まず、上から四つです。

県道整備事業債等の四つの事業につきましては、国の補正予算を活用した増額補正になっております。

一つ目が、県道整備事業債のほうが高森線の4車線化への負担金分1億6,240万円の増額になります。都市再生整備事業債については、木山城址の景観整備、それから交通広場の整備代3,210万円の増額。土地改良区の整理事業債は、木山地区の土地区画整理事業の分になっておりまして、1億1,850万円の増額。都市計画道路の事業債については、4,500万円の増額をしております。

学校のLED化の整備事業債は、木山中学校の外灯の更新分として450万円の増額。

それから、文化財の保護関係が二つ計上しておりまして、一般補助施設のほうが、補助対象事業に対する起債の分で、補助決定額が減額になりましたので、見込みより減額になったために、1,430万円の減額。それから、地域活性化事業債のほうは単独事業費の分で4,380万円の増額です。

複合施設の整備事業債については、公民館部分の災害査定が終わって、災害復旧費の補助金の決定に伴いまして、こちらの起債のほうを減額しております。1億6,620万円の減額となっております。

10ページからが歳入になります。

まず、町税です。

土地・家屋関係の固定資産税3,948万7,000円の増額。

国庫支出金では、総務費の国庫補助金で2億9,127万8,000円で、電気・ガス・食料品価格高騰関係の交付金になっておりまして、低所得支援関係の交付金に充当するものと、LPガスの支援に関する充充分、二つの事業の交付金を予定しております。

民生費の国庫補助金のほうは80万7,000円で、子どものための教育保育給付交付金のほうで、認可保育所運営費に対する追加の交付分。それから、子育て世帯支援の特別給付金事業費の補助金につきましては、子ども1人当たり5万円の給付金をやっておりますが、その事務費に対する交付金で26万円の増額になっております。

土木費の補助金につきましては8,585万円で、国補正を活用しました事業で、都市計画道路が補助金と交付金、それと都市再生の補助金になっております。

教育費の国庫補助金につきましては1,414万6,000円の減額で、国の重要文化財の保存補助金については交付決定に伴う減額、GIGAスクール関係の補助金につきましては運営サポートに対する補助金になっております。

11ページの一番上、公立社会教育施設の災害復旧関係の補助金につきましては、中央公民館の災害査定で交付決定をいただいた補助金になっておりまして、補助率が3分の2になっております。

次に、県の負担金です。

民生費の県負担金で、子どものための教育・保育給付金の県の負担金分で、国庫の負担金と、内容としては同じものになっております。

次が県の補助金です。

総務費の県の補助金で1,875万2,000円の増額で、物価高騰対応の交付金で、LPガス支援分の、県からいただく交付金になっております。

民生費の補助金につきましては120万4,000円で、認可保育所関係の物価高騰支援の補助金になっております。給食食材費関係の補助金で、認可保育所15施設を予定しております。

次は農林水産費、県の補助金のほうが2,473万3,000円で、治山事業の補助金で、内寺地区の治山事業の補助事業分で、補助率が3分の2です。

12ページをお願いいたします。

寄附金で、ふるさと納税です。2億5,000万円の増額をしております。

次に、基金の繰入金のほうでは11億5,900万円の減額で、減債基金、公共施設整備基金、公共下水道建設基金につきましては、補正後については基金繰入れが0というふうになっております。

次に13ページです、繰越金で11億5,443万2,000円で、繰越額の決定額の分として増額をしております。

町債につきましては、先ほどの第3表のとおりです。

15ページをお願いいたします。歳出になります。

議会費です。議会費のほうは、職員、それから議員さん方の人件費になっております。

今回、人件費としましては、一般会計で総額2,600万円程度の増額補正になっております。そのうち、給与改定に伴う分2,100万円程度を給与改定分ということで計上をさせていただいております。

2款の1目の一般管理費です。10節のほうでは304万円の増額で、消耗品についてはコピー用紙や輪転機関係のインク代など、印刷製本費につきましては広報紙のページ数増加に伴う増額補正となっています。

16ページをお願いいたします。

企画費です。2億1,721万3,000円の増額で、委託料のほうがふるさと納税の業務委託料での増額分、それから18節のほうでLPガス使用世帯への補助金で増額補正になっております。今回が10月から4月までの7か月分、ひと月4,000円で7,190世帯分を予定しております。

次の諸費が18節の220万7,000円で、有線放送関係の補助金を増額補正です。6地区分の不足分を今回計上をしております。

17ページの徴税費は、収納率向上対策事業費のほうで127万8,000円の増額で、債権管理の一元化の来年度から予定しておりまして、水道料金のシステム端末の追加を業務委託で増額補正をしております。

18ページをお願いいたします。

選挙費です。町議会議員選挙591万7,000円の減額で、時間外手当の減額をしておりますが、選挙が無投票になりましたので、その関係での時間外を減額しています。

次は19ページです。

民生費で、4目の老人福祉です。262万9,000円で、介護保険特別会計の事務費の繰出分で、システム改修、公用車の購入費に対する繰出金のほうを増額。それから後期高齢者医療費のほうでは、広域連合への負担金、前年度精算分として298万円の増額をしています。

10目のほうでは臨時特別給付金事業費2億7,252万7,000円で、10節、11節のほうは事務費関係、それから20ページ、12節委託料は、システムの開発委託料、それから給付金業務のコールセンター等の委託料を計上しております。

18節は支援の交付金で、1世帯7万円の3,800世帯を予定しております。

次は21ページです。

児童福祉総務費の関係で、12節のほうでは55万9,000円でファミリー・サポート・センター、それから、その二つ下の地域子育て支援拠点の増額については遊具の購入費の増額、二つ目の子ども医療費のほうは審査支払い業務の決算見込みの不足分として増額補正をしております。

12節のほうでは児童館の防犯カメラの購入費の増額、18節が742万8,000円で私立保育所の運営給付費の過年度分の追加交付分、それから私立保育所物価高騰の支援金につきましては、光熱水費、燃料費、食材の購入費関係の分として633万3,000円を増額しています。

19節が子ども医療費助成金の決算見込みによる不足額を増額、12節のほうでは、子育て世帯の給付金関係の精算に伴う返還金で増額補正をしております。

22ページをお願いいたします。

民生費の災害救助費です。

12節で1,123万円の増額で、木山仮設団地の農地復旧業務の設計業務の委託料を1,123万円、それから工事のほうでは、仮設団地の監理工事費に100万円の増額にしております。

23ページです。

4款の衛生費で、2目の予防費のほうが、22節で国庫負担金関係の精算に伴う返還金。それから5目の健康増進事業費のほうでは、県の補助金のほうを精算に伴う1万9,000円の増額。8目保健センターの運営費のほうでは、電気代の不足分の見込額を77万1,000円増額です。

6款の農林水産業費の農業振興費45万9,000円の備品購入のほうは、イノシシ用の捕獲器5器分の増額分となっています。

24ページをお願いいたします。

18節で天君ダム管理の負担金につきましては、流木撤去等による負担金の増額分。それから農山漁村地域整備交付金事業負担金については、天君ダムの緊急放流時の電源切替え装置の故障の修繕に伴う負担金の増額です。

林道の維持費のほうでは、13節で機械の借上料、飯田山林道の補修分として100万円の増額。

25ページの8款の土木費。道路新設改良費で1億6,240万円の増額で、熊本高森線の4車線化の負担金の増額です。国の補正予算を活用したものとなっております。

26ページをお願いいたします。

6目の土地区画整理事業費、こちらのほうも国の補正予算を活用したもので、1億3,107万

9,000円の増額で、木山地区の土地区画整理事業の負担金分、それから街路事業費のほうも1億円の増額で、国の補正予算を活用したもの。12節のほうは測量設計、14節の工事のほうは改良工事費。設計のほうは東西線、それから工事のほうは南北線を予定をしております。

12目の都市再生整備の事業費については6,320万円で、こちらのほうも国の補正予算を活用したもので、12節では木山城址公園の景観整備の測量設計業務が1,300万円の増額、14節のほうでは交通広場の工事費に5,000万円の計上、21節のほうは電柱の移設費の補償金、惣領公園の整備分となっております。

27ページです。

9款の消消費で、消防施設費391万円の増額で、需用費のほうは修繕料です。中尾地区防火水槽の修繕料、12節のほうでは防火水槽設置の設計業務、櫛島地区の業務委託料分。それから18節のほうは北向の消防団詰所の負担金というふうになっております。

28ページをお願いいたします。

10款教育費の事務局費です。10節の需用費のほうでは、消耗品で432万6,000円の増額ですが、タブレット用の消耗品の購入費となっております。

次が28ページのほうの小学校の管理費になります。

14節の工事費のほうは、広安西小学校の施設整備費に474万9,000円で、児童数増加に伴う改修費。17節備品購入費のほうは、飯野小学校、それから広安小学校の児童数の増加に伴う、机やいす、ホワイトボード等の購入費。

29ページが教育振興費で、備品購入費で1,990万2,000円の増額で、4年に一度、教科書改訂が行われますので、その教科書改訂に伴う先生方の教材費となっております。

29ページの中学校費の学校管理費です。需用費のほうの修繕料につきましては、木山中学校サブグラウンドの整備費に62万7,000円の増額。

次が31ページになります。保健体育費です。

体育施設費のほうに14節で、町民グラウンドを西側出入口の拡幅工事で714万円の増額。9月の補正で設計費のほうを計上させていただいております。

32ページをお願いいたします。11款の災害復旧費です。

林地施設災害復旧に3,710万円で、内寺地区の治山事業の分になっております。

それから、その他公共施設・公用施設災害復旧費のほうは398万7,000円の増額で、10節のほうでは防犯灯の修繕、県道高森線の田原地区の防犯灯、それから危機管理課の浸水に伴う車両の修繕代。18節では、複合施設の上下水道の加入金に278万4,000円の増額です。14節のほうで303万2,000円の予備費の増額をしております。

議案第77号につきましては、以上となります。

次に、議案第78号になります。令和5年度益城町国民健康保険特別会計補正予算の第1号です。

1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の補正です。歳入歳出それぞれ2億8,973万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ40億7,843万2,000円としております。

6 ページをお願いいたします。

歳入です。

繰越金で、繰越額の確定に伴いまして増額をしております。2億8,973万5,000円の増額です。

7 ページが歳出になっております。

諸支出金で償還金です。総務費、事務費の返還金、それから出産育児一時金の返還金、いずれも一般会計の返還金で、261万2,000円の増額です。

これは10款の予備費のほうで、2億8,712万3,000円の増額となっております。

議案第78号につきましては以上です。

次に、議案第79号です。令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

1 ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の補正です。歳入歳出それぞれ1,762万2,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ5億3,280万3,000円としております。

6 ページをお願いいたします。

こちらも繰越金の確定によります繰越金の増額で、1,762万2,000円の増額になっております。

7 ページが歳出です。

後期高齢者医療広域連合納付金としまして、1,425万6,000円。被保険者保険料負担金の確定によるものです。

4 款の諸支出金のほうでは、一般会計への事務費の繰入金の前算返還金337万7,000円の増額、予備費のほうが1万1,000円の減額となっております。

議案第79号につきましては以上となります。

次に、議案第80号です。令和5年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）になります。

1 ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ365万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ34億7,237万4,000円としております。

6 ページをお願いいたします。

国庫支出金です。102万3,000円の増額で、介護保険事業費補助金となっております。システム改修関係の国庫補助金です。補助率が2分の1となっております。

繰入金が一般会計からの繰入金で、事務費関係の繰入金262万9,000円、システム改修分、それから車両の購入費の分としての繰入金になっております。

7 ページは歳出です。

総務費関係で一般管理費です。204万6,000円の増額で、介護保険のシステム改修の委託料、法改正に伴う改修となっております。

介護保険の介護認定の調査費で160万6,000円。調査委員さんの増加に伴いまして車両の購入を予定をしております。備品購入と重量税になっております。

議案第80号につきましては以上です。

続きまして、議案第81号です。令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）になりま

す。

1 ページをお願いいたします。

第3条です。収益的支出につきまして、117万円の補正予定額となっております。

次に、2 ページをお願いいたします。

第4条で、資本的支出の補正予定額のほうが65万2,000円の予定額です。

第5条のほうでは、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費のほう計上をしております。

5 ページをお願いいたします。

実施計画明細書になっておりまして、収益的支出の明細です。下水道事業費の企業債利息のほうを117万円の増額をしております。借入利率の上昇に伴うものです。

次に、資本的支出の明細ですが、住居手当、共済費、扶養手当関係の職員の人件費となっております。

議案第81号につきましては以上となります。

次に、議案第82号です。令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）になります。

1 ページをお願いいたします。

第2条で、収益的支出の補正で489万8,000円の補正予定額。それから第3条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費174万6,000円の予定額としております。

4 ページをお願いいたします。実施計画の明細です。収益的支出の明細になっております。

営業費用のほうで、19節修繕料のほうでは100万円の増額で、圧力計の故障による増額の修繕料分。23節のほうでは、漏水の修理関係の材料費として90万円の増額。総経費のほうでは、手当関係の職員の人件費関係。それから10節のほうでは、寿命の消耗品のほうに50万円の増額。

営業外費用のほうでは、企業債利息で75万2,000円の増額で、新規借入利率の上昇に伴う増額補正となっております。

議案第82号につきましては以上です。

以上で予算関係の説明を終わります。

○議長（中川公則君） ここで暫時休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第83号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い条例を改正するものです。

主な改正内容は、民間給与と職員給料の格差を解消するため、給料月額を引き上げますととも

に、期末勤勉手当の年間の支給月数を、一般職の職員につきましては0.1月分、再任用職員につきましては0.05月分引き上げるものです。

議案第84号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い条例を改正するものです。

主な改正内容は、給料月額を引き上げますとともに、期末手当の支給月数を0.1月分引き上げるものです。

議案第85号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、会計年度任用職員の給与に関し、地方自治法の改正等に伴い条例を改正するものです。

主な改正内容は、会計年度任用職員の賞与について、地方自治法の改正及び総務省からの通知により、令和6年度から、期末手当に加え勤勉手当を支給するものです。併せまして、給料表につきましても、一般職の給料表を準用しているため、今回、同様に改正するものです。

議案第86号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に伴い条例を改正するものです。

改正内容は、期末手当の支給を0.1月分引き上げるものです。

議案第87号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改正に伴い条例を改正するものです。

改正内容は、期末手当の支給を0.1月分引き上げるものです。

議案第88号、議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に伴い条例を改正するものです。

改正内容は、期末手当の支給を0.1月分引き上げるものです。

議案第89号、益城町公民館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、益城町公民館の使用料について、受益者負担の適正化を図り、良質な公共サービスを提供するため、使用料を増額補正するものです。

議案第90号、益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、益城町交流情報センターの使用料について、受益者負担の適正化と、利用者の利便性及び施設利用率の向上を図るため、使用料等の一部を減額改正するものです。

議案第91号、益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本議案は、総合運動公園テニスコートの夜間利用率の向上を図るため、夜間照明使用料に限り、

町内者と町外者の料金を同額とするよう改正を行うとともに、文言の修正など改正を行うものです。

議案第92号、益城町四賢婦人記念館条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、益城町四賢婦人記念館の入館料につきまして、博物館法第26条に基づき、益城町四賢婦人記念館を入館無料とするために条例を改正するものです。

議案第93号、益城町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、保健福祉センターの使用料について、受益者負担の適正化と利用者の利便性及び施設利用率の向上を図るため、使用料の一部を減額補正するものです。

副町長、あと、お願いします。すみません。

○議長（中川公則君） 濱田副町長。

○副町長（濱田義之君） 町長に代わりまして御説明を申し上げます。

議案第94号、益城町福祉住宅条例の一部を改正する条例の制定について御質問申し上げます。

本議案は、町営福祉住宅の家賃について、受益者数の適正化と福祉の向上を図るため、家賃の一部を減額改正するものです。

議案第95号、公有財産の取得について御説明を申し上げます。

本議案は、産業団地を整備するため、新たに用地を取得しようとするものです。取得予定地はグランメッセ熊本北側の畑地で、益城町大字惣領字西窪2142番の1筆、面積は2,015平方メートル、買収価格は2,619万5,000円となっております。

議案第96号、工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

益城町複合施設整備工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要でございますが、熊本地震の災害復旧事業として、被災した益城町公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館の三つの機能を併せ持つ、新たな複合施設の整備を行うものでございます。

工事の主な内容としましては、建築本体、電気設備、機械設備、外構土木工事などでございます。

契約金額は14億7,278万8,900円で、契約の相手方は、熊本県熊本市東区小峯4丁目4番1号、株式会社佐伯建設熊本支店でございます。

議案第97号、工事請負契約の変更について御説明を申し上げます。

本議案は、令和5年第2回益城町議会定例会において議決をいただきました、議案第48号広安小学校トイレ改修工事（A工区）の請負金額の変更を行うものでございます。

当初契約金額5,460万4,000円。これを5,703万9,389円に変更するもので、243万5,389円の増額となります。

変更の主な理由は、一つに屋内運動場トイレの床の厚さが想定よりも厚かったため、解体及び

処分の追加費用が生じました。また、南棟トイレの側壁コンクリート部分が経年劣化により損傷していたため、改修に要する追加費用が生じたことによるものでございます。

議案第98号、町道の認定について御説明を申し上げます。

今回、町道の認定をするのは、路線番号479の下辻住宅2号線でございます。この路線は、熊本地震で被災した益城町公民館、男女共同参画センター及び子育て支援施設の機能を併せ持った複合施設の建設に伴い、施設西側に新設する路線でございます。既存の町道下辻住宅線とグランメッセ木山線を結び、辻の城地区及び木山下辻地区等、周辺住民の利便性の向上が見込まれる路線となります。

議案第99号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本議案は、益城町営住宅等を管理する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は別紙のとおりでございます。町営住宅、福祉住宅、及び地域活性化住宅を合わせた25団地、1,048戸でございます。

指定管理者となる団体は、熊本市中央区帯山4丁目18番1号、益城町営住宅管理共同企業体、代表者は株式会社キューネット、代表取締役、西川尚希様でございます。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で予定しております。

議案第100号、指定管理者の指定の期間の変更について御説明を申し上げます。

本議案は、益城町町民憩の家の指定管理者の指定期間の変更について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

益城町町民憩の家につきましては、平成27年度より指定管理者制度を導入し、管理運営を行っております。令和6年3月31日で第2期の指定管理期間が終了いたします。こうした中、現在、町民憩の家の今後のあり方について、基礎調査及び基本構想、基本計画に取り組んでおりますことから、指定管理期間を1年延長させていただくものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

最後に、議案第101号、益城町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布され、国民健康保険税に関する改正部分が令和6年1月1日から施行されることに伴いまして、条例を改正するものでございます。

主な改正内容は、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、国民健康保険税について、新たに産前産後期間に係る所得割税及び被保険者均等割額の減額、出産被保険者に係る届出について、新規規定を行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第77号から議案第101号までの25議案についての説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午前11時28分

12 月 12 日（火曜日）

令和5年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年12月11日午前10時00分招集
2. 令和5年12月12日午前10時00分開会
3. 令和5年12月12日午前11時16分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 榮正敏君	18番 中川公則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	田上勝志君
総務課長	塘田仁君	新庁舎等建設課長	内村康成君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
税務課長	坂井浩章君	住民課長	竹林浩幸君
福祉課長	荒木薫君	福祉課審議員	吉住由美君
こども未来課長	吉川博文君	健康保険課長	松永昇君
産業振興課長	松本浩治君	都市計画課長	齊藤計介君
街路課長	石橋淳君	建設課長	村上康幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課管理係長	相良憲二君

水道課長 山口拓郎君 学校教育課長 富永清徳君
生涯学習課長 中村康広君

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

まず、初めに、議案第77号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第83号「令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの6議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。議案第77号について質問させていただきます。

25ページの8款土木費、2項道路橋梁費、2目の道路新設改良費の中で、県道整備事業負担金、1億6,240万円。

これと、次のページの8款土木費、4項の都市計画費の中で、6目の土地区画整理費の中で18節の負担金のところ、益城中央土地区画整理事業負担金、1億3,107万9,000円ですかね。これについてですが、これが前年度からすると、かなり高くなっているというか、増えているものだから、増えた理由について。

県道整備事業については約7,000万円近く増えていますし、土地区画整理の負担金のほうについては5,000万円ぐらい増えていると思いますけれども、事業量が増えたのが理由なのか何なのか、増えた理由をちょっと教えてください。

○議長（中川公則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） 建設課長の村上でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第77号、25ページになります。8款2項2目18節県道整備事業負担金。

こちらのほうの、まず内容といたしましては、熊本高森線4車線化工事に伴いまして、国の補正予算に伴います事業費として約40億円が補正予算で計上され、予算がついたということで、こちらのほうの町の負担金ということで、補助裏になります。補助裏が約4.06%によりまして、1億6,240万円が町の負担金ということで、増えた理由といたしましては補正予算の額が大幅に予算がついたということになるかと思っております。事業費関係の予算が多めについているということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 復興整備課、水口でございます。13番中村議員の1回目の御質問、議案第77号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）の26ページ、8款4項6目土地区画整理費の18節負担金補助及び交付金、これの1億3,107万9,000円。益城町中央土地区画整理事業の負担金が増額になった理由ということでございます。

先ほど建設課のほうでもありましたけれども、今回のまず国の経済対策で補正の事業がきております。その6年度の前倒しということで、今回、補正に上げさせていただいておるところです。

事業の増額の理由については主にそれですけれども、負担金の増額については、今、区画整理事業については、街路等の道路事業が今までは多かったですけれども、その後、今度は区画街区、土地の整備事業、こちらのほうが増えてきております。そちらについては単県事業ということになりますので、負担率が10%ということになりますので、その分が増えてきておりますので、全体的に事業費が増えているということになります。以上です。

○議長（中川公則君） 13番中村議員。

○13番（中村健二君） 区画整理のほうについては負担率がちょっと上がったということで、それでちょっと増えたということもあるということですね。それから、6年度の前倒しということで、分かりましたけれども。

県道事業のほう、中央線のほうは予算が多めに組まれたから増えた。これは1億6,240万円というのは、これは地方債で組んであるわけですね。地方債ですよ、このお金。課長が言われたのは、補正で予算が多めについたからとかあったけど、それで予算が多めにつけば事業費が増えるわけですか。事業の量が増えて予算が余計ついたんなら分かるけれども、ただ予算が増えたから負担金が増えるというのはちょっとおかしいんじゃないですか。その辺が何か少し内容が違うような気がしますけど。

この負担金は地方債で、こっちのほうは100%起債ですね。1億6,240万のほうは100%地方債になっていますね。それから、区画整理のほうは90%が地方債で10%が一般財源となっていますけれども。その辺がどうなのか。もうちょっとその理由を教えてください。地方債であれば裏手があるはずだと思うんですけど。裏手はどうなっているのか、その辺も併せて教えてください。

○議長（中川公則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） 建設課長の村上でございます。13番中村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

すいません。私の説明がちょっと足りないといえますか、その辺がうまくいかないところがございます。申し訳ございません。

県道整備事業負担金につきましては、先ほど申し上げましたように、国の補正予算により、4車線化事業費に対する予算が計上されているということで、事業費が約40億円考えられていると。県のほうで。そちらに対する町の負担金、先ほど申し上げました補助裏の4.06%、1割になりま

す。こちらの負担金に関しましては、事業費に対する負担につきましては毎回負担率は同じでございます。ですので、事業費が大きくなれば、町の負担も大きくなるということで、事業費が大きくなった場合、この予算になったということでございます。以上でございます。

(自席より発言する者あり)

すいません。補正予算債の充当率100%、交付税措置50%の予算でございます。以上でございます。

○議長(中川公則君) 13番中村議員。

○13番(中村健二君) 大体つかめました。結局、この事業に40億円という補正がついたと。だから、事業費が大きくなったわけですね。それに対しての負担金というのが増えたということですね。だから、事業費が増えたから、率は同じだけれども、事業費が増えたから町の負担のほうも増えたということになるわけですね。

あとは、交付税措置が50%ということですかね。分かりました。以上です。

○議長(中川公則君) ほかに質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番(野田祐土君) おはようございます。10番野田です。少し質問がかぶるかもしれませんがけれども、よろしく願いいたします。

議案第77号です。一般会計補正予算書の26ページの土地区画整理費、益城中央土地区画整理事業負担金1億3,107万9,000円について。少し関連になるかもしれませんがけれども、よろしく願いいたします。

まずこの分で、今、益城町の区画整理内で、益城町が持っている筆数と面積と、それに対する今後の使用目的が分かれば教えていただきたいと思います。もし分からないのであれば、いつどいう形でそれをきちんと住民の方々に説明するかについて教えていただきたいと思います。

2点目が、同じページで12目の木山城址公園景観整備測量業務が1,300万円計上されておりますけれども、整備事業そのものは大いにやっていただいても結構なんですけれども、地元の方に今どういう周知をされているのかを教えてください。

というのが、木山城址いろいろありますけれども、景観整備ということなので、一番頂上の部分をもっと広げるとか、いろんなことができると思うんですけれども、何をどのようにやろうとしているのかを教えていただきたいと思います。

○議長(中川公則君) 水口復興整備課長。

○復興整備課長(水口 清君) 復興整備課、水口です。13番野田議員の1回目の御質問にお答えします。

議案第77号、令和5年度益城町一般会計補正予算(第6号)の26ページ。8款4項6目18節の負担金及び補助金の関連ということで、土地区画整理事業の負担金に関連してということでございます。

すいません。町のほうで今所有している面積というのは、復興整備課のほうではちょっと把握

しておりません。町関係のほうになりますと、文化会館とか公営住宅とか、そういったふうにもろもろ担当部署が分かれておりますので、私のほうで総括して面積を知ってというのはちょっと分かりかねますので申し訳ございません。

それと、今後どういった活用をするのかということでございますけれども、区画整理内地におきましては、中心市街地の都市構想再編集中支援事業のほうも一部計画しております。街区の公園とかについては、公園の整備のほうを行っていくと思う。今、蛭子町のほうでは、みんなの広場という形で二つの整備を行っているというような状況もございます。そういった形で、町の施設等のほう、公園等、そういった設備のほうを行っていくという考えでございます。

公園とかにつきましては、地元の方ともお話をしながら、どういった公園がいいのかということも含めて検討して、内容のほうを整理して整備を図っているところでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 10番野田議員の二つ目の御質問にお答えさせていただきます。

議案第77号、令和5年度益城町一般会計予算（第6号）中、ページで言いますと、26ページになります。

12目、12節の委託料。木山城址公園景観整備測量設計業務委託料1,300万円の内容についてでございますが、木山城址公園は、皆さん御存じのとおり、春先には秋津川河川公園から木山城址公園におきまして、桜の時期など町内外から多くのお客様がお見えになられます。四季を通じて、町民にとっても憩いの場となっております。

このため、都市再生整備事業におきまして、木山城址の立地を生かしまして、市街地を眺望する展望広場、それから、歴史を紹介するような施設などを整備し、散策したくなるような緑豊かな癒やしの空間として、回遊性を高めたいというふうに思っております。

議員御質問の、そういった整備の内容についてどのように周知をしているのかということですが、当初は来年度以降に整備を予定をしておったんですけれども、今回国の補正予算ということで、町のほうもその予算を先取りしたような形で手を挙げさせていただいております。

今回、委託を発注させていただきました。その後、ワークショップなどを開催し、周辺の皆様の御意見などをお聞きしながら、どのような公園にしたほうがいいのかというのを今後検討して整備を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） まず、今御回答いただきました木山城址公園のほうからもう一度お尋ねします。

ワークショップ等を今後行うというお話でしたので、まずは実施設計の立てつけというよりは基本設計の立てつけで行うという考え方でよろしいでしょうか。これが2回目の質問です。

あと、土地区画整理事業費、ちょっと私の質問の仕方が悪かったと思いますので、もう一度質問を改めてさせていただきますけれども、木山校区の区画整理事業の中で、地震後、要するに木

山校区の区画整理が始まった中で、益城町として購入した土地の筆数と面積を教えていただきたいということと、その分についての今後の利用目的についてを教えていただきたいということです。もう一度、説明をよろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 10番野田議員の2回目の御質問にお答えします。

木山城址公園の委託設計については、基本設計と捉えていいのかという御質問かと思えますけど、木山城址公園の公園自体はもう既に整備が進んでおりますけれども、それをいかに今後、その中で回遊性を高めて、町内外の方に多く来ていただくような整備を行うのかということでございます。今回国の事業につきましても、実施設計が補助対象事業というふうになりますので、この1,300万円の費用につきましては実施の方向で考えております。以上です。

○議長（中川公則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 10番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

町が購入した土地の面積、筆数についてということでございます。

筆数、面積等についてはちょっと資料を持っておりませんので、また後日、御回答させていただきたいと思っております。

公社から町が買い戻したものについては、文化会館の駐車場とか、公営住宅の用地というものがございます。そういったものが、今現在、町のほうが公社から買って所有しているというものでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 2回目の御回答をいただきまして、ありがとうございます。

すいません。公社も町も基本的には同じものだという捉え方をしております。その上での質問であります。

というのが、木山の地元の方、まだ移られる方とか、ほかの場所に行かれる方、換地をされようと思っている方がいらっちゃって、その人たちからお話を聞く際に、要するに区画整理内で移ろうとする場合、どこが空いとるんでしょうかという質問をたまに受けます。換地で移る際ですね。それは県がやられるのかもしれないけれども、益城町としては、今町が持っている土地の活用、駐車場とかいろんなお話はありましたけれども、ばらばらになっている部分が多いと思うので、実質的に何筆あってその面積はこれくらいありますと。そしてそれを今後このように利用していきますというような立てつけ、もしくは利用目的をおっしゃっていただかないと、換地の際に困る場合も出てくるのかなと思って質問をいたしました。

開発公社が持っている部分であろうが、開発公社は町が直接買えないから前もって開発公社で買いますという立てつけでやっていると思うので、実際町の土地になるというのを前提にお話をさせていただいておりますので、実際、今、開発公社もしくは益城町が所有している土地の筆数、場所等は、ある程度の段階できちんと住民もしくは町民に分かるようにしていただいて、その利用目的についてもきちんと説明をしていただきたいと思っております。3回目の質問です。よろしくお

願いいたします。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。10番野田議員の3回目の質問にお答えさせていただきます。

公社の関係の御質問になっておりますので、公社の関係につきましてはこの議会の場で答えるような案件ではないかと思っておりますので、別の機会を設けてまた説明のほうをさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○10番（野田祐士君） よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 8番吉村でございます。たくさんの質問があります。

益城町一般会計補正予算書（第6号）の中から、まずページ数でいきますと16ページ、7目の諸費、有線及び無線放送施設広報掲示板整備補助金で220万7,000円、これは先日の説明では6地区分というふうに言っておられましたけれども、具体的に6地区がどこなのかというのを教えてください。

それから、17ページの総務費の4目収納率向上対策事業費で、水道料金システム端末追加業務委託料で127万8,000円、これはどういうものなのか、ちょっと具体的に説明をお願いいたします。

それから、20ページ。民生費、社会福祉費の負担金補助及び交付金で、価格高騰重点支援地方交付金、低所得者支援額として2億6,600万円、これは国の対策で7万円の3,800世帯に支給するというのでございますけれども、この分が可決になった場合には、いつ支援金を送付されるのか、計画されてるのであれば、いつ頃支給されるのか、その時期をお知らせください。

それから、26ページ。都市再生整備計画事業費のうち、14節の工事請負費で、交通広場整備工事費で5,000万円。この内容をお知らせください。

それから、28ページ。教育費、教育総務費の需用費で、消耗品として432万6,000円、これはタブレット関係だというように御説明をいただきましたけれども、具体的にタブレット関係とはどういったものなのかお教えてください。

それから、同じく28ページ。教育費、小学校費で14節広安西小施設整備費で474万9,000円、これは児童数増加によるということになっておりますけれども、この具体的な内容をお知らせください。

それから、その下の備品購入費で431万2,000円は、施設器具費として飯野小学校と広安小学校に使われるということですが、具体的に飯野小学校はどれくらい、広安小学校が何万円というのをお知らせください。以上です。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。8番吉村議員の御質問、議案第77号、益城町一般会計補正予算書（第6号）から、16ページ。2款1項7目18節負担金補助交付金、有

線及び無線放送施設等の補助金で220万7,000円。6地区はどこかという御質問かと思えます。

今回の整備につきましては、平田、下砥川、安永3町内、東無田、上小谷、田原、以上の6地区となっております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 坂井税務課長。

○税務課長（坂井浩章君） 税務課の坂井でございます。8番吉村議員の御質問にお答えします。

今回、議案第77号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）の17ページになりますけれども、歳出、2款総務費、2項徴税费、4目収納率向上対策事業費、12節委託料分の127万8,000円ですけれども、こちらのほうは、来年度から財政健全化ということで力を入れるために、町税以外にもこちらの、水道料金システムとなっておりますけれども下水道も一緒にシステム構築されていますので、まずは下水道の使用料、あと受益者負担金などの強制徴収公債権、こちらのほうと一緒に税務課のほうで徴収していくということ、また、債権管理一元化に向けての組織の体制強化をするために、今回、端末を2台導入するというものでございます。以上になります。

○議長（中川公則君） 荒木福祉課長。

○福祉課長（荒木 薫君） 福祉課の荒木です。8番吉村議員の質問にお答えいたします。

議案第77号、令和5年度益城町一般会計補正予算書（第6号）中、20ページ。3款1項10目18節負担金補助及び交付金2億6,600万円。この分の支援金の支給はいつを予定しているのかということについてお答えいたします。

御承認いただきましたら、まずシステム改修を行いまして、通知書の発送の予定は一応1月17日を予定しておりますが、中旬から下旬の発送を予定しておりまして、2月の中旬の振り込み開始を予定しております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 復興整備課、水口でございます。8番吉村議員の1回目の御質問、議案第77号、令和5年度益城町一般会計補正予算書の第6号、26ページ、8款4項12目の14節工事請負費の交通広場の整備の工事費の5,000万円について、どういったものかという御質問だと思います。

交通広場につきましては、役場庁舎の南側にあります復興まちづくりセンター、その南側に整備を計画しております。当初予算のほうにも計上させていただきましたけれども、今回につきましては、国の経済対策の補正につきまして、5,000万円ほどの都市再生整備事業の補助がきましたので、今回前倒しとしまして5,000万円の補正をさせていただいているところでございます。

工事につきましては、全体4億円ほどの概算になっておりますけれども、今回につきましては、その造成工事の一部の工事に充てたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（中川公則君） 富永学校教育課長。

○学校教育課長（富永清徳君） 学校教育課長の富永でございます。8番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第77号、令和5年度益城町一般会計補正予算書（第6号）、28ページになります。10款1

項2目事務局費の10節需用費になります。消耗品の432万6,000円、こちらのタブレットはどういった附属品かということでお聞きですので、そちらをお答えしたいと思います。

来年度の新1年生のタブレット端末の附属購入費という形で、4月の入学に合わせて納品を間に合わせるために今回の補正で計上しております。

品物としましては、iPadのソフトケース、ハードケース、それから専用のフィルム、USB充電器、充電ケーブル、タッチペンになります。

それから、同じページになりますけれども、10款2項小学校費の1目学校管理費、14節の工事請負費、広安西小の施設整備費474万9,000円はどういった工事かという御質問ですので、お答えしたいと思います。

こちらに関しましては、広安西小の令和6年度の児童数増に伴いまして図書準備室のほうを特別教室へ改修する金額が287万円、それから、1階の職員トイレの改修に伴いまして既存の男子更衣室まで広がります。その関係で、多目的スペースに新たな更衣室を設置するための工事として187万9,000円を計上しております。合計で474万9,000円になります。

それから、同じページの同じ款項目の17節備品購入費、こちらの機器管理費の431万2,000円になりますけれども、こちらに関しましては、議員から質問がありましたとおり、飯野小の令和6年度の児童数増加に伴う教室増分等の備品購入、こちらが134万3,000円。それから、広安西小の同じく児童数増加に伴う教室増室等の備品購入といたしまして296万9,000円。以上になります。よろしく願います。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） ありがとうございます。

追加で再度お聞きしたいんですけども、26ページの交通広場整備工事費で、国の補正による前倒しで5,000万円使うということで、造成工事の一部ということでしたけれども、あそこは、民間の家が1軒、たしか敷地内にあると思うんですけども、その対応というのはいつ頃される予定なのか関連してお聞きいたします。

それから、28ページの教育費の需用費の消耗品費で、タブレット関係ということで、具体的に来年度1年生用のタブレットに付随する諸経費という形でされるというふうに言われましたけれども、タブレット本体は、結局6年生が卒業するとその分も1年生に使うということですのでよろしいのでしょうか。2回目の質問にかえさせていただきます。

○議長（中川公則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 復興整備課、水口でございます。8番吉村議員の2回目の御質問、区画整理の交通広場で行う民家についていつ頃かということのお話でございます。

こちらについては、今年度中に町のほうについては工事のほうを着工したいというふうに考えておりますので、今、復興事務所のほうと調整を図っていただいているというところでございます。いつ頃というのはこちらのほうにも明確には、まだ、来ておりませんのでお答えしかねると思います。よろしく願います。

○議長（中川公則君） 富永学校教育課長。

○学校教育課長（富永清徳君） 8番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今回、28ページのタブレットの端末の附属品の購入で消耗品という形で上げておりますけれども、本体はどうするのかということですが、本体は卒業生分を使うことを考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 今、タブレット関係の分で、本体は卒業生の分を使うということでしたが、タブレットも使用年数がどんどん長くなると、破損とか使えなくなるというようなケースも多々出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、その分に関しても、タブレット本体の補充という形、これはまた別に予算計上されるのでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（中川公則君） 富永学校教育課長。

○学校教育課長（富永清徳君） 8番吉村議員の3回目の御質問にお答えいたします。

破損した今回のタブレットのほうはどう補充するかということなんですけれども、一応今まで画面破損とか約200台ほど出ておりますけれども、そちらに関しましては無償で修理していただくということで、そちらを使っているところでございます。以上でございます。

○8番（吉村建文君） ありがとうございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありますか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。11番宮崎です。

私は議案第80号、令和5年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）の中で、2ページなんですが、繰入金。これが今回より繰入金として262万9,000円ほど入っております。この特別会計だけではなくて、特別会計の予備費というのはどういうふうな考え方で運用されるのか、これをちょっと教えていただきたいと思って質問します。

今回は、ちなみに言いますと、予備費はまだ3,300万円ちょっとあるんですね。にもかかわらず、今回一般会計から繰入れているということで、予備費の考え方、いろいろ事業目的によって違うんでしょうけど、これについて教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中川公則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永昇君） 健康保険課の松永です。11番宮崎議員の御質問にお答えします。

議案第80号、令和5年度益城町介護特別会計補正予算（第2号）中、歳入の介護保険事業補助金と、6ページの一般会計繰入金の262万9,000円の件ですよね。

これにつきましては、国の制度改正に伴うシステムの改修が102万3,000円、これは国のほうから2分の1の補助がございまして、あと160万円につきましては調査員の増員に伴う軽自動車の購入ということになっております。

予備費につきましては、歳入歳出が同額でないといけませんので、今、調整するような形でやっております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 今、答弁をいただきましたが、ちょっと私の質問の答えとしては理解できなかつたんですが。

まず歳入で、今回その他のところに繰入金を入れていますよね。私の質問は、これは年度の当初の予算なんですけれども、これに見ると、予備費というのが大体3,339万2,000円あるんです。ですから、何でこの予備費を使わないで一般会計から繰り入れるんだらうかと。国からの補助は分かります。あと、歳出額は大体出ています。ですから、予備費を使わないで、一般会計からと言いますか、繰り入れなきゃいかん、その理由が知りたかつたんですけど、それについて再度お答えしていただけませんか。今の1回目のやつじゃ、ちょっとよく分かりませんでした。お願いします。

○議長（中川公則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） 宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

すいません。今の段階ではちょっと詳しい資料がございませんので、後ほど回答するというところで、申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。10番宮崎議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

議案第80号、介護保険特別会計予算書になります。繰入金等で対応して予備費をなぜ使わないのかというふうな御質問ですが、議員の質問にもありますように、予備費で対応することも可能かとは思いますが、しかし、予備費の充用関係についてはいろいろ御指摘もいただいているところでありますので、しっかり補正予算として対応できる分については補正予算で対応していくということで今回補正をさせていただいているということと、あとは今回のシステム改修と車両購入費については、総務費のほうの事務費になりますので、基本的には一般会計からの繰出金が財源になるということで、今回、このような補正をさせていただいているということです。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 今、山内課長から答弁がございました。

多分、担当としてはそういう答えしかないんだらうと思うんですけども、要は特別会計の予備費というのはどういう地位づけで、どういうふうにして運用するかというのだけきちっと確認していただければ私の質問は終わりです。以上で終わります。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） これで、議案第77号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第82号「令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。11時5分から開始します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第83号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第94号「益城町福祉住宅条例の一部を改正する条例の制定について」まで、及び議案第101号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の13議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 9番甲斐でございます。4議案をお聞きしたいと思います。

議案第83号、一般職の職員の給与に関する条例並びに議案第86号、町長等の給与に関する条例、3番目、議案87号、教育長の給与に関する条例、4番目、議案88号、議員の議員報酬等に関する条例。

1番目、83号からお聞きします。

一般職員の給与に関する条例ですけれども、まず、現在の一般職員のラスパイレス指数について伺いたいと思います。ラスパイレス指数は、国の行政職員の俸給を100として計算した指数ということです。益城町及び類似団体平均及び全国町村平均はどのような状況か、直近の指数をお願いいたします。

2番目、議案86号。町長等の給与に関する条例で町長の給与、副町長の給与並びに県内町村での給与の順位。副町長も順位ですね。

それから3番目。議案第87号、教育長の給与等に関する条例。教育長の給与はお幾らで、県内町村での順位は何番目か。

4番目。議案第88号、議員の議員報酬に関する条例。議員の報酬、これは分かっていますけれども、金額はお幾らかと。県内町村での順位は何番目になっているのか。

以上4議案についての数値をお尋ねします。以上です。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。9番甲斐議員の御質問、議案第83号益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第86号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第87号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第88号議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、大きく4点についての御質問かと思えます。

まず、1点目、一般職の職員の給与に関する条例から、一般職の職員のラスパイレス指数、直近の数字をとということかと思えます。

また、併せて類似団体、それから全国町村平均というお尋ねでございますが、この類似団体については、調べましたけれども出てまいりませんでしたので、こちらにつきましては、県内町村平均、県内の町村で比較したところの数字ということでお答えをさせていただきます。

それではまず、令和4年4月1日現在の益城町職員のラスパイレス指数につきましては92.4。県内町村の平均については2.2ポイントプラスの94.6。全国町村平均については3.9ポイントプラスの96.3というところになっております。県内の市町村の中では45自治体中43番目、県内町村でいきますと31団体中28番目という数字となっております。

次に、議案第86号の町長等の給与に関する条例から、町長の給与、副町長の給与、それから県内の順位については、町長の給与が83万400円、県内1位。副町長の給料62万3,500円、県内での順位1位。

議案第87号、教育長の給与等に関する条例から、教育長の給与56万9,900円、県内町村での順位は1位。

議案第88号、議員の議員報酬等に関する条例から、議員の報酬については、24万9,100円、県内町村での順位は5位ということになっております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） それでは、今、説明いただきました確認をしたいと思えます。

益城はラスパイレス指数92.4と。私の資料では、類似団体は97.2というのがあります。それから、全国は96.3と。それで益城のほうは類似団体よりも4.8ポイントほど低いんだと。全国平均よりも3.9ポイント低いというふうに認識をしたいと思えます。ですから、益城町の職員は、やはり、43番目ということもありますが、給与が安いというふうに感じます。

それから、議案第86号、町長及び副町長については、今言われたとおりで、県内では一番の順位であります。

87号の教育長の給与についても、県内では第1位であります。

議員の報酬については、県内町村での順位は、私の調査では2番目というふうになっておりますが、同じような数字が何自治体もありましたので、2番目だというふうに意識しております。以上、確認でした。これで終わります。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） これで、議案第83号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第94号「益城町福祉住宅条例の一部を改正する条例の制定について」まで、及び議案101号「益城町健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を終わります。

次に、議案第95号「公有財産の取得について」から、議案第100号「指定管理者の指定の期間

の変更について」までの、6議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第95号「公有財産の取得について」から、議案第100号「指定管理者の指定の期間の変更について」までの質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第77号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第101号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」までの25議案につきましては、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号「令和5年度益城町一般会計補正予算（6号）」から、議案第101号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」までの25議案につきましては、お手元に配付の付託区分のとおり、各常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午前11時16分

12 月 13 日（水曜日）

令和5年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年12月11日午前10時00分招集
2. 令和5年12月13日午前10時00分開議
3. 令和5年12月13日午後3時55分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 8番 吉村建文議員
- 4番 上村幸輝議員
- 11番 宮崎金次議員
- 3番 西山洋一議員
- 1番 坂井金次郎議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 松本昭一君 | 8番 吉村建文君 | 9番 甲斐康之君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 榮正敏君 | 18番 中川公則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	田上勝志君
総務課長	塘田仁君	新庁舎等建設課長	内村康成君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
税務課長	坂井浩章君	住民課長	竹林浩幸君

福祉課長	荒木 薫 君	福祉課審議員	吉住 由美 君
こども未来課長	吉川 博文 君	健康保険課長	松 永 昇 君
産業振興課長	松本 浩治 君	都市計画課長	齊藤 計介 君
街路課長	石橋 淳 君	建設課長	村上 康幸 君
復興整備課長	水口 清 君	下水道課管理係長	相良 憲二 君
水道課長	山口 拓郎 君	学校教育課長	富永 清徳 君
生涯学習課長	中村 康広 君		

開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問となっています。

なお、本定例会の一般質問通告者は9名です。

一般質問は、本日と明日14日の2日に分けて行います。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に吉村建文議員、2番目に上村幸輝議員、3番目に宮崎金次議員、4番目に西山洋一議員、5番目に坂井金次郎議員。

14日は、1番目に木村正史議員、2番目に野田祐士議員、3番目に甲斐康之議員、4番目に坂田みはる議員。

以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

8番吉村建文議員。

○8番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。8番公明党の吉村建文でございます。

最近の国際情勢には心を痛めることが多過ぎます。ウクライナとロシアの戦争、これに加えてパレスチナとイスラエルの戦争と、何とかして平和が訪れることを心より祈っております。国内に目を転じますと、自民党の派閥によるパーティー券のキックバックによる不正な金額のやり取りなど、政府を揺るがす問題が起こっています。

益城町は、熊本地震より7年8か月が経とうとしております。一步一步、復興への歩みを進めていきたいと思っております。

傍聴の皆様方、また、モニターを御覧の皆様、日頃より町政に関心を持ってくださり、ありがとうございます。本日も町政に関する質問をさせていただきます。

本日は4点到って質問をさせていただきます。

1点目、不登校の問題について、2点目、防災減災対策について、3点目、高額療養費制度について、4点目、高速道路下のボックスについて、以上4点到って質問をさせていただきます。

す。

それでは、質問席に移らせていただきます。

初めに、不登校の問題について質問したいと思います。

文部科学省の調査では、2022年度の不登校の小中学生は、前年度より約5万4,000人増え、約29万9,000人と過去最多になっております。

そもそも、文部科学省による不登校の定義とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因の背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものを言います。

本町における小中学生の不登校の現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

次に、今年3月に文部科学省が発表した不登校対策COCOLOプランに基づく2024年度からの取組を、前倒しで速やかに実行しなければならないと思いますが、本町の不登校への対応と取組についてお伺いいたします。

次に、子どもが不登校になってしまったときの対応策として、不登校特例校があると知りましたが、本町にもあるのでしょうか。

最後に、現在、1人1台、小中学生に端末が配付されていますが、不登校やいじめにつながる不安や悩みの前兆を早期発見・早期対応するため、相談アプリを入れるなど、子どもが相談しやすい仕組みをつくることも大切だと思います。1人1台端末を利用して、毎日の健康観察をしているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 本日の一般質問、よろしく申し上げます。また、傍聴の方におかれましては、早朝より、誠にありがとうございます。

それでは、8番吉村議員の一つ目の御質問の1点目、本町における小中学生の不登校の現状はどうなっているのかについてお答えします。

まず、令和5年10月末時点での本町の不登校の状況は、児童生徒数3,380人のうち、不登校の児童生徒数は72人、割合では2.1%となっております。その内訳は、小学生が13人で0.6%、中学生が59人で5.2%です。

この数字は、令和4年度の国における不登校児童生徒の出現率である、小学生が約1.7%、中学生が約6.0%と比較しますと、いずれも全国数値を下回っておるところです。

次に、一つ目の御質問の2点目、本町の不登校への対応と取組についてお答えします。

議員御指摘のとおり、本年3月に文部科学省は、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策で、COCOLOプランというものを打ち出しております。このプランでは、学びの場の確保、教育とこども家庭庁や福祉との連携、安心して学べる環境の整備などが重点項目として挙げられております。

本町におきましても、不登校への取組は大変重要であると認識しておりまして、学校や教室に入ることに抵抗感を感じております不登校傾向の児童生徒に寄り添うため、教育支援センター、いわゆる通称フレンドネットと呼んでおりますけれども、それを町内2か所に整備しまして、6

人の不登校支援員を配置しておるところでございます。現在、延べ45人を超える利用がっており、児童生徒一人一人のニーズに合わせた個別学習や教育相談、及び体験活動などを行い、熊本大学やこどもL.E.C.センターなどの御支援もいただきながら、年々支援内容の充実を図っているところであります。

また、児童生徒の不登校発生時に適切に対応することはもちろん、不登校を未然に防ぐことも重要な課題と捉えており、各小中学校における個別の対応に加え、各中学校区の小中学校間でも、不登校状況になる前、あるいは早期の段階で適切に対応できるよう、児童生徒の学校生活の状況や家庭環境の情報等を共有するなど、連携して取り組んでおるところでございます。

なお、11月8日に、益城中学校校区におきまして、小中連携に係る授業研究発表会を開催しましたところ、小中合同の授業や吹奏楽の演奏等における児童生徒の生き生きとした姿に、多くの参加者から称賛をいただき、児童生徒を中心に据えた、小学校と中学校の連携の重要性を改めて感じたところです。

今後とも、児童生徒が安心して学べる環境の整備や、不登校の未然防止策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、一つ目の御質問の3点目、不登校特例校が本町にもあるのかについてお答えします。

議員御質問の不登校特例校とは、学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時数を少なくするなど、柔軟に学ぶことができる学校ですけれども、現在本町では設置しておりません。

なお、本町には、ほかの制度として、各学校の特色や少人数のよさを生かし、一人一人の児童に対して、個に応じた、行き届いた教育や様々な体験活動を行うことで、確かな学力と豊かな人間性を培うことができる小規模特認校制度があります。

この制度は、教育委員会の承認のもと、保護者の希望により、指定された学校以外の同町内の小規模校への通学を、保護者の責任のもとで行うことができるものです。

本制度の活用により、不登校児童生徒に対しましても柔軟な対応をすることが可能であると考えております。

最後に、一つ目の御質問の4点目、1人1台端末を活用して毎日の健康観察をしているのかについてお答えします。

コロナ禍での学級・学年閉鎖時には、児童生徒に1人1台配付しておりますタブレットを活用しまして、担任による健康観察を行っておりました。

議員御提案のタブレットを使った双方向での健康観察は、不登校傾向の児童生徒の希望があれば、実施は可能と考えます。現在、町内には、その方式を実施している小中学校はありませんが、今後、実施の可能性について検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答、ありがとうございました。

本町における小中学生の不登校の現状については、令和5年10月末時点での不登校の現状は、不登校児童数が72人で、内訳は、小学生が13人、中学生が59人であり、令和4年度の国における

不登校児童生徒の出現率よりも、数値は下回っていることは分かりました。

しかし、益城町における不登校児童の増加は、学校教育課に問い合わせたところ、10月末時点で、令和2年度が39名、令和3年度が48名、令和4年度が62名、令和5年度が72名と、右肩上がりで増え続けているのであります。

本町の不登校児童生徒に対する対応と取組について、現状の説明がありました。

注目される点として、学校や教室に入ることに抵抗を感じる不登校傾向の児童生徒に寄り添うため、教育支援センター「フレンドネット」を町内2か所に整備し、6人の不登校支援員を配置しているところだと述べられました。現在、延べ45人を超える利用者があり、安心して学べる環境の整備充実を図っているとのことですが、具体的に2か所はどこなのか。また、時間帯などはどうなっているのか、お伺いいたします。

また、不登校児を抱えた親にも支援が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

不登校児童の家庭が直面する課題に関して、不登校を経験した子どもを持つ保護者に対して、NPO法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワークが昨年10月から11月に行ったアンケートの結果を見ても、不登校をきっかけとした親の変化として、学校や社会への考え方が変わった人が82.5%、不登校の原因が自分にあるかもと自分を責めた人が66.7%、孤独感・孤立感を感じた人が53.1%。また、充実してほしい支援が、子どもや親が学校以外で安心できる居場所、人とつながれるのが80.5%、学校の柔軟な対応が76.9%、経済的な支援が68%という結果が分かりました。

こうした親御さんに対応する場所としても、教育支援センターは活用されるのでしょうか、お伺いいたします。

不登校特例校が本町にあるかとの質問では、現在本町では設置はしていないとの回答でしたが、その代わりに本町では制度として小規模特認校制度があるとのことですが、たぶんそれは津森小学校と飯野小学校だと思いますが、現在、この制度を利用している児童はおられるのでしょうか、お伺いいたします。

最後の質問で、1人1台端末を利用した双方向での健康観察ですが、不登校傾向の児童生徒の希望があれば実施は可能と考えるとのことですが、ぜひ実施の検討をお願いいたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番吉村議員の一つ目の御質問の2回目、まずは、教育支援センター2か所の具体的な場所及び時間帯などについてお答えします。

教育支援センターの場所は、1か所は、交流情報センター、ミナテラス内にあります。それからもう1か所は、惣領バス停前にあります、こがみ舎の2か所であります。

また、2か所とも、時間帯は平日の9時から午後3時半まで開設しておるところでございます。ただし、ミナテラスの交流情報センターは月曜日が休館日となりますため、月曜日はお休みとなっております。

次に、児童生徒の親への支援、教育支援センターの活用についてお答えします。

議員御指摘のとおり、不登校傾向の児童生徒の保護者の中には、多くの悩みや不安を抱えてお

られる方もおられます。

そこで、学校では、保護者の悩みや不安に寄り添うため、不登校児童生徒の親の会を実施するなどして、保護者同士のつながりをつくり、お互いの情報交換等を通じまして、不安感の払拭や対応の方向性の共通理解等に取り組んでおります。

また、教育支援センターでは、不登校支援員による保護者との教育相談だけでなく、専門の臨床心理士との無料教育相談会も毎月2回ずつ実施しております。

このほか、教育委員会では、電話や来所での相談も随時受け付けておりまして、相談があった場合には、関係機関や教育支援センターへの紹介を行っております。

次に、小規模特認校を利用している児童生徒についてお答えします。

令和5年11月現在、本町の小規模特認校制度を活用している児童は17人です。その内訳は、飯野小学校10人、津森小学校7人となっております。現在、令和6年度の新1年生の利用申請を受け付けておりますが、既に数人の申込みがっております。

最後に、不登校傾向の児童生徒に対する、1人1台端末を利用した双方向での健康観察実施の検討についてお答えします。

議員御提案のタブレットを使った双方向での健康観察につきましては、不登校傾向の児童生徒の保護者及び本人の意向を確認の上、学校をはじめ関係機関との連携を図りながら、具体的な対応策を検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 2回目の質問回答、ありがとうございました。

不登校問題は、我が町に限らず、今からその問題に対する取組方等が注目されると思いますので、ぜひともフレンドネットを活用した不登校対策に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、防災・減災対策についてお伺いいたします。

私が一般質問で何回も取り上げていた液体ミルクの備蓄ですが、既に備蓄が完了したということですが、どこにどれくらい備蓄されているのか、お尋ねいたします。

それから、デジタル管理をして、在庫ミスや混乱を防ぐ意味で、DX化、デジタルトランスフォーメーション化した自治体があるとの報道がありました。備蓄倉庫を多数配置している本町にも活用すべきだと考えていますが、町長の見解をお伺いします。

といいますのも、これは数年前、議員研修を行った宮城県多賀城市で取り組まれた事象です。公明党の多賀城市の議員さんに情報提供をしてもらいました。

多賀城市は、面積の約57%が津波浸水地域となっており、市はこれも踏まえ、避難が予想される住民の3日分である10万食以上の備蓄を計画しており、管理に新システムを使うとのことでした。

今年度から、備蓄品のデジタル管理導入だそうです。事業者による業務委託で、予算は197万5,000円だそうです。年1度の備蓄品の入替え時の備蓄品に管理。災害時の対応では、リアルタイムに数量を把握して支援物資の養成を円滑化して、これまで職員がやっていた、備蓄品在庫管理、備蓄倉庫ごとに配達・配備をしていたものを委託する。平日、災害時、リアルタイムで在庫データの共有が可能となるそうです。

益城町も、先月、益城中央小学校で総合防災訓練を4年ぶりに開催いたしました。地震発生から7年以上たちますと、参加された町民の皆様も若干少なくなっていた気がいたしました。

災害は忘れた頃に起こると言われますが、その備えだけは常にしっかりすべきだと思っております。

職員の皆さんの負担軽減にもつながる、こういったDX化も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川公則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 8番吉村議員の二つ目の御質問の1点目、液体ミルクの備蓄について、どこにどれくらい備蓄されているのかについてお答えいたします。

液体ミルクにつきましては、本年8月に200ミリリットルのボトル缶タイプを98本購入し、庁舎4階の備蓄倉庫に保管しております。また、小中学校に設置しております防災倉庫に、スティックタイプの粉ミルクを450本保管しており、併せまして哺乳瓶も保管しており、大規模災害時におきまして早急な対応が可能であると考えております。

なお、不足した場合の備えとしましては、民間事業者と、災害時における優先供給協定を締結いたしております。

次に、二つ目の御質問の2点目、デジタル管理をして在庫ミスや混乱を防ぐ意味で、DX化した自治体があるとの報道があった。備蓄倉庫を多数配置している本町にも活用は考えているのかについてお答えいたします。

現在、本町における備蓄品の数量や保存期間などの在庫管理は、エクセルデータによる管理表を作成し、定期的に精査を行っております。なお、人為的な管理ミスを防止するため、備蓄品の更新や購入すべき時期を年度ごとに色分けするなどの工夫も行っており、予算計上時期等も再確認いたしております。

また、在庫管理の業者委託につきましては、町としましてもその有用性は認識しており、町内一円に防災倉庫を整備する際に検討を行っております。この検討を行う中で、在庫管理を業者に委託している自治体における業者委託の主な理由としましては、大量の備蓄物資を保有していること、あるいは宇宙食など保存期間が極めて長い食料を保存していることなどがあり、本町の備蓄品が一般的で標準的な保存期間なものでありますことから、業者管理委託とはせず、担当課による管理としております。

さらに、災害時における対応としましては、内閣府が構築しました物資調達・輸送調整等支援システムを活用することとしており、在庫量や不足量を入力することで迅速な支援要請につながるものと考えております。この物資調達輸送調整等支援システムと本庁のエクセルデータによる管理表は連携可能となっており、入力ミスなど人為的ミスの防止や担当職員の負担軽減にも役立つものと考えております。

今後も、災害対応や被災者対応のDXはますます重要視されてくると認識しておりますので、国や県、他市町村の動向など注視し、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答、ありがとうございました。

液体ミルクについては、一般質問で何回も取り上げさせていただいたこともあり、やっと、新庁舎4階の備蓄倉庫に、200ミリリットルのボトル缶タイプが98本購入されたとのこと、感謝いたします。保存期間が1年半ということですので、当然、ローリングストックで置き替えされると思います。

ちなみに、液体ミルクは、調乳の手間がなく簡単に使用ができ、温め不要でそのまま授乳ができ、栄養組成は調乳後の粉ミルクと同じであります。避難所に利用することで、乳幼児を持つ親御さんにとってありがたいものと思っております。

また、デジタル管理をして在庫ミスや混乱を防ぐ意味で、DX化した自治体の報道について質問をさせていただきましたが、現在のところ、備蓄品の数量や保存期間などの在庫管理は、エクセルデータによる管理表を作成し、定期的に精査を行っているとのこと、安心いたしました。

また、物資調達・輸送調整等システムとエクセルデータによる管理表は連携が可能であり、入力ミスなどの人為的ミスの防止や担当職員の負担軽減につながるとのこと、安心いたしました。

しかしながら、災害対応や被災者対応のDX化は、今後ますます重要視されると思っておりますので、職員の負担軽減につながることはどんどん取り入れて、新たな分野で活躍していただきたいと思っております。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の二つ目の御質問の2回目、災害対応や被災者対応のDX化についての町長の見解について、町長の見解を伺うということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

1回目の答弁で申し上げましたとおり、災害対応や被災者対応のDXは今後ますます重要視されてくると認識をしております。国におきましても、デジタル庁を設置するなどあらゆる分野におきまして、DX化を推進しています。防災分野につきましても例外ではなく、避難所における避難者の受入れや被害家屋の調査、また、罹災証明発行などに係るDXが検討されております。

本町としましても、国などの動向を注視しつつ、DXによる速やかな、被災者支援や生活再建などに取り組みますとともに、限られた職員などの人的資源の有効活用と負担軽減に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 次に、高額療養費制度についてお伺いいたします。

医療機関や薬局で1か月間に支払う窓口負担に上限額を定めた高額療養費制度、公明党が一貫して訴えたことで、制度の改善が進んでおります。

当初は、上限額を超えた医療費も患者側が一度立て替えて、後日、超過分の払戻しを受ける必要がありました。しかし、公明党の主張により、入院は2007年、外来診療は2012年から、事前手続をすれば窓口での立替払いが不要となり、上限額まで支払えば済むようになりました。

この上限額は、年齢や年収で異なります。公明党は、所得区分の細分化を求め、中低所得者の負担軽減を実現いたしました。

また、これに加えて、国民健康保険法施行規則が一部改正され、市町村の判断で全ての被保険者の申請手続を簡素化できるようになったことで、70歳未満の被保険者が一度申請すれば翌月以降も継続的に制度が適用されることが可能になったわけですが、本町での取組はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川公則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） 8番吉村議員の三つ目の御質問、国民健康保険における高額療養費の申請手続の簡素化について、本町での取組はどうなっているのかについてお答えします。

本町では、国民健康保険法施行規則の一部改正に伴い、令和5年2月から簡素化手続の申請受け付けを開始しております。開始する前は、高額療養費が発生した場合、該当する月ごとに申請書を送付し、世帯主による申請が必要でしたが、簡素化の申請を行うことにより、申請以降に支給対象となった高額療養費については従来のような申請が不要となり、申請時に記入いただいた口座に、通常は診療月の3か月後の月末に自動振り込みとなります。

なお、簡素化手続の申請受理状況につきましては、令和5年11月14日現在で482世帯から申請いただいております。簡素化による自動振り込みを行った世帯件数は、令和5年10月分までで延べ792件です。

今後も、町民の皆様の利便性向上の観点から、より一層手続の周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答、ありがとうございました。

答弁の中で、申請時に記入いただいた口座に、通常は診療月の3か月後の月末に自動振り込みになっているとのことでしたが、これは、診療を受けたところが複数あって、その合計が高額医療費の上限を超えたときに、支払いがあるということですね。高齢者の方は、2か所以上の病院にかかっている場合が多いからですね。

本町では、国民健康保険法施行規則の一部改正に伴い、本年2月から簡素化手続の申請受付を開始しているとのこと、素早い対応をされていることを感謝いたします。

ただ、簡素化手続の申請受理状況については、まだ、令和5年11月14日現在で482世帯しか申請書の提出がないということは、町民の皆様に周知徹底がまだできていないのではないのでしょうか。特に高齢者の方によっては、ホームページを見られることも少ないと思いますので、広報まじきや回覧板などに、手続が簡単になったことを明示していただければと思うのですが、いかがでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） 8番吉村議員の三つ目の御質問の2回目、国民健康保険における高額療養費の申請手続の簡素化について、町民の皆様に周知徹底がまだできていないのではないかとお答えします。

本町では、簡素化手続の申請受付開始以降、窓口へ高額療養費の申請に来られた町民の皆様は個別に手続の案内をしておりますが、今後はホームページに加え、広報ましきや回覧板等も活用して、さらなる周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） この国民健康保険における高額療養費の申請手続の簡素化については、まだ町民の方に周知徹底ができていないのではないかという思いがいたしておりますので、ぜひとも、広報ましきや回覧板等を利用して、さらなる周知を図っていただきたいと思っております。

最後に、6月議会で一般質問をした高速道路下のボックス（トンネル）の進捗状況はどうなっているかについてお伺いいたします。

町の回答として、早急にできる対策として、児童生徒が通る部分にカラー舗装や道路鋸を設置し、この部分を歩道としてドライバーに強く認識していただくとのことでした。

また、トンネルと町道の交差点部にはカラーコーンを設置し、歩行者の巻き込み防止を設置し、「止まれ」表示も御船署に要請するとのことでしたが、現状はどうなっているのでしょうか。

そして、歩行者用の新たなボックス設置を念頭に、関係機関との協議を進めていると回答されていましたが、現状はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川公則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） 8番吉村議員の四つ目の御質問、6月議会で質問をした高速道路下のボックスの進捗状況についてお答えします。

広安西小学校の児童が通学路としても利用している高速道路下のボックスに関しましては、本年6月議会において、早急にできる対策と、根本的にボックスの幅が狭いので、これを解消する方策について答弁させていただきました。今回、その後の進捗状況について御質問をいただきましたので、まずは、早急にできる対策についてお答えします。

早急な対策としてお答えいたしましたカラー舗装や道路鋸を設置し、この部分を歩道としてドライバーに強く認識していただく対策につきましては、既に実施しているところであり、応急的な対策としての役割を果たしているものと認識しております。また、ボックスと町道交差点部における巻き込み防止のカラーコーンを設置しており、併せて「止まれ」の表示につきましても、御船警察署に要請したところ、早急な対応をいただいたところです。

次に、ボックスの幅の狭さに対する根本的解消策についてお答えします。

6月議会において、交通解析を行い、歩行者用の新たなボックス設置を念頭に、関係機関との協議を進めていることをお答えいたしました。

検討の結果、既存の横断歩道や信号を利用できること、児童の通学導線の観点などから、新たなボックスは自転車と歩行者の専用ボックスとして、現在のボックスのすぐ南側に設置することが最適であると判断したところです。

このボックスを設置するには、交通管理者である警察などの関係機関との協議とともに、高速道路の下を通るボックスであることから、高速道路の管理者であるNEXCO西日本との協議も必要となります。このため、NEXCO西日本と協議を重ねてまいりました結果、町が考える新

たなボックスの設置について、おおむね了承を得たところでございます。

今後も引き続き、必要となる協議や検討を進め、早期の工事着手に向けてスピード感を持って取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答、ありがとうございました。

高速道路下のボックスの進捗状況について説明をしていただきましたが、早急にできる対策として、カラー舗装については塗り直しをしていただければと思います。実際に現地に行って確認したところ、もうだいぶカラー塗装もはげておりますので、また、西地区の工事がどんどん進んでいる状況の中、大型トラック等も何台も通過するわけでございますので、できればカラー舗装については塗り直しをしていただければと思います。

それから、新たなボックス設置については、自転車と歩行者専用ボックスを既存ボックスの南側に設置することが最善であると判断し、NEXCO西日本と協議を重ねた結果、おおむねの了承を得たことが分かりましたが、今後のスケジュールについて、分かる範囲で結構ですでお知らせをしていただきたいと思います。

○議長（中川公則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） 8番吉村議員の四つ目の御質問の2回目、カラー舗装の塗り直し、及び新たなボックスの設置に係る、スケジュールについてお答えします。

議員御要望のカラー舗装は、1回目の答弁でお答えしたとおり、応急的な対策としての役割は果たしていると認識しています。しかし、併せて、塗料による舗装であることですから、経年劣化等によりどうしても表示が不鮮明になることも認識しているところです。このため、新たなボックスを設置するまでの間、舗装の状態やドライバーからの視認の程度などを確認しながら、必要に応じて塗り直しを行ってまいります。

また、新たなボックス設置の今後のスケジュールにつきましては、現在、NEXCO西日本からおおむねの了承を得ているところですので、今後、覚書の締結などを含めた最終的な協議を行ってまいります。併せて、警察等、その他の関係機関との協議を進めるとともに、工事着手に必要となる詳細設計を実施したいと考えているところです。

以上のとおり、関係機関との協議などを行う必要があることから、現時点で具体的なスケジュールを申し上げられませんが、一日も早い工事着手に向けて協議や設計などを進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 通学路の安全確保のためにも、また、関係機関との積極的な協議推進を、一日も早い工事着手に向けて全力で取り組んでいただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。55分から再開いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上村幸輝議員の質問を許します。

4番上村幸輝議員。

○4番（上村幸輝君） おはようございます。4番上村でございます。

今議会におきまして、一般質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。また、傍聴席、そしてモニター前の皆様におかれましても、日頃より町政に関心を持っていただきまして、深く感謝いたします。久しぶりの一般質問となりますが、以前同様、住民の皆さんの御意見や要望、そして疑問や提案などをしっかりと行政へとぶつけていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、本日は3つのことについて質問させていただきます。1点目は、不登校及び不登校傾向の児童生徒の現状と対策について。2点目は、町へと配分される森林環境譲与税の活用について。そして3点目は、本町役場職員の懲罰及び表彰の規定についての、以上3点となります。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、通告しておりました一つ目の不登校及び不登校傾向の児童生徒の現状と対策について質問させていただきます。先ほど同僚議員からの質問もありましたのでかぶるところもありますが、それぞれに伝えたいことがありますので、いま一度、よろしく願いいたします。

令和5年10月、文部科学省が実施していた児童生徒の問題行動及び不登校調査の昨年度の結果が判明をいたしました。それによりますと、不登校の児童生徒の数は、過去最高となる29万9,000人とのことでした。この熊本県内におきましても、過去最高となる5,353人で、県が確認できる2002年から21年連続の増加で、小中学生1,000人当たりの不登校児童生徒数は全国4番目のことでした。

この不登校児童生徒の問題は、これまで幾度も質問させていただいておりますが、全国的にも非常に大きな教育問題であり、その児童生徒本人のもどかしさと苦悩というのはもちろんのこと、その対策・対応には、保護者の方もわらにもすぎるような思いでいらっしゃいます。

1人の児童生徒が不登校や不登校傾向の状態に陥った場合、もしくは、その兆候があらわれた場合、いかに早く寄り添い、そして手を差し伸べ、解決策を模索するのが大事であるからです。遅れれば遅れた分だけ長く、非常に難しい問題となっていきます。

前回質問した際に、この不登校及び不登校傾向の児童生徒数は、直近の傾向としては年々増加傾向にあると、そういう状況でした。その対策として、適応指導教室の拡充に力を入れているということであり、期待をしておりました。

ただ、反面、コロナ禍における各種行事の活動自粛や行動の制約などが、生徒児童のコミュニケーションの機会を奪い、人間関係の希薄化など、なおさら不登校の児童生徒の数が増えるので

はないかと危惧をしておりました。5月にコロナ感染症が5類に移行されたことにより、現在、それ以前のふだんの状態に戻ってきたように思いますが、その影響というものが心配されます。

そこで2点伺います。

年度途中でありますが、今年度の不登校及び不登校傾向の児童生徒数の状況はどうでしょうか。また、近年の推移はどうなっておりますでしょうか。

2点目、適応指導教室のフレンドネット、ミナテラスとかがみ舎の利用状況など、不登校児童生徒への対応策について、状況はどうなっておりますでしょうか。

以上2点を1回目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 上村議員の一つ目の御質問にお答えします。先ほど吉村議員にお答えした内容と重複する箇所があることを御了承いただきたいと思えます。

では、4番上村議員の一つ目の御質問の1点目、年度途中ではあるが、今年度の不登校及び不登校傾向の児童生徒の状況はどうか、また、近年の推移はどうなっているのかについてお答えします。

令和4年度の熊本県下の小中学校の不登校児童生徒数は5,353人で、1,000人当たり36.9人となっております。これに対しまして、本町の小中学生の令和5年10月末時点での不登校児童生徒数は72人、内訳は小学生13人、中学生59人で、1,000人当たり21.3人という状況であります。

また、近年の不登校児童生徒数の推移につきましては、令和2年度末は61人、小学生16人、中学生45人、1,000人当たり18.7人。令和3年度末は69人、小学生18人、中学生51人で、1,000人当たり20.9人。令和4年度末は96人、小学生23人、中学生73人、1,000人当たり28.6人となっております。いずれも県下の状況と比べますとやや低い状況ではありますが、本町におきましても、年々増加傾向にあるところです。

次に、一つ目の御質問の2点目、ミナテラス及びかがみ舎にある教育支援センターの利用状況など、不登校児童生徒への対応と、その状況はどうかについてお答えします。

教育委員会では、登校児童生徒の対応策としまして、不登校傾向の児童生徒に早期に寄り添うため、教育支援センターをミナテラス内とかがみ舎、町内2か所に設置し、先ほども申しましたけれども、6人の不登校支援員を配置しているところです。

今年度は11月末時点で45人の利用者があり、1日当たり平均では、ミナテラスで中学生が4人、かがみ舎で小学生2人及び中学生7人が、常時利用しております。

不登校児童生徒に対しまして、安心して学べる環境の充実に力を入れているところであります。特に、コロナ禍で児童生徒が、先ほど議員もおっしゃいましたように、コミュニケーションの機会を奪われてきたことを踏まえ、熊本大学等と連携しまして、教育支援センターにおきまして陶芸教室や音楽教室などを開催するなど、体験活動にも力を入れています。また、町内にある児童心理治療施設、通称L.E.C.センター等による教育相談支援も受けながら、保護者の悩みや児童生徒の心理面でのサポートも実施しているところでございます。

教育委員会としましては、今後とも、不登校児童生徒や悩みを持っておられる保護者の方々へ

寄り添った対応ができるよう、学校や関係機関との連携を図りながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川公則君） 上村幸輝議員。

○4番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

不登校児童生徒の近年の状況につきましては、コロナ禍もありましたが、増加傾向が止まらない、そういう状況であると、そういうふうに感じました。

令和2年度以降の不登校児童生徒数を答弁いただきましたが、以前一般質問した際に答弁いただいた、それ以前の不登校児童生徒数と合わせ、過去6年、今年度については10月末ということですが、過去6年で見えた場合、平成30年が35人、令和元年度が45人、そして令和2年度61人、3年度69人、そして令和4年度は96人、そして令和5年度の72人となっており、確かに県下の状況と比べると低い状況であると言えるのかもしれませんが、各年度の内訳で見る小学生の不登校児童数よりも、中学生の不登校児童数というものは約3倍程度に膨れ上がっているんですよ。こういった状況、年々増加傾向にあるということが、この町では深刻な状況ではないのかなというふうに思っております。

そして、2点目の、フレンドネットなどの対応策などの状況についてですが、現在、延べ45人を超える利用者があるということと、1日当たりの内訳では、ミナテラスで4人、こがみ舎で、小学生が2人、中学生が7人が常時利用しているということで、分かりました。ただ、全体的な不登校の児童生徒数を考えると、利用者も少ないように思います。

ただ、以前質問したときに答弁内容にあったフレンドネットの増設と、適応指導教室の支援員の増員など、拡充を図って対応していくことと併せて、L.E.C.センターでの教育相談支援、また、教育支援センターなどの、熊大と連携した体験学習、体験活動など、コミュニケーションの機会の確保や、保護者の悩みや児童生徒の心理面でサポートも実施しているということですので、対応策など、一定の力は入れられているというふうに理解しました。

そして、対応策に力を入れられているということは分かりましたが、非常に増加傾向にある不登校の児童生徒数です。実際、フレンドネットへの、不登校相談は何件ぐらいの相談があっているのでしょうか。以前は、不登校の児童生徒数に対する相談件数が、たしか5%かそこら、僅か数%だったように思いましたが、今現在はどうなのでしょう。

また、不登校に陥る前の傾向が見られる状態のときに、早めに手を差し伸べ、必要な対応をすることが求められると思いますが、その要因の解析というのにはできているのでしょうか。

家庭の問題、勉強の問題、そして、友人関係の問題など、不登校の裏にはいろんな要因があるかと思いますが、根本原因を探って、その要因を取り除いてあげる、もしくは少しでも軽くしてあげる。そういったことが一番かと思いますが、どうでしょうか。

以上2点、2回目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 4番上村議員の一つ目の御質問の2回目、フレンドネット等への不登校相談等の件数についてお答えします。

各学校では毎年、不登校傾向の児童生徒の保護者の皆様方へ、学校支援センター、いわゆるフレンドネットの案内文を配布しまして、周知を図っているところでございます。

お尋ねの、教育支援センター2か所で直接対応した不登校相談件数につきましては、今年度は現在28件の報告が上がっております。このほかに、教育委員会への電話相談、来所相談を経て、フレンドネットへの不登校支援員へつないだ案件が9件ございますので、これらを合計しますと37件となっております。

次に、登校傾向時における対応についてお答えします。

議員御指摘のとおり、不登校に陥る前のできるだけ早い時期に、その背景にある様々な要因を解消することが大変重要であると考えます。

このため、学校では、愛の1・2・3+1という取組を実施しておりまして、愛の1・2・3の1は、欠席1日目に電話連絡を必ずする。2は、2日目に家庭訪問をする。3日目の、3日以上欠席がある場合は、チームを立ち上げて対応すると。そして+1として、10日目までにスクールカウンセラー等の関係機関につなぐことで不登校の要因を早期に把握し、不登校を未然に防止することに努めているところでございます。

不登校傾向の児童生徒に関し、その要因と考えられますのは先ほど議員もおっしゃいましたように、家庭内の問題や学校内の問題、友人関係や、個々の精神面や身体面の状況などが挙げられます。

各学校では、そのような個々の児童生徒の状況を踏まえ、各児童生徒に寄り添った対応ができるよう、不登校対策委員会において、個々の児童生徒の情報交換や対応協議、家庭の状況によっては専門機関につなぐなど、不登校解消に懸命に取り組んでおるところでございます。

教育現場でできる最大の手だては、毎日の学校生活で児童生徒にとって安心できる居場所があること。それぞれのよさを発揮できる教育活動を推進していくことであると考えます。そのためには、日々の学年・学級経営と事業の充実こそが、不登校の問題の解決に必ずつながると確信しておるところであります。

今後とも、一人一人の児童生徒が安心して学ぶことができる学校環境づくりに取り組みまして、不登校児童生徒の解消に向けて、真摯に取り組んでまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村幸輝議員。

○4番（上村幸輝君） フレンドネットへの相談件数については、直接対応のほか、教育委員会のほうでも取次ぎを含め、全部で37件ということで、今年度の不登校児童生徒数、総数、今現在72名、この中で約51%、約半数近くの家庭から相談があっているということですよ。

また、その要因解析と併せて、早期対応については、先ほど答弁にありました愛の1・2・3+1と、こういった取組を行い、欠席1日目から3日目までに、電話、家庭訪問、対応チームの立ち上げなど、そういった早期対応、そして10日目までに、スクールカウンセラーとの対応、関係機関につなぐことで、欠席要因の早期把握、不登校の未然防止に努めているということで、分かりました。

不登校傾向や兆候が伺えたときに、置き去りにすることなく、関係を希薄化させずに、維持し

ながら、その要因を少しずつ和らげていく。とても重要なことだと思います。

学校が全てではないとか、フリースクールでの文科省の出席扱い制度の活用など、いろいろ耳にすることもありますが、確かに、選択肢はいろいろあるのかもしれませんが。ですが、まだまだ、いろんな課題や問題というものも抱えているのが現状であり、極力、学校や教室に復帰してもらうことが一番かなと思います。

この不登校児童生徒の対応対策に当たっては、心因的なデリケートな問題であり、対応に当たる先生方においても、時間的、そして精神的にもとても大変なことだと思いますが、その児童生徒の将来において大きなターニングポイントとなるのかもしれませんが。引き続き、一人一人の不登校児童生徒に対する、しっかりと寄り添った対応対策をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

それでは、二つ目の質問の、町へと配分される森林環境譲与税の活用について。

物価の上昇が続き、物価対策や減税というものが叫ばれる中ではありますが、令和6年度から、国税である森林環境税の徴収が始まります。

6月の令和5年度第2回定例議会で、益城町税条例の一部が改正され、準備がなされているようで、1人当たり1,000円が住民税に上乗せさせられる形での徴収となります。国税ではありますが、最終的には森林環境譲与制として各市町村へ、規模や森林面積等により配分がなされます。

この動きというものは、令和元年度より先行して、別の財源から各市町村へ交付金が配分をされるという制度が始まっておりました。

森林環境税については、2015年、フランスで開催されたC O P 21で採択されたパリ協定の枠組みのもと、温室効果ガスの排出削減や災害防止など目的達成のため、2019年に立法されました。

また、森林環境譲与税については、日本は国土面積の約7割を森林が占め、世界の先進国の中でも有数の森林大国であるが、木材の需要低迷、所有者や境界の分からない森林の増加、林業従事者の不足など、深刻な課題がある中で、税の導入というものは、森林を守ることは、国土の保全や水源の保護など、国民に広く恩恵を与えるものであると、こういった説明があったようです。

森林の荒廃により、丘陵地において地滑りなどの崩落が起きやすくなるなど、環境の悪化、水源の涵養機能が落ち、地下水の減少や水質の悪化、そして、林業、製材業の衰退など、様々な問題のリスクが高まります。森林環境譲与税には、これらのリスクに対応するため、森林整備等に必要な地方財源を安定的かつ継続的に確保し、この問題を食い止めるという目的があります。

そこで、2点伺います。

1点目が、この環境譲与制の配分基準には、私有林、人工林の面積、町の人口、林業従事者の数などが考慮されるようですが、その数値というものはいかほどでしょうか。また、次年度から本町への配分金はどれぐらいが見込まれているのでしょうか。

そして2点目が、これまで森林環境譲与税の配分金については、森林環境譲与税基金としてこの町では積み立てられていましたが、この役場新庁舎建設の際、財源の一部として充てられました。

今後の配分金利用の計画は決まっているのでしょうか。森林整備を含め、中山間地の環境整備

等、活用はできないでしょうか。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 4番上村議員の二つ目の御質問の1点目、森林環境譲与税の配分基準の数値はいかほどか、また、次年度からの本町への配分金はどれぐらいが見込まれるかについてお答えします。

平成27年にCOP21で採択されたパリ協定の枠組みのもと、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

このうち、森林環境譲与税につきましては令和元年度から交付されており、森林整備、人材育成、担い手確保、木材利用推進などに活用されています。

本町におきましては、これまで、森林整備に伴う境界の確認作業、林道・作業道の維持修繕、新庁舎木質化などに活用してまいりました。また、森林環境税の賦課徴収につきましては、令和6年度から実施されますので、本町におきましても準備を進めているところです。

議員御質問の配分基準の数値につきましては、私有林・人工林面積は農林業センサスから、林業従事者数及び人口は国勢調査から引用することとなっており、それに基づく本町の数値は、私有林・人工林面積が695ヘクタール、林業従事者数が4人、人口が3万2,510人となっております。これらの数値をもとに本町への配分額を試算しますと、毎年約780万円ほどとなる見込みです。

次に、二つ目の御質問の2点目、今後の配分金の利活用の計画は決まっているのか、森林整備を含め中山間地の環境整備に活用できないかについてお答えします。

本町におきましては、法に基づき、森林整備や人材育成、担い手確保、木材利用の推進や普及啓発などに活用していく予定としており、令和6年度末の完成を目指している複合施設に用いる木製什器の整備や、キッズプレイルームにおける木製遊具の整備を計画しています。併せて、間伐等の森林整備も進めていく予定としています。

なお、森林整備に関する全国的な取組事例では、間伐や再生林以外にも、里山林や竹林の整備、森林病害虫対策なども行われているようです。

本町としましては、森林所有者が隣地との境界を把握していない場合があるなど幾つかの課題はありますが、他自治体の取組事例を参考にしながら、本町に合った森林整備等に計画的に取り組んでまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村幸輝議員。

○4番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

配分基準となる人工林・私有林の面積については696ヘクタールということで、町の総面積のやっぱり1割強の面積であるということ。その中で林業従事されている方が4名であること。恐らく、この4名の方におかれても、専業ではなく兼業だと思いますが、林業独自では成り立っている状態ではないというか、社会情勢として林業だけでは成り立たない。こういった状況である

と思いました。

私も建築業を営んでおりますが、40年ほど前までは、自分の山の木を伐採して、それを使って家を建てる、こういった方がぼつぼつはいらっしゃいました。しかし、その後は外国産の木材に押されて、国産の木材の価格低下などもありまして、自分の山の木材を使うとなれば、経費というものを考えれば、とてもとても割が合わない、こういった状態になっていました。理想ではありますけれど、今そんなことをすれば、住宅の建築費というものもとんでもない価格になるのではないかと、そのように思います。そのような社会情勢というものも林業の衰退に拍車をかけていました。

そして、この基準をもつての配分金というものが、令和6年度以降、約780万円が、現在、試算されている金額ということで分かりました。

そして、2点目の森林環境譲与税の活用については、当初の6年度分、これについては、現在建築中の複合施設での木製什器や遊具の整備に合わせて、間伐材の森林整備を進めていくということで、分かりました。

今の答弁の中で、里山林や竹林の整備、そして、隣地境界の把握等の問題・課題という言葉が出てきました。

まず、この竹林。集落部に多いんですけど、繁茂する勢いがとても強くて、かなりのスピードで周りへと浸食をしています。私が子どもの頃、ここまで竹林は多くなかったと思うんですけど、今現在、この益城町を見渡すと、役場から見渡してもいいです。津森のほうから見渡しても、かなりの広範囲に、この竹林というものが繁茂している、及んでいる。こういうことが目に入ります。杉やヒノキ、この植林地はおろか、里山の雑木林であったり、農地であったと思われるところも、竹の侵入・侵食によってのみ込まれている状況ではないでしょうか。

きちんと整備活用をなされている竹林ならともかく、所有者や地域住民の方も高齢化が進み、こういった竹林も荒廃し放題で、農業等で問題になる害獣のすみかとなっている現状があります。

この森林環境譲与税の活用の中で、放置竹林の整備促進を図るために、中には、粉碎機、チップと呼ばれるやつですが、こういったものを購入し、地域住民の方にレンタルをすることで、整備実績を上げているという自治体もあると聞いております。

益城町でも、地域の方々にアンケートをとるなど、地域の実情に合わせた取組を実施していただきたい。これは、中山間地の環境整備にもつながるものであります。どうでしょうか。

また、隣地境界の課題、未把握の課題については、それが今後、事業を展開する上でのネックとなるのであれば、早急に地籍測量の事業を進めるべきというふうに思いますが、これについてはどうでしょうか。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 4番上村議員の二つ目の御質問の2点目の2回目、森林環境譲与税の活用における地域実情に合わせた取組の実施についてお答えします。

他自治体における森林環境譲与税の活用例としまして、森林組合等が森林経営計画に基づき行

う間伐等に係る自己負担の一部助成や、住民参加型による竹林整備などがあり、各自治体において状況に応じた事業が実施されています。

本町における森林環境譲与税の活用にあたりましても、他自治体の事例も参考にしながら、本町に合った森林整備等に計画的に取り組んでまいりたいと思います。

なお、森林環境譲与税の活用とは別に、林野庁の交付金事業の中に、森林山村多面的機能発揮対策交付金という事業があります。これは、地域住民、森林所有者等が協力して行う里山林の保全管理や資源を利用するための活動に対して支援を行うものです。

事業の支援内容としましては、里山林景観を維持するための活動支援や、侵入竹の伐採・除去活動の支援、資機材への支援などがあります。

ただし、この交付金を活用するにあたっては、活動組織設立等の条件や交付金の上限額、交付期間等が設定されています。

本町におきましては、現在、平田地区において活動組織が設立され、本交付金を活用した侵入竹の伐採・除去等に取り組んでおられます。

本町としましては、森林環境譲与税による森林整備等と併せ、森林山村多面的機能発揮対策交付金を活用した地域の方々の活動支援も重要と考えていますので、今後、この交付金事業を広く周知していきたいと思います。

次に、隣地境界の未把握の課題に対する早急な地籍測量事業の実施についてお答えします。

地籍調査を早期に完了させることは、個人の財産としての土地情報の確定とともに、円滑な経済活動や行政の事務事業の推進において大変重要であると認識しています。

本町では、熊本地震前の平成27年までは計画的に地籍調査を行っておりましたが、平成28年の熊本地震の影響により、現地立会い測量を行っていた区域内で、基準点や境界点の移動などが発生したため、現在は対象地の再調査と再立会を行っております。

議員御指摘の森林・中山間地を含む新規地籍調査地区等につきましては、今後、必要となる財源につきまして、国の交付金などを最大限活用するとともに、マンパワーにつきましても、県からの技術支援や外部委託も最大限活用しながら、円滑かつ迅速に進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村幸輝議員。

○4番（上村幸輝君） 答弁、分かりました。

諸外国に比べて、日本、経済が停滞・低迷している現状、そして、減税が叫ばれる中において、国税として森林環境税が実質増税され、それが森林環境譲与税としてこの町でも還元されるわけですから、その扱いについては、しっかりと考え、大切に、そして有効に活用していただきたいとお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

それでは、最後の質問です。

本町役場職員の懲罰及び表彰の規定について。

9月議会におきまして、和解及び損害額の決定についてという議案が2議案提出をされました。議案の内容は、本町職員が刈払機で刈払い中、傍らの駐車場に駐車していた車両2台に飛び石に

よる塗装傷等の損害を与えたもので、過失割合は100対0で職員側の過失となっております。

議案は、職務上の事故であるため、町が被害者に対して損害分を支払うという、国家賠償法によるもので、損害金の支払いに当たる、町が加入している保険会社の審査承認も出ているため、議会でも可決なされました。

しかし、それに係る総括質疑での事故発生の当事者である職員に対しては、職務上の事故であり、故意によるものでもないため、職員の処分には当たらない、何ら注意処分も行っていない。こういった答弁があり、この状態というか、この体質というものは、今後、職員育成において大きく影を落としていくのではないかと危惧する、非常に疑問の残るものでした。

そこで、3点について伺います。

1点目。業務上の事故発生の要因が、職員の注意力不足と、明らかに過失というものが見受けられる場合は、社会通念上においても、また、職員の人材育成という観点から考えても、きちんと注意処分等を行うべきであると思いますが、町はどのような考えでしょうか。

そして2点目。地方公務員法の第29条第1項に職員の懲戒処分についての規定がありますが、この懲戒処分の規定にまでは至らない場合の指導上の処分として、文書による嚴重注意や口頭注意処分など、町独自の懲戒規定というものが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

そして3点目。町職員の中には、とてもやる気を持って業務に当たっている、頑張っている、秀でた職員というものも見受けられます。職員全体のモチベーションを上げ、個々の能力向上を図る上で、職員の表彰規定を設けてはどうでしょうか。職員の能力や資質の向上は、ひいては町民の利益につながるものだと思いますが、どうでしょうか。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 4番上村議員の三つ目の御質問の1点目、業務上の事故発生の要因が職員の注意力不足等、明らかに誤りが見受けられる場合などは、社会通念上においても、また、職員の人材育成という観点から考えても、きちんと注意処分などを行うべきであると思うが、町はどのような考えかについてお答えをいたします。

先の9月議会での和解及び損害賠償額の決定についての総括質疑におきまして御質問をいただきました当該職員につきましては、本件事故が故意によるものではないこと、損害金についても町が加入している総合賠償補償保険において支払われることから、懲戒処分には当たらないとお答えしたところでございます。

しかし、議員御指摘のとおり、今回の事故は職員の不注意等により発生したものと推測されますことから、当該職員に対して事情聴取を行い、当時の作業の状況を確認するとともに、今後の作業手順等について改めて注意を促すなど、所属長当該職員に対し口頭で指導を行っております。また、幹部職員に対しましても、作業時の安全管理について、作業手順等の見直しを行い、再びこのような事故を起こさないよう安全対策の徹底を指示しております。

次に、三つ目の御質問の2点目、地方公務員法の29条第1項に職員の懲戒処分についての規定があるが、この懲戒処分の規定までに至らない場合の指導上の処分として、文書による嚴重注意

や口頭注意処分など町独自の懲戒規定が必要と思うがいかがかについてお答えをいたします。

職員の懲戒処分につきましては、地方公務員法第29条第1項の懲戒処分として、戒告、減給、停職及び免職の処分をすることができると規定をされております。

議員御指摘の懲戒処分の規定までに至らない場合の指導上の処分としましては、書面による訓告や口頭注意などがございます。これらは、懲戒処分には至らない程度の行為に対して行われるもので、制裁の意味合いを持つ懲戒処分とは異なり、職員の自覚と反省を促すための措置として実施をしております。

今回の案件につきましては、先ほどお答えをしましたとおり、口頭での注意を行っております。

次に、三つ目の御質問の3点目、職員全体のモチベーションをさらに上げ、個々の能力向上を図る上で、職員の表彰規定を設けてはどうか、職員の能力や資質の向上は、ひいては町民の利益につながるものだと思うがどうかについてお答えをいたします。

職員の表彰規定につきましては、昭和55年に益城町職員の表彰規程として制度化をしており、職務上の成績が優秀な職員、発明・発見等により町の産業の発展に貢献した職員などの5項目を定めております。

また、職員からの自発的な意見を募る職員提案制度につきましても、平成27年4月に制度化をして、運用を行っております。

この制度は、広く職員から町政に関して提案を求めることにより、職員の建設的な意見を促進し、職員の創意工夫と意欲の高揚を図り、もって町民サービスの向上と行政の効果的かつ効率的な運営に資することを目的としております。

これまでに34件の提案がございまして、そのうち18件の提案に対し表彰を行っており、職員の能力と意欲の向上に寄与しているものと考えております。

職員の表彰につきましては、議員がおっしゃるとおり、職員の能力や資質の向上、ひいては町民の利益につながるものと考えておりますので、今後もこれらの制度の活用を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村幸輝議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。

1点目の、事故発生の原因が職員の注意力不足等の過失が認められる場合はきちんとした注意処分等をということについては、9月議会の総括質疑において、先ほど申しましたことですが、また、委員会での質疑においても、事故発生の原因となった職員に対して、職務上のことであり、事故が故意でもないことから、懲戒処分には当たらないために、注意処分等も行っていない。こういった説明であったと思います。

確かに、公務員法でうたわれる処分の対象にはなりません、そのまま何の注意もしないというのは、やっぱり社会通念上においても絶対によくはない。このため質問させていただきましたが、当該職員への厳重口頭指導、そして幹部職員に対しましては、事故の再発防止を徹底を指示したということで、分かりました。

2点目の、町独自の懲戒規定について、あるかどうかについては、訓告や口頭注意等があり、

制裁の意味でなく、職員の自覚と反省を促すための措置として実施しているということで、今回は口頭での注意を行っているということですね。

そして3点目の表彰規定については昭和55年に制度化されていて、27年には、規定に職員提案制度を含め、拡充をして運用しているということで、分かりました。

以前は、職員提案の報奨金というものが予算に確か計上されていたように思っており、ここ数年、見落としなのか分かりませんが、見受けられないように、そういうふうには思っておりませんでしたので、規定としては存在していなかったのかなど、そういうふうには思っていました。

内容については、これまで34件の提案があり、そのうち18件を表彰の対象としたということで、実績についても分かりました。

確認のためですが、2点目の懲戒規定について、公務員法29条第1項の適用までは至らない場合の指導上の処分として、訓告や口頭注意を、この口頭注意や訓告、こういったことを町のほうで規定しているということでしょうか。

2回目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 4番上村議員の三つ目の御質問の2点目の2回目、地方公務員法の第29条第1項の適用までに至らない場合の指導上の処分として、訓告や口頭注意を町で規定しているのかについてお答えをいたします。

本町では、地方公務員法第29条及び益城町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に規定する懲戒処分を厳正かつ公正に行うために、益城町職員の懲戒処分に関する指針を定めております。本指針では、懲戒処分の対象となる非違行為及び当該非違行為に係る懲戒処分の標準的な事例を参考に、処分量定を定めております。

議員お尋ねの訓告や口頭注意に関しましては、本指針には明示はしておりませんが、指針に基づき、懲戒処分に至らないと判断された場合には、当該非違行為の状況、本人の過失の軽重、職責等を総合的に勘案した上で、書面による訓告や口頭注意などの適否を判断しております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村幸輝議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。

9月議会の総括質疑の折に、本質問のような答弁というものが聞けていれば、今回、質問をする必要はなかったのかなど、そういうふうには思います。

以前に比べると、個々がそれぞれに尊重される時代となり、いろんな多様性というものが認められる中、職員の指導においても、寛容であったり、自由、そして放置や不干涉など、こういった側面があったりと、非常にやりにくいということが多々あったりするのかもしれませんが、しかし、いいことはいい、そして褒めたたえ、能力を伸ばし、育み、そして、悪いことは悪いと、しっかりと反省を促し、その後の活躍の糧としてもらうということは、人材の育成においてとても大事なことだと思います。

町民の方々の信頼と期待に応えていくためにも、しっかりとした使命感と倫理感に満ちたすば

らしい職員の育成に今後も努めていただきますよう、お願いをいたします。

以上、切にお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。答弁、ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時30分

○議長（中川公則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

宮崎金次議員の質問を許します。

11番宮崎金次議員。

○11番（宮崎金次君） こんにちは。11番宮崎です。

本日は年末の何かと忙しい時期にも関わりませず、安永の区長さんたちはじめ、私の保護者の皆さんが傍聴席においていただきまして、本当にありがとうございます。この新装なった益城町の議会本会議場での議会が開かれるのは、今回で3回目になります。この立派な本会場に負けないう、立派な議論ができるよう頑張りたいと思います。

さて、本日は一般質問の初日で、私は3番目、午前中に2人終わられました。議員の皆さんや執行部の皆さんも、午後一で非常に眠たい時間ではございますけれども、なるべく寝せないように一生懸命頑張りたいというふうに思います。

本日、質問します事項は3点でございます。

まず1点目は、先の9月議会で、令和5年益城町中期財政見通しについて説明がありましたので、これに関連をしまして、中期財政見通しと今後の財政運営についてというので一つ。

それから2点目に、今年の6月までに完成した安永中井出排水ポンプが、7月3日の集中豪雨やその他の豪雨時に稼働し始め、これまでに大きな被害は発生しておりませんが、地元の皆さんから幾つかの要望がなされておりますので、この要望事項を質問に含めてしたいと思っております。

3点目に、現在、上益城5町で進められている産業廃棄物処理場建設について。

この3点を本日は質問させていただきます。

では、質問席のほうに移動します。

では、本日も元気に質問させていただきますが、私の質問は、当然ながら、町を、また地域を、少しでもよくすることを目的に質問させていただきます。

では、1番目の中期財政見通しと今後の財政運営についての項目から質問したいと思います。

中期財政問題については、6月議会でも、約500億円に膨らんだ町債の返済計画について質問させていただきましたが、私自身どうも消化不良でありましたところで、先の9月議会で、令和4年度の決算を受けての、本町の中期財政見通しが新たに示されました。いろいろと気になる点

や心配なことがありましたので、今回、質問させていただくことにしました。

まず、お手元に配付しました資料、これを見てください。

まず、資料1という番号が書いてあるところです。これは、熊本県が先般速報値として出した令和4年度の各市町村別の決算状況一覧表というもので、ただ、市の部分は、これはカットしております。町村の部分だけです。地方債、積立金の状況を、特に本町と同規模の大津町、菊陽町に下線を引いておきました。

また、資料2は、次のページですけれども、これは、9月議会で説明を受けた令和5年度益城町中期財政見通しで、町の借金であります町債と、借金返済の公債費、歳出の公債費、これは黄色で着色。これから議論する未償還残高、つまり、町債残高、町の借金ですね、これについては、一応企画財政でチェックはしていただきましたが、私の責任でこの資料に紫の着色で付け加えました。また、昨年度の見通しと比較をして、数字が変化したものについては、その差を100万円単位で、手書きで赤字で入れてあります。

前置きが長くなりましたが、通告どおり、まず3点、質問をさせていただきます。

まず1点目は、本見通しは、各年度ごとの収支を中心に、不足分を基金等で充当できれば、町の財政は問題ないように一見見えますが、資料1でも明確なように、本町の町債残高は他町に比べ突出し、今後、公債費が増加するのに、なぜ未償還残高を示されないのか。これが1点です。

2点目は、本見通し下段に試算結果を踏まえての認識の最後の項に、財政不足を解消するためとして、事務事業の徹底した見直し、及び、効果的な予算の執行等に取り組むとともに、さらなる収支改善策に向けた対策を実施し、国や県に財政支援を要望をしていくと、ほぼ毎回記述されておりますけれども、そこで、これまでに行った具体的な施策についてお伺いをします。これが2点目です。

3点目は、本見通しに基づくと、来年以降、特に、財政調整基金が約10億円と半減をする令和8年度以降の町政への影響についてお伺いをします。

以上の3点を第1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 11番宮崎議員の一つ目の御質問の1点目、なぜ、中期財政見通しで未償還金残高を示さないのかについてお答えします。

中期財政見通しにつきましては、熊本地震以降、毎年度9月に、その時点で想定される復旧復興事業を全て実施する場合の財政状況を明らかにするために作成をしているものです。

今回作成しました中期財政見通しでは、令和6年度から11年度までの間で約29億7,000万円の財源不足が発生し、財政調整用3基金を繰入れてもなお約1億7,000万円の財源不足になると見込んでいます。

また、令和4年度末の町債残高は約488億円で、県内の類似団体と残高だけで比較しますと、大きくなっている状況です。

しかし、この残高は、償還する際には、国からの地方交付税による財政措置や、充当可能な特定財源などにより、負担軽減が図られることとなります。このため、中期財政見通しへの町債残

高の表示は、その額が財政運営にどのように影響しているのかが分かりにくいこと、また、事業実施の状況や明許繰越などにより年度末の町債残高は大きく変動することなどから、町債残高は掲載しておりません。

中期財政見通しでは、収支のバランスがどのような状況となるのかをお示しすることが重要で、町民の方々にとって一番分かりやすいものだと考えております。

次に、一つ目の御質問の2点目、財源不足を解消するため、これまでに行った具体的な施策についてお答えします。

まず、歳出関連の対策としましては、予算編成方針におきまして、歳出、物件費の一般財源ベースで前年度予算の95%以内での要求、宿泊研修は原則九州管内、会議やイベントで昼食を安易に提供しない。また、担当者会議の懇親会負担金は要求しないことなど、大きな金額を削減するというではありませんが、職員が厳しい財政状況であることを認識し、常に歳出削減の意識を持って業務に当たるよう細かく基準を設け、歳出削減に取り組んでおります。

一方、歳入関連では、企業誘致や定住促進による町税の増加、使用料・手数料の見直し、町税等の未収金対策による収納率の向上、及び、来年度から債権管理一元化に向けた検討、さらに、ふるさと納税の取組では、熊本地震前は数百万円だったものが、令和3年度で20億円ほどの寄附をいただくまでになっており、復旧復興事業を実施する上での貴重な財源となっています。

また、国や県への財政支援の要望では、あらゆる機会を捉えて要望を重ねており、これまで、熊本地震の復旧事業では、国庫補助率のかさ上げや、起債の充当率・交付税措置率の拡充、復興基金の創設、県道熊本高森線拡幅事業や、木山土地地区画整理事業の町負担の軽減等の要望を重ねてきたことにより、様々な施策に対する財政支援の拡充がなされてきたところです。

今年度におきましても、復興基金の活用について要望を重ねてきたことにより、町の試算では、7億円程度の追加交付がなされる見込みです。

最後に、一つ目の御質問の3点目、財政調整基金が11億円と半減する令和8年度以降の町政への影響についてお答えします。

本年9月に作成しました中期財政見通しは、前年度の決算値をもとに、その時点で想定される、熊本地震に伴う復旧復興事業を全て実施した場合の財政状況の見通しを示したもので、事務事業の見直しや行政改革等による改善努力は全く考慮していません。

したがって、中期財政見通しの作成時点では収入不足になるとされていたものが、先ほど申し上げましたように、役場を挙げて収支改善に向けた対策に取り組んだ結果、これまでの決算では収入不足に陥ったことはない状況です。

今回作成しました中期財政見通しのように、財政調整用3基金が枯渇するようなことがないよう、今後も引き続き収支改善に向けた対策に取り組み、持続可能な財政運営と、熊本地震からの完全復興に向けた施策の推進の両立に努めてまいります。以上です。

○議長（中川公則君） 11番宮崎金次議員。

○11番（宮崎金次君） ただいま答弁をいただきました。

まず1点目に、なぜこの見通しの中に未償還金を示さないのかに対して、その額が財政運営に

どのように影響していくのか分かりにくい。また、実際の事業実施の状況や明許繰越などにより、町債残高が大きく変動すること等で未償還金は記載をせず、町民に分かりやすい収支についてのみ記載をしているとの答弁でございました。

確かに収支のバランスは重要ですが、未償還金を掲載しないのは非常に不適切だというふうに思います。物の本によりますと、中期財政見通しというものは、その言葉の定義は、一定の条件を仮定して、主に一般会計の歳入、歳出、町債残高などを推計したものであるというふうに説明をされています。ですから、先ほどの説明で、熊本地震からの復興、この復興事業をやるのを前提に、それだけをして収支だけあらわすという形になると、少し間違っただけの誤解を受ける取り方がなされるのではないかとこのように思います。

特に、今後一段と厳しくなる町の財政状況を、町民の皆様にも、なぜ厳しくなるのか、なぜ毎年大きな額の公債費、つまり、借金返済を払わなければならないのか、町民への説明が全くなされていなくなることになります。これから厳しくなる本町の財政を、町民と一体となって考え、克服していくためには、これからの本町の一般会計の歳入、歳出、未償還残高、また、基金等の状況は、当然町民に知らせるべきだし、今後、町民の皆さんからも求められてくるものと思います。

次に、2番目の質問、財源不足を解消するための具体的な施策については、さきの6月議会でも、今後増大する公債費を着実に支払っていくための方策として質問させていただきましたが、答弁を聞いていてもよく理解できませんでしたので、今回、取り上げさせていただきました。

先の答弁では、一部歳出削減についての努力は認められますし、財源不足を解消するための収入増について、本当にいろいろと努力をされているのは分かりましたが、今後は財源不足を解消するための収入の増加策だけでは不十分で、特に公債費を確実に確保し、町の業務を円滑に運営していくためには、歳出の部分に立ち入っていくことが求められると思います。この分野での答弁があまりありませんでしたのがちょっと寂しい感じがいたしました。

また、三つ目の質問である財政調整基金が約11億円と半減が予想される令和8年度以降の町政への影響についての答弁を聞く限り、私の質問が悪かったのか、質問の趣旨が理解されていないと感じました。

私がここで質問したかったのは、本見通しを通じて、現行の基金が半減した場合、本町の財政運営にどのように影響するかについて質問したつもりでした。つまり、収支の不足は基金等で充当されますが、充当される基金が半減してしまうと、町の業務の運営、つまり、予算の執行や資金繰り、それから災害等不測事態への対処等の資金手当て等が円滑に行われなくなると思ったわけですね。ちなみに、年度当初予算に、例年、約20億円規模で一般財源に繰入れられています。

私は、他の町の基金の状況、資料1からも分かる通り、ほかの町もだいたい10億円以上は基金を持っています。ですから、我が町が、十二、三億円の規模を切ると、町の恒常的な業務や災害等への不測事態への対処は著しく制限を受けるというふうに思います。ここら辺のことを伺いたかったのですが、もし付け加えて話があれば次の答弁をお願いします。

では、2回目の質問に入ります。

質問は2点で、まず1点目は、今後、町の財政状況は厳しくなるのだということを町民の皆様

に知ってもらうためにも、中期財政見通しをはじめ予算の場で、未償還金の状況、つまり町の借金状況を町民の皆様にもきちんと知らせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

第2点目は、中期財政見通しは、あくまでも一つの前提に立った白紙的な見通しであって、見通しで財政が完結するものではないと思います。特に、本町の財政を熊本地震からの復興から平素の状態へ軟着陸させるためには、現中期財政見通しを参考にしながら、新たな中期的な財政計画が必要であると考えます。

これまでのように、中期財政見通しをもって単年度ごとの予算に反映させるとすると、単年度では無理がかかってしまいますし、現在の益城町総合計画の中の実施計画では、事業の積み上げの計画でなじまず、中期的な見地から大枠を決めて、各年度ごとに割り振る方式の中期財政計画が必要だと考えます。

特に、これからの数年間にわたる本町の厳しい財政の中で、公債費を着実に返済し、また、町の将来への投機的経費を何とか確保していくためには、これまでのように歳入増加策への努力だけではなく、歳出においても、数年にわたる枠の設定による歳出抑制策が絶対必要となり、このためには、財政見通しと連携した中期財政計画を作成し、各年度の予算編成の準拠にすべきだと思います。

以上、中期財政見通しに未償還金を明示すること、つまり、町債残高を明示すること、それから二つ目に、中期財政見通しを参考に中期財政計画を作成して、公債費増大に対処すべきと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 11番宮崎議員の一つ目の御質問の2回目、一般会計の歳入、歳出、町債未償還金残高、及び基金等の状況を町民に知らせるべきではないかについてお答えします。

毎年度作成しています中期財政見通しには、1回目の答弁で申し上げましたとおり、町債の未償還金残高は掲載しておりません。

議員御指摘の未償還金残高につきましては、毎年3月定例会に提出する翌年度当初予算書の中に、地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書として掲載をしているところです。

また、毎年9月定例会に提出する決算報告におきまして、歳入、歳出、及び基金の状況報告とともに、健全化判断比率とされる実質公債費比率や将来負担費比率等を報告しております。

さらに、これらの報告等に加え、歳入、歳出、基金の積立金現在高、町債の現在高、健全化判断比率等をまとめた決算カードや、財政力指数、将来負担比率、実質公債費比率、人件費や物件費の状況を類似団体等と比較した財政状況資料集などを作成し、ホームページで公表をしております。

以上のように、町民の皆様にはしっかりとお知らせをしているところでございます。

次に、中期財政見通しを参考に、中期財政計画を作成し、公債費増大に対処すべきではないかについてお答えします。

中期財政見通しは、1回目の答弁で申し上げましたとおり、作成時点で想定される復旧復興事業を全て実施した場合の財政状況を明らかにしているものです。そして、当然ながら、これを踏まえ、中期的な視点で、事業の峻別や実施時期の調整を図ったり、必要な事業に係る有利な財源などを研究・検討した上で予算編成を行っており、決して単年度予算のみに反映させているものではないです。

このように、現在取り組んでいる中期財政見通しの作成や予算編成の作業が、議員御提案の中期財政計画を作成するのと同様の役割と機能を果たしており、毎年の財源不足を解消できてきた実効性も高いことから、重ねて中期財政計画を作成することは考えておりません。

本町の財政状況につきましては、議員御指摘のとおり、町債残高は熊本地震前より大きく増加しておりますが、一方で、ふるさと納税をはじめ様々な収支の改善に努めたことにより、基金の積立金現在高も、熊本地震前の38億円から78億円へと倍増をしております。

また、9月定例会で報告しております健全化判断比率におきましても、自主的な改善による財政健全化を図る必要がある基準、いわゆる早期健全化基準より、本町の比率は大きく下回っており、健全な財政運営ができていていることは明らかです。

今回作成しています中期財政見通しのように、財源不足に陥ることだけは避けなければならないと思っておりますし、持続可能な財政運営ができなければ、本町の完全復興もできませんので、今後とも引き続き財政の健全化に努めてまいります。以上です。

○議長（中川公則君） 11番宮崎金次議員。

○11番（宮崎金次君） 2回目の答弁、ありがとうございました。

たぶん、今、答弁されたような内容で答弁されるのではないかというふうに予想はしておりましたけれども、なぜ私がこれを今回強く言うかと言いますと、7年度以降は町の財政は非常に厳しくなる。厳しくなるというのは皆さんに共通の認識。では、何で厳しくなるのか。これは、資料2を見ていただくと分かるように、今までは町債が、町債から公債費、つまり借金返済を引いた残りが、プラスだったからこれがプラスという形で残ってきている。で、そのプラスの分野は何かというと、要は未償還金、つまり町債残高、ここにあらわれてくるわけですよ。これがどんどんたまって、今500億円になってしまったと。熊本地震前は、だいたい町の借金は100億円でした。それもほとんど国から地方交付税で処置される。7、80%処置される状況でした。町の持ち出しは本当に2、30億円だったんですが、今は500億円。3分の1は町の持ち出し。つまり、160から170億円は町が支払わなければいけない。こういう状況です。

で、この資料2を見て分かりますように、未償還残高というのが紫であります。これが平成6年度が530億円になります。それからどんどん、若干増えます。そして、公債費が特に見ていただきますと、令和8年度はもう37億円。次は39億円、40億円。だいたい40億円、借金返済に回る。だから町は厳しくなる。こういう話なんです。

ですから、厳しくなるのは何でかと。つまり、借金があるからなんです。そして、その借金をどうして隠すのか。私にはよく分かりません。きちんと、借金は借金だと言って、町民と一緒にそれを克服していかなければいかんと思います。

これまでは確かに、借金があると、復興事業に、「こんな復興事業せんで借金を増やすな」と、こういう声も聞かれるという心配はあったんでしょうけれども、もう間もなく、激甚災害は10年で大体終わりますから、もう、復興の事業そのものももう終末段階に来ていると思うんです。ですから、ここらあたりはよく考えていただいたほうがいいのではないかと思います。

そこで、最後に町長にお伺いするんですが、町債残高をあくまで公表をしないのは、公表というか、これを積極的に説明しないのは、町民への都合の悪い情報は流さないという、どこかの国と同じ考え方で、情報操作を行っていると言われても仕方がないとさえ思います。

近い将来、町の基金は枯渇し、町の財政運営は厳しくなると予想される状況で、町民に町債を知らせないというのであれば、これは独裁者が行う情報操作を行っておられるというふうにとられても仕方がないというふうに思いますが、再度、町長に、町債残高は町民には教えないのでしょうか。これをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の3回目の質問にお答えをします。

未償還金残高、そして町債残高について、公表してないということでした。独裁者じゃないかということで、独裁者にはまだ体重が足りませんが、こちらについては、先ほども申しましたように、当初予算書の中でも報告しておりますし、決算においても行ってます。それから財政状況、資料集あたりも作成しまして公表をしているということで、こちらについてはしっかり公表していると考えております。

また、先ほど、町債残高につきましては、県内の他自治体より確かに大きくなっていることは承知しております。しかしながら、先ほど課長のほうからも申しましたように、調査の区分ごとに財政支援の状況が異なっているということで、単に金額だけで判断できるものではないと思っています。

本町は熊本地震の復旧事業で多額の起債をしております、確かに。例えば、災害復旧の補助事業や、宅地復旧事業、損壊家屋の公費解体事業。皆さん、確かに大変、こちらのほうも費用を使っておりますが、こちらのほうに充当する起債では、普通交付税により95%の財政支援、また、単独の災害復旧事業に充当する町債では、最大85.5%の財政支援がなされているということで、全てが借金ということではないと。

それから、町債に対する財政支援がない災害公営住宅の整備事業、国庫支出金で、家賃低廉化補助金として20年間の財政支援に加えまして、特別交付税の上乗せも支援していただいているということで、このようにあらゆる機会を捉えて、国や県へも財政支援の要望を重ねてきたことにより、国庫補助負担率のかさ上げとか地方財政措置の拡充がなされております。地方債未償還残高に対する実質的な町負担は、大きく軽減されていると思っております。

また、町民の皆さん方については、11月号、獅子舞の写真がえらいよかという話になっておりますが、こちらのほうに、分かりやすく、財政状況もできないかということで話をして、この中で、実質赤字比率だったりとか健全化判断比率も書かせていただいております。これが一つでもこれを超えたら、財政再生団体とか早期健全化団体になるんですが、こちらのほうもお示ししま

して、1人当たりの徴税だったりとか町債借入金についても14万4,767円という形で、なるだけ分かりやすく今の状況を知らせていきたいということで考えております。

また、議員おっしゃるように、この中期財政見通しにつきましては、このようなことにならないようにということをつくっておりますが、これはもう熊本地震のときに実はすぐつくって、その当時の副町長、それから財政課長、審議監が一緒になってつくってもらったんですが、こちらについても、これを一気に改善するというのは、特効薬的なものはありません。歳入・歳出を一つ一つ地道に地道に積み上げながら、例えば、収納対策チームをつくって収納率を上げるとか、企業を誘致するとか、移住・定住を図るとか、歳出につきましては、やはり、役目を終えた事業とかは中止するとか、ここあたりもしっかりと考えながら、特に私を含めて、職員がそこあたりもしっかりと考えながら、意識しながらやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎金次議員。

○11番（宮崎金次君） 町長から答弁いただきました。

非常に財政は厳しくなりますから、私の言ったことを参考にする、しないは別にして、町の財政のかじ取りをよろしくお願ひしたいと思います。

だいぶ時間が押してきましたので、次の問題に入ります。

2番目の質問でありますけれども、安永中井出排水ポンプ設置後の改善事項についてに入らせていただきます。

まず、安永1・2町内を流れる中井出に念願の排水ポンプが今年の梅雨前に完成し、流域住民はこれで水害の心配が減ったと、大変感謝しております。しかし、これまでの数回の豪雨を通じて、地元の皆さんから要望が出ておりますので、質問として伺いたいと思います。

まず、その質問のそこで、3点要望が出ておりますので、その3点について質問をします。

まず1点目は、排水ポンプの自動作動開始位置。これは、7月3日の時点では水深が1メートルのところで作動を開始したんですが、これを水深50から70センチメートルに設定し直してもらいたいというのが一つであります。

それから二つ目は、町道安永古川線の佐藤元理髪店前の道路は、今回も、中井出が50センチメートルの水深になると道路への冠水が始まり、中井出から水があふれると道路は60から70センチメートルとなり、人も車も通行は困難となりました。このため、本地域の道路を約20センチメートルかさ上げしてもらいたい。これが2点目であります。

3点目は、秋津川の川底を浚渫して、現在よりも1メートル掘り下げてほしい。

以上が1回目の質問です。よろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） 相良下水道課管理係長。

○下水道課管理係長（相良憲二君） 11番宮崎議員の二つ目の御質問の1点目、排水ポンプの自動作動開始位置を水深50から70センチメートルに設定してできる限り排水ポンプの稼働を早めてほしいについてお答えします。

安永雨水ポンプ場の運転につきましては、排水ポンプを設置している水路の水位が1メートルに達したときに、1台目のポンプが自動で運転を開始するよう設定しています。これは、水位が

1メートルよりも低い状態で運転を開始すると、ポンプの構造上、空気を吸い込んでしまい、ポンプの排水能力を十分に発揮できず、場合によっては故障の原因になるからです。

しかし、水路の水位が1メートルに達するのは雨が降り始めてからすぐではなく、しばらく時間がたってからと想定されますので、ポンプの運転開始位置を1メートル以下に設定できるのであれば、さらなる排水効果が期待されると思います。

このため、実際のポンプ稼働状況やその効果を見極めながら、場合によっては試験運転を行い、設計上の運転開始水位より低い水位でポンプを稼働させられないかを検討する必要があると認識しています。

現在、ポンプメーカーの技術者とともに、ポンプの稼働状況やその効果を踏まえて、運転開始水位を下げた状態でも、故障につながらずにその能力を十分発揮できるか、慎重に検討を進めております。この検討結果を踏まえて、可能であれば運転開始水位の再設定を行いたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） 次に、二つ目の御質問の2点目、町道安永古川線の道路をかさ上げしてもらいたいについてお答えします。

近年は、地球温暖化の影響などにより、数十年に一度と言われるような豪雨が、毎年、全国のどこかで発生している状況です。本町でも、令和5年梅雨前線豪雨では、県の赤井観測所で、1時間最大雨量79ミリメートル、24時間最大雨量346ミリメートルを記録し、多くの被害が発生するなど、これまでに経験したことがないような異常な豪雨に見舞われました。

議員御指摘の町道安永古川線は、安永第2団地を東西に通過する町道で、これまでも内水氾濫がたびたび発生していますが、熊本地震後は、町道安永古川線付近に限らず、町内の多くの地域で内水氾濫が発生しています。

このため、本町ではその対策といたしまして、平成28年6月の豪雨にも対応できるような排水ポンプ場を3か所設置することを都市計画決定し、安永雨水ポンプ場につきましては、既にポンプが稼働できる状態となっているところです。

議員御質問の町道安永古川線のかさ上げにつきましては、まずは排水ポンプの効果を見極める必要があると認識しています。その上で、道路かさ上げに伴う周辺への影響とともに、今後の降雨による路面冠水状況などを注視しながら、必要な対策を検討してまいります。

最後に、二つ目の御質問の3点目、秋津川の川底を浚渫して、現在より約1メートル掘り下げてほしいについてお答えします。

町内を流れる秋津川は、県が管理する緑川水系の1級河川です。この秋津川に内水を強制排水するポンプ場の運転は、秋津川の水位が操作規則で定めた水位まで上昇すると停止せざるを得ないことから、浚渫を含めた様々な対策により、秋津川の洪水の流下能力を増加させる、いわゆる河川改修を行うことが重要であると認識しています。また、河川改修は、秋津川からの氾濫を軽減させる観点からも、喫緊の課題であると認識しています。

しかし、河川改修を行うには、河川法による法定計画である河川整備計画が必要であるとともに

に、改修する際には下流から進めていく必要があります。これは、上流から改修を進めては、上流であふれなくなった洪水が下流であふれて新たな洪水被害が発生してしまうからで、河川改修の下流原則と言われるものです。

現在、秋津川の下流域に当たる加勢川では、河川管理者である国が改修に着手されていますが、秋津川で改修を行うには、河川改修の下流原則に沿って、まずは加勢川の改修を進めるとともに、河川管理者である県に、秋津川に係る河川整備計画を策定していただく必要があります、国や県に対して、これまでもあらゆる機会を捉えて要望しているところです。

このように、秋津川におきまして、議員御要望の流下能力の増加につながるような河川の浚渫を行うことは現時点では困難ですが、堆積した土砂などにより閉塞した河道断面を確保するための維持浚渫につきましては、県において毎年継続して施工していただいております。

施行は、渇水期に行う必要があることから、今年度はこれから着手されると聞いており、町からは、土砂の堆積が進んでいる区域についてお伝えするなど、より効果的な工事となるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎金次議員。

○11番（宮崎金次君） 今、執行部のほうから答弁をいただきました。

皆さんのお手元に配付しております資料3をちょっとあけてみてください。ちょっと手書きで分かりづらいたと思いますが、下のほうに安永1町内の住宅地図と、上のほうに中井出に沿うところの断面図を書いてございます。一番左が排水ポンプの給水口です。これが一番底が7.3メートル、それからその右側のほうに行って、町道五楽安永線の橋のたもとですが、これが7.9メートル、そして、計測点というのが8.3メートル。だいたいこの底がそういう状況です。

それから、これから50センチメートル、この中井出沿いに水がたまりますと、だいたい底が計測点では8.8メートルになりますと、この右側の佐藤元理髪店の前、ここから水がたまり始めます。そして一番上の赤字、これがだいたい、やっぱり堤防の一番上になりますけれども、そうしまして9.4メートル時点になったら、まだあふれてないんですが、その時点ではもうこの地区はだいたい60センチメートルぐらいの水深になってしまいます。

ですから、なるべく早くポンプを動かすということと、そこの、もうやむを得ないので、この佐藤散髪屋さんの前、ここを少しでも道路に土を入れてかさ上げしないと、いかんせん、もう我々はいつも、ここに車が突っ込むものですから、道路の交通止めに、深夜にもかかわらず出かけなければいかんと、こういう状況です。

熊本地震以降、何回かあったんですが、それ以降は、自主防災組織、区長さんたちが頑張ってくれていまして、そこを通行止めにする関係で、今のところ被害は出ておりませんが、ちょっと、やっぱり危ない状況ではございます。これを断面図であらわすとそうです。

ですから、1メートル、川底から1メートル上がると、もう、まだポンプ場は実際は稼働しないかもしれませんが、もう佐藤散髪屋さんの前は60センチメートルたまってしまうと。だから、なるべく少しでも早くポンプを動かしてもらいたい。こういう図であります。

2回目の質問として、何とか佐藤元理髪店前の冠水地域へ車が突っ込む事態だけは避ける処置

をお願いしたいと思います。車が冠水地域に突っ込まない処置として、道路のかさ上げや、道路が冠水したとき通行人に知らせる赤色回転警告灯等の処置等が考えられるのですが、ぜひお願いしたいと思います。これが2回目の質問です。

○議長（中川公則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） 11番宮崎議員の二つ目の御質問の2回目、道路のかさ上げ、または、通行人に知らせる、赤色回転警告灯などの設置等の実施についてお答えします。

まず、1回目の御答弁で申し上げましたとおり、毎年、全国のどこかで数十年に一度と言われるような豪雨が発生していることなどから、内水対策は本町におきましても重要な課題であると認識しており、排水ポンプの排水能力を増加させるため、運転開始水位を下げられないか検討をしているところです。

また、このような排水ポンプの排水能力自体に関する対策とともに、その他の対策につきましても検討する必要があると認識しています。

このため、道路かさ上げとともに、議員から御提案のあった赤色回転警告灯などの設置も含め、1回目の答弁で申し上げましたとおり、排水ポンプの効果を見極めつつ、道路かさ上げによる周辺住宅等への影響などと、降雨時の路面冠水状況を注視しながら、必要な対策を検討してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎金次議員。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。

この要望は、かさ上げは今回始まったことではないんです。2年前に40センチメートルかさ上げしてくれという。40センチメートル上げると、民家のほうに水が逆流するというので、「排水ポンプが完成した後もう1回やりましょう」と、こういう町からの回答で、今回、改めて要望したわけです。以上です。

もうだいぶん時間が押し迫ったので、第3問目に参ります。

3番目は、産業廃棄物処理場の建設について質問します。

この質問は、山都町、甲佐町、御船町、嘉島町、益城町、西原村の6か町村のごみ処分場の建設で出発しましたが、処分場を御船町上野地区に選定したこともあり西原村が離脱、残りの5町で進めてまいりましたが、熊本地震の発生等もあり、各町の財政状況から暗礁に乗り上げていたところ、県が仲介する形で内々に、民間、つまり大栄環境等と5町との間で、民間による産業廃棄物処理場建設へと話が進められてきました。

しかし、令和3年9月29日の熊本日日新聞社の記事で、上益城郡5町のごみ処理場建設から民間の産業廃棄物処理場建設へと変更されたとの内容の記事で、御船町の住民がこれまでの話と違うとの声が上がったことから、住民説明会が何回も行われました。その際、質疑応答で、町長答弁をめぐりさらに紛糾させることになりました。

当然、地元の住民は産業廃棄物処理場の建設を心配しておりますが、我が町は直接的には産業廃棄物処理場建設に影響は受けないと思われますけれども、それで口出しすることもないかとも考えましたが、本町のクリーンセンターも老朽化し、間もなく使えなくなってしまうので、

さらに我々も関心を持つべきだということで、まず、2点確認をします。

1点目は、上益城郡5町が進める産業廃棄物処理場、エネルギー回収施設建設の進捗状況について。2番目に、現時点での産業廃棄物処理場建設の問題点について。

以上2点、質問をいたします。

○議長（中川公則君） 竹林住民課長。

○住民課長（竹林浩幸君） 11番宮崎議員の三つ目の御質問の1点目、上益城郡5町が進める産業廃棄物処理場建設の進捗状況についてお答えします。

議員御質問のとおり、当初、上益城郡5町と西原村及び上益城郡管内の3つの衛生施設組合において、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会を平成27年度に立ち上げ、一般廃棄物処理施設の整備建設に向けた協議を行ってまいりました。

しかしながら、西原村の協議会離脱や熊本地震による財政面の問題などにより、上益城郡5町による施設整備計画を当面延期する必要が生じ、また、令和3年3月には、県を通じて民間事業者による新たな廃棄物処理施設の建設計画の提案がなされました。

提案の主なものとしましては、民間事業者が上益城広域連合から土地を借り上げ、産業廃棄物処理施設を建設整備し運営すること。民間事業者が受け入れる産業廃棄物に加え、上益城郡5町の一般廃棄物を受け入れること。上益城郡5町が整備を予定していた最終処分場は建設しないことなどです。

また、令和3年10月には、上益城郡5町と民間事業者の間で、エネルギー回収施設等検討に関する覚書を締結し、民間事業者による新たな提案に対する協議検討を行うとともに、立地する御船町におきましては、地域住民に対する説明会などが複数回開催されております。

令和7年度からは、熊本県環境影響評価条例、及び上益城郡5町と民間事業者間で締結した環境アセスメント実施などに向けた基本協定書に基づき、令和7年度までのおおむね4年の予定で、民間事業者による環境アセスメントが進められております。

なお、令和7年度から施設が完成するまでの間は、熊本市関係町村及び関係衛生施設組合において、熊本市に一般廃棄物の処理を委託する方向で協議を進めています。

次に、三つ目の御質問の2点目、現時点での産業廃棄物処理場建設の問題点についてお答えします。

現在、民間事業者が行っている環境アセスメント全四つの手続のうち2番目の方法書の手続を行っており、御船町上野地区の地元住民及び上益城郡5町内の住民の方々から様々な意見が出されております。

意見の主なものとしましては、交通、大気汚染、振動、騒音、地下水、景観などに対する意見が出されています。

事業者におきましては、環境への影響の回避または低減を図るために、今後の環境アセスメントの手続が進められると思いますので、本町といたしましては、引き続き環境アセスメントを注視していくとともに、熊本県環境影響評価条例及び施行規則に基づき、県に対し意見を述べ、事業者によって適切な予測・評価が実施されるよう努めてまいります。以上になります。

○議長（中川公則君） 11番宮崎金次議員。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。

もうあまり残り時間がありませんが、いろいろ問題点があります。特に、やっぱり上野の人たちのお話を聞きますと、やっぱり執行部がきちんと説明をしてないというので、一番反発をしているみたいでございます。ただ我々も、そこが出来上がらないと益城町としても困るものですから、何らかの形で進んでいけばいいなというふうに思います。

そこで最後の質問ですが、町のクリーンセンターも来年度終わり、7年度から熊本市にお世話になるとのことでしたが、クリーンセンターの延命はきかないのか、また、し尿や火葬はどうなるのか、この点だけ2回目の質問としてお伺いします。お願いします。

○議長（中川公則君） 竹林住民課長。

○住民課長（竹林浩幸君） すみません、ちょっと、先ほどの説明で、環境アセスメントは令和4年度までと間違えて説明しました。令和7年度までのおおむね4年間の予定です。

それでは、11番宮崎議員の三つ目の御質問の2回目、クリーンセンターの延命化、及び、し尿処理施設、火葬場などの今後の運用についてお答えします。

益城クリーンセンターは、平成元年度より稼働を始め、現在34年が経過し、県内のごみ処理施設の中で最も古い施設となっています。本施設では、安定的なごみ処理を継続させるために、点検・整備を毎年実施していますが、現在稼働中の焼却炉本体につきましては、平成12年に大規模改修を行っているものの、耐用年数は15年から20年であり、これ以上の延命化は非常に難しいと思われまます。

一方、建屋につきましては、耐用年数が40年から50年とされていますので、令和7年度から廃棄物処理施設が完成するまでの、熊本市にごみ処理を委託する間は、住民の皆様から持ち込まれる一般廃棄物の中継施設として活用していく予定です。

次に、火葬場につきましては、平成27年度から平成30年度にかけて、益城斎場にあります火葬炉内の耐火レンガの積み替え、炉制御盤の更新などの大規模な改修工事を行っており、令和7年度以降も引き続き使用可能となっていますので。

（自席より発言する者あり）

○議長（中川公則君） あとちょっとですけん、最後まで回答をどうぞ。よかです。

なら、ここで。

○住民課長（竹林浩幸君） 説明の途中ですが、申し訳ございません。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。以上です。

○議長（中川公則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。40分から開始します。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時40分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西山洋一議員の質問を許します。

3番西山洋一議員。

○3番（西山洋一君） 皆さん、こんにちは。

今日4人目ということで、そして一番またお疲れのところ、いましばらくお付き合い願いたいと思います。そしてまた、傍聴席、それからモニター前で傍聴されている皆様におかれましては、この町議会に関心を持っていただき、誠にありがとうございます。

12月も半ばになりまして、非常に暖かくなったり、恐らく今週末からは急に真冬のような寒さになるかと思えます。体調管理に、十分、我々も注意していきたいというふうに思えます。

それでは、今回の質問なんですが、まず1点目、木山の仮設団地の跡地の利活用について、そして2点目は、地域公共交通ネットワークの充実について、この2点について質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、まず1点目の、木山仮設団地の跡地の利活用について質問をさせていただきます。

木山仮設団地につきましては、今年の3月の定例議会におきましても、木山仮設住宅の閉鎖に伴う跡地の利活用について質問をさせていただきました。町長からはその際、住宅、公園、生活利便性施設など、複合的な開発を第1候補として検討を進めていきたいというふうな答弁をいただいております。その後、熊本県が進められていました仮設住宅の解体も終了しております。いよいよこれから仮設団地跡地の開発を進めることになると思えますけれども、跡地開発に係る町の構想というのは、町長が言われた複合的な生活利便施設を含めて、どのようになっているのか。そしてまた、地権者の中には、期待と不安が入り交じっておられる方も多いと思えます。

そこでまず、解体後の利活用方策の現在の検討状況についてお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 3番西山議員の一つ目の御質問、木山仮設団地跡地の開発手法検討の進捗状況についてお答えをいたします。

木山仮設団地跡地を含むエリアは、今年の3月に策定をいたしました第6次益城町総合計画の第2期基本計画におきまして、新たに復興推進エリアと位置づけ、復興に寄与する土地利用を積極的に推進し、人口ビジョンの達成や、本町の発展を図るエリアとしております。言わば、町の中心市街地などと併せ、復興を推進する核となるエリアでございます。

復興を推進するためには、公共サービス、生活インフラ、道路交通網、商業施設、教育環境など、人々の暮らしに必要な都市機能をバランスよく整えて、町民の皆様が地域での暮らしを楽しめる環境をつくることが何より重要だと考えております。

併せて、居住地としての魅力を磨くことで、住宅の集積を誘導する区域としてのポテンシャルを高め、熊本地震で失った人口を回復するとともに、都市機能を維持・継続していくために必要な人口を増やしていくことが必要でございます。

そして、このような復興推進エリアにある木山仮設団地跡地は、県内で最後まで仮設団地とし

て利用された土地であり、まちの未来を明るく輝かせるような姿へと進化させていくことで、創造的復興のシンボルとなるものと考えております。

このため、議員御質問のとおり、今年の3月定例会で、木山仮設団地跡地周辺において、住宅分譲地、公園、及び生活利便施設の主に3つを組み合わせた一体的な開発を、第1候補として検討すると申し上げたところでございます。

この答弁を踏まえ、町では全庁を挙げてさらに検討を進めてまいりましたが、3月定例会後に、本町を取り巻く大きな状況の変化がございました。

まず、国家プロジェクトであるTSMC関連工場の県内のさらなる進出の動きで、第1工場の建設に加え、第2工場や第3工場の建設の動きなどが聞こえております。このため、それに伴う関連企業の進出や住宅需要の増加をいかに町内に取り込めるかが本町の復興に大きく関係し、インフラの整備を含めて適切に対応していく必要があります。

さらには、県の新大空港構想の公表です。この構想には四つの柱として、空港機能の強化、産業集積、産業力強化、交通ネットワークの構築及び快適な生活ができるまちづくりが位置づけられており、空港のある益城町の状況はドラスティックに変化することが期待されます。

これらの動きは本町に大きな影響を与えますが、特に復興を推進する核となる復興推進エリアにおける開発は、本町の将来を大きく左右するもので、これらの動きを十分に考慮し、慎重かつ適切に検討を進める必要がございます。

このため、木山仮設団地跡地周辺の地権者の皆様や関係する方々には大変申し訳ありませんが、現時点では、開発の最終的な結論を導くには至っておりません。

加えて、このエリアは、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域であるとともに、都市計画法に基づく市街化調整区域であり、市街化を抑制すべき区域として、開発が厳しく制限されております。このため、開発に伴う様々な手続きにつきましては、県等の関係機関等の調整等に相当の時間を要するものと考えております。

本町を取り巻く様々な、そして大きな状況の変化を踏まえると、復興推進エリアにある木山仮設団地跡地周辺開発の検討は、慎重に進めざるを得ません。そのため、第1候補の住宅、公園、生活利便施設の一体的な開発だけではなく、様々な可能性も模索しながら多角的に検討を進めているところでございます。

引き続き、慎重に、しかしスピード感を持って、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 3番西山洋一議員。

○3番（西山洋一君） 1回目の答弁、ありがとうございました。

今の答弁を聞きますと、町長が3月に申されたときの思いとは裏腹に、開発にはいろんな制限があつて、そう簡単には進まないように受け止めました。

これは9月の全員協議会でも説明がありましたけれども、益城町は農振地域ということもあつて、益城町で開発を行う際の様々なそれらの規制と、そのクリアには非常に時間がかかって困難なことということも勉強をさせていただきました。

今回の木山仮設団地の跡地も農用区域内にあって、開発の方向性いかんでは規制のハードルが非常に高く、構想どおりには進まないということも想定されるのではないかと心配しております。

ただ、答弁にもありましたように、「益城町の復興なくして熊本地震からの復興なし」という言葉を胸に、やはり復興推進エリアにおける開発というのは、益城町にとっては非常に重要だと思っております。

そのような中にも、難しいという中にも、万が一にもこの開発構想が頓挫するようなことになれば、現在の仮設団地の跡地、私がおります馬水の仮設団地跡地も、地権者の方々からは「何かほかのに活用はできんとか」というような話が多々ありましたけれども、現在は農地に戻っております。今回の木山仮設団地も、この構想どおりに進まなければ、農地に戻さざるを得なくなることも予想されます。

また、今回の補正予算の中でも、農地復旧工事設計業務委託料として、木山仮設団地の復旧工事の設計料も、一応、予定として計上されているのではないかとこのように思います。

そこで、町がいろいろと、いろんな多角的に検討を進めているというところで、開発の方向性について、実現することに向けてどのような課題、そして懸案事項があるのか、そして時間的な制約を含めて、できる限り具体的に教えていただきたい。

また、併せて、木山仮設団地跡地が当面どのようになるのか、その対応についてもお聞かせいただきたい。

2回目の質問です。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 3番西山議員の一つ目の御質問の2回目、開発に当たっての課題や懸案事項、及びスケジュール感、並びに木山仮設団地跡地の当面の状況についてお答えをさせていただきます。

木山仮設団地跡地の利活用につきましては、先ほど申し上げましたとおり、創造的復興のシンボルとなるものであり、本町を取り巻く情勢に加え、この地の特性をよく把握した上で、真の復興につながるよう、慎重に検討を進める必要がございます。そして、このことが、言わば開発を進める上での課題かつ懸案であり、常に念頭に置かなければならないことであります。

また、当該地は農用地区域であり、かつ市街化調整区域でありますことから、技術的な観点からの課題、懸案として、開発に当たり関係機関との調整などに相当な期間が必要となります。

さらには、開発に要する財源は、国や県の補助メニューや交付税措置がある有利な起債を充当するなど、町の財政に配慮した検討が必要であり、場合によっては国や県への要望も必要になると認識しております。

これらの、真の復興につながる開発計画の立案や基本計画の策定、国や県との法手続の事前協議などを勘案しますと、具体的に開発が動き出すまでには少なくとも1年以上、場合によっては数年の期間を要するものと考えられますが、一日も早く検討が進むよう全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、木山仮設団地跡地が当面どうなるのかについてお答えをいたします。

木山仮設団地跡地は、災害に係る仮設団地の用地として、例外的、一時的に農地以外の用途として使用されたものであり、今年3月に閉鎖した後、仮設団地の撤去を県が行いました。

この間、町は木山仮設団地跡地周辺の開発について検討を進めてまいりましたが、11月をもってこの仮設団地の撤去が完了したことから、目的の終了後、つまり仮設団地の撤去後には、法令により農地に復旧する必要が生じました。そのため、農地復旧が終了するまでの間は、引き続き町が仮設団地跡地をお借りしたいと考えております。

また、来年度から農地復旧工事が行えるよう、本定例会に提案しております補正予算に、農地復旧に係る設計業務委託費を計上させていただきますとともに、来年度の当初予算には農地復旧工事費を計上する予定としております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 3番西山洋一議員。

○3番（西山洋一君） 2回目の答弁、ありがとうございました。

今、予算も計上されているというようなことで、ただ、法には逆らえないというようなことで、状況によっては、法令によって、当面、農地へ原形復旧せざるを得ないというふうな答弁だったと。

非常に、これから開発を進める中では、時間の無駄、お金の無駄というふうに、私は個人的には思っておりますが、ただ、ここ、今、答弁にありましたように、最後まで仮設団地用地として協力をいただいた地権者の皆様が、開発を非常に期待されているというふうに思います。ほかの仮設団地跡地の地権者の皆さんも同様だと思いますけれども、その方々が、一旦農地へ返しますと言ったときに、どのように受け止められるかが非常に気になるところでございます。

加えて、菊陽町へのTSMCに関連するお話もありましたけれども、TSMCの進出でにわかに関連する市町村は騒がしくなってきました。一旦農地へ戻したと仮になった場合に、民間系企業や開発業者から、土地買収の声がかかることもあるのではないかとというふうに予想されます。そういうふうになりますと、町の開発構想が崩れてしまうということも想定されます。

そこで、町が進めようとしている現在の開発構想に、木山仮設団地をまとめて保全する上においても、地権者の皆様の理解と協力をどうやってつなぎとめていくおつもりなのか、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

3回目の質問です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番西山議員の一つ目の御質問の3回目、町が進める開発構想に地権者の皆様の理解と協力をどうやってつなぎとめていくつもりかについてお答えをします。

木山仮設団地跡地の地権者の皆様には、長年にわたり仮設団地用地として大切な土地をお貸しいただき、改めて感謝を申し上げたいと思います。

今年度当初には、地権者の皆様を訪問し、3月の定例会で表明した町の考えを御説明させていただきましたが、先月には、改めまして現在の状況及び農地の復旧について地権者の皆様に個別に御説明をさせていただきました。現段階で決定事項を説明できず、御不安・御心配をおかけし

ていることに対し、深くおわびを申し上げます。

2回目の御質問に課長からお答えしましたとおり、跡地の利活用につきましては、木山仮設団地跡地を含むエリアの特性をよく把握した上で、真の復興につながるよう慎重に検討を進める必要があるとともに、その内容が決定したとしても、その完了までには相当の期間を要します。

そのため、未来の益城町がどうあるべきか、そしてその中で、この地域がどのような地域を目指すのかというビジョンを、地権者の皆様をはじめとした、町民、関係者の皆様に御提示し、御理解と共感をいただくことが大変重要であり、早急になすべきことだと考えております。

私は、町民の皆様が地域での暮らしを楽しめるまちをつくりたい、そしてそのために、この地の利活用を図りたいと考えております。この思いのもと、できるだけ早くビジョンを示し、関係者の皆様に丁寧に説明をまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 3番西山洋一議員。

○3番（西山洋一君） 答弁ありがとうございました。

いずれにしても、最悪といいますか、仮に農地へ復旧したとしても、構想が崩れないように、そしてまた、民間の虫食い開発とかにもならないように、ぜひ努めていただきたいと思います。

また、これからの町の構想としても、やっぱりそれぞれまとまった、いつも言っていますように、商業施設等がないとにぎわいも生まれませんと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、地域公共交通ネットワークの充実についてでございます。9月の定例議会におきましても質問をさせていただきました。

これからの地域公共交通の整備については、町長からは、ネットワークとしての道路網を形成することが非常に重要と。こちらは、道路網というのは、県道4車線、それから、東西線、南北線を含めて、街路事業は順調に進んでいるということで私も安心しておりますが、さらに、通院や買物の手助けとなる乗合タクシーも含めて、利用者の意見を聞きながら、地域公共交通ネットワークの充実に努めていくという答弁をいただきました。

そこで、まず、町が自動車免許を持たない高齢者に対して現在交付しているタクシー券の件数、金額と、その利用状況についてお伺いいたします。

1回目の質問です。

○議長（中川公則君） 荒木福祉課長。

○福祉課長（荒木 薫君） 3番西山議員の二つ目の御質問、町が自動車運転免許を持たない高齢者に対して交付しているタクシー券の件数、金額、及びその利用状況についてお答えします。

まず、交付対象者につきましては、75歳以上の高齢者で自動車及び自動二輪車を運転していない方、並びに65歳以上の高齢者で運転免許証を自主返納した方が対象者となります。

また、交付金額につきましては、コロナ禍前は1人当たり4,000円となっておりますが、令和2年度以降は、国のコロナ交付金を活用し2,000円を増額して、1人当たり6,000円を交付しております。

利用状況につきましては、令和3年度の交付者数が1,813人、利用金額は776万8,000円、利用

率は81.8%となっております。

令和4年度の交付者数は1,866人、利用金額は768万4,000円、利用率は78.4%となっております。

令和5年度は10月末時点で、交付者数は1,632人、利用金額は431万8,000円、利用率68.9%となっております。なお、令和5年度は年度途中ですので、これから利用率が伸びるものと考えております。

また、町では、タクシー券の利用忘れを防止するため、毎年、広報ましき1月号に利用促進のお知らせを掲載しております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 3番西山洋一議員。

○3番（西山洋一君） 答弁ありがとうございました。

この、タクシー券を聞いたというのは、これからの公共交通ネットワークをどのように考えていくかという下地でありまして、ありがとうございました。

町が自動車運転免許を持たない高齢者に対してのタクシー券の件数、金額と利用状況を伺いましたけれども、直近の5年度は10月末で、予算は880万円計上されておりましたが、交付者数が1,632人、利用率が68.9%というような状況だと、現段階では、ということでございます。

このタクシー券をもらっておられる高齢者ともよく話をするんですが、町からタクシー券をいただくのは非常にうれしいと、ありがたいという声の反面、「ただなあ、病院に1回行くと使い切ってしまうとたい。そこから先は自分でタクシーに乗っていかんもん」というようなことがありまして、だいたい、タクシー券も1回か2回で使い切ってしまうと。利用がですね。その後は、その後の通院とかは自費となっているというのが現状ではないかというふうに思いました。

9月の定例会において、現在、福田津森地区において実施されております乗合タクシー、実証実験中でございますが、利用者の意見も十分に聞きながら、今後の地域公共交通ネットワークの充実に努めていくという答弁を前回いただきました。

そこで、住みやすく、安心して暮らせるまちづくりに向けて、街路事業の整備状況に合わせて、地域公共交通網の整備を検討する必要があると思います。

これからますます高齢化が進展化する中で、買物や通院といった高齢者の移動手段を確保する必要があり、将来的には、乗合タクシーと循環バス、今度はありがたカーか、ありがたカーが活躍するものというふうに思いますが、この循環バスと乗合タクシーとの連携、そして、タクシー券の存続等も含めて、幅広く町民へのアンケート等を実施して、地域公共交通ネットワークの将来像を描いてはどうかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 3番西山議員の二つ目の御質問の2回目、乗合タクシーと循環バスの連携、タクシー券の存続も含めて、地域公共交通ネットワークの将来像を描いてはどうかについてお答えいたします。

地域公共交通につきましては、令和3年3月に益城町地域公共交通計画を策定し、町内外の移

動利便性を高め、復興まちづくり、まちのにぎわいづくりを加速させる、持続可能な公共交通体系の構築を目標に掲げております。

そして、この計画では、目標達成のためのプロジェクトとして、将来のネットワークを見据え、持続可能性の確保や利便性の高い交通サービスの充実など、様々な施策に取り組んでいくこととされています。

昨年度の取組としましては、福田地区乗合タクシーの乗降所や運行時間の充実、津森地区乗合タクシーの運行を開始しており、以前より多くの方々に御利用をいただいております。

また、来年1月からは、小峯地区や広安西地区をカバーするジャンボタクシーによるコミュニティ交通の実証事業を計画しており、その路線につきましては、広安、馬水、及び広安第2・第3の災害公営住宅を経由することにより、利用者の皆様の利便性の向上を図るなど、公共交通の充実に努めることとしております。

本町では現在、県道熊本高森線の4車線化や、4路線の都市計画道路、交通広場の整備等の都市計画事業が進捗しています。

また、空港周辺におきましては、新たな産業を創出する取組であるUXプロジェクトや、TSMCの進出などによる新たな環境変化を踏まえた新大空港構想がこの10月に策定され、今後、空港周辺地域では様々な取組が加速することが予想されます。

そのため、これらの環境変化に合わせ、必要に応じて将来像をお示ししながら、公共交通も柔軟に対応し、まち全体を見渡し、見直しを進めていく必要があると考えております。

今後も、タクシー券の利用状況なども考慮しながら、安心して移動しやすい公共交通ネットワークの構築に努めてまいります。以上です。

○議長（中川公則君） 3番西山洋一議員。

○3番（西山洋一君） ありがとうございます。

将来のネットワークを見据えて、利便性の高い公共交通サービスの充実等、様々な施策に取り組んでいくという答弁をいただきました。非常に前向きに、今後必要な取組ではないかというふうに思います。

また、先ほども言いましたが、木山広安循環バスが終了するのに代えて、ありがたカーの運行の実証実験も1月から計画されております。利便性の高い公共交通ネットワークの構築に努めていただきたいというふうに思います。

はっきり言いまして、木山広安循環バスのあの大型バスを利用して乗っておられるというのは、朝と夕方、時々見かけるぐらいで、あまり利用がなかったのかなと。あえて、どれだけの利用があったかというのは、これは聞きませんが、それだけ、町民からすると、利用価値といいますか利便性があまり見受けられなかったのかなというふうにも思っております。

最後になりますが、住み続けたいまちランキングでも、町長の行政報告の中で、4位から2位に上がったという報告がございました。非常にうれしいことではございます。何が魅力で益城町がそんなに好かれているのかなと私も思っておりましたが、ただ、4位から2位になったという事で、ここまで来たら1位を目指すべきではないかというふうに思います。

今後は、さらなる高齢化を見据えた、住みやすいまちづくり、そして子どもたちも生き生きとするようなまちづくりを目指して、その取組に期待をして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 西山洋一議員の質問が終わりました。

次に、坂井金次郎議員の質問を許します。

1 番坂井金次郎議員。

○1 番（坂井金次郎君） 失礼しました。

議員番号1 番坂井でございます。少しちょっと緊張して慌ててしまいました。

私の質問は五つにわたって行います。一つ目が嘱託員についてでございます。二つ目が区長さんからの要望書についてでございます。三つ目は地区計画、都市計画の中の地区計画についてでございます。四つ目が防災工事についてでございます。五つ目が都市政策についてでございます。

もう、一番最後です。皆さん、よろしくお願ひします。

では質問席に移らせていただきます。

それでは、早速、一つ目の質問です。嘱託員について5 点伺います。

第1 点。9 月議会での同僚議員への回答の中で、益城町行政区嘱託員設置要綱に言及されました。これは、行政区長に行政区嘱託員を業務委託する際の業務内容を定める要綱です。つきましては、益城町行政区嘱託員設置要綱第4 条、嘱託員の取扱事務は、おおむね次のとおりとする。

1、町政の推進に関すること。2、町長から通知される文書及びこれに類するものの配布・回収等に関すること。3、区域内居住者の掌握及び転入・転出等の補助に関すること。4、災害情報の提供及び応急対策に関すること。5、その他、町長が必要と認める事項の処理に関すること。これらについて、昨年度の具体的内容と作業量を伺います。

第2 点目でございます。第2 点目は、行政区嘱託員の委嘱についてでございます。

行政区嘱託員の委嘱は、地方自治法の厳格化、失礼、地方公務員法ですか、すみません、ちょっと忘れまして。法律の厳格化に伴い、非常勤の地方公務員から私人への業務委託に変わりました。この場合、業務委託ですので契約内容を明確にしなければなりません。委嘱に当たって、予想される具体的な内容と作業の説明を区長さんに説明されているのかを伺います。

第3 点。業務委託ですから、内容や作業用の無視できない変更は、契約者間の協議を要すると考えます。御意見を伺います。

第4 点。行政区嘱託員の委嘱は私人との契約なので、地方公務員の服務規程に基づく義務はありません。委嘱に当たって、ちゃんと説明されているのかを伺います。

第5 点。以前、町長は、「区長（自治会）は、まちづくりの重要なパートナーである」と回答されたと記憶しています。区長（自治会）会は、対等なパートナーだと考えるかどうかを伺います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 1 番坂井議員の一つ目の御質問の1 点目、益城町行政区嘱託員設置

要綱第4条第1号から第5号について、昨年度の具体的な内容と作業量を伺うについてお答えをいたします。

行政区嘱託員の主な業務は、第4条第2号に規定する、町長から通知される文書及びこれに類するものの配布・回収等に関することとなります。これは、毎月1日と15日に、町の各部署から依頼された文書などを、各行政区の全戸に配布していただいたり回覧していただく業務でございます。

次に、作業量の多い業務は、第4条第3号の、区域内居住者の掌握及び転入・転出等の補助に関することとなります。これは、毎月月末に住民課が作成した各行政区の住民異動の資料をもとに、各行政区に転入されてきた方へ、ごみステーションの案内を行うなどの補助を行っていただいております。

この二つの業務が、年間のほとんどの業務となっております。

その他の業務としましては、第4条第1号の、町政の推進に関することとしまして、信号機やカーブミラーの設置など、その他、各地区の住民の方からの要望を取りまとめて、町に御提案いただいたり、民生委員、児童委員の候補者の推薦や、ごみステーション設置・移設に関する調整などを行っていただいております。

議員御質問の作業量につきましては、各行政区ごとに、戸数や組数も違いますことから、作業量も違ってまいります。

例年、行政区嘱託員の業務内容等につきましては、このようなものとなっております。

次に、一つ目の御質問の2点目、行政区嘱託員の委嘱に当たって、具体的内容と作業量の説明をされているのかについてお答えをいたします。

例年5月頃に開催しております新旧嘱託員会議におきまして、行政区嘱託員の業務について、御説明をさせていただいております。

また、行政区嘱託員の主な業務である行政文書の配送業務と、住民異動の掌握の業務につきましては、各行政区ごとに作業方法が異なりますので、前任の嘱託員の方より引継ぎを行っていただいております。

次に、一つ目の御質問の3点目、業務委託のため、内容や作業量の無視できない変更は契約者間の協議を要するものとするが、意向を伺うについてお答えをいたします。

地方公務員法の改正によりまして、行政区嘱託員業務につきましては、令和2年度から私人への委託業務となっております。令和2年度から今まで、行政区嘱託員の業務内容や作業量が予想を超える変更となったことがないため、委託契約の変更などは行ったことはありません。しかし、従前の業務より内容や作業量が大幅に変わる見込みがあれば、事前説明や委託契約の変更が必要であると考えております。

次に、一つ目の御質問の4点目、行政嘱託員の委嘱は私人との契約なので、服務規程に基づく義務はない、委嘱に当たって説明されているのかを伺いたいについてお答えをいたします。

地方公務員法の改正によりまして、行政区嘱託員の身分の位置づけが変わり、公務員の服務規定は適用されなくなりました。法改正からまだ日が浅いため、新旧嘱託員会議の中で、行政区嘱

託員の位置づけが変更されたことにつきましては、説明を行っております。また、地方公務員法第34条の秘密を守る義務が適用されないため、行政区嘱託員の守秘義務につきましては、委託契約の中に秘密の保持に関する条項を盛り込んでおります。

最後に、一つ目の御質問の5点目、区長は対等なパートナーだと考えるかについてお答えをいたします。

自治会は町の下部組織ではなく自立した組織であり、町とは対等な関係であると認識をいたしております。区長と行政が相互にもたれ合うのではなく、お互いを尊重し、相互に自立した関係を築くことで、地域の実情に即したまちづくりが実現できると考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1番坂井金次郎議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

これは、二つ目が区長さんに関する質問なので次の二つ目の質問について移らせていただきます。

二つ目は、区長さんからの要望書についてです。

区長さんのほうから、要望書に対する途中経過がないとの不満を聞きます。区長さんからの要望書に対して、途中経過、時間を要する案件である、現在対処中であるが時間を要する、現在の段階である、などの連絡が行えない理由を伺います。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 1番坂井議員の二つ目の御質問、区長からの要望書に対して途中経過などの連絡が行えない理由について、お答えをさせていただきます。

現在、各行政区からの要望などにつきましては、書面により提出をいただいております。本年度も町に対し、信号機やカーブミラーの設置、町道・農道などの道路整備、排水路の整備など、様々な御要望をいただいております。

今年度、御提出をいただいております要望書に対する対応状況につきましては、今年11月末現在、32件の要望に対し、16件が対応済み、13件が対応中でございます。残る3件につきましては、11月末に要望書を提出いただいたものでありまして、現在、内容を精査しているところでございます。

このようなことから、現時点で御提出いただいている要望書に対し、回答を保留しているものはございません。今後につきましても、可能な限り迅速に対応できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川公則君） 1番坂井金次郎議員。

○1番（坂井金次郎君） 今、二つ目の質問について御回答いただきました。

私自身は区長でございませぬので、今いただいた御回答をもう一度区長さんたちと話し合っ、必要であればまた別の機会に質問させていただくことといたします。

私事ですけれども、先日、グランメッセのほうに、私も、防災フェアにまいりまして、町長がそのとき、地域担当職員制度の検討をしているということをお話されておりました。行政と自治会

のパートナーシップ活性化に向けた検討であると思いますが、活性化の基本は対等な立場と信頼関係の確立であると思っております。さらなる努力をお願いいたします。

次に、三つ目の質問に移らせていただきます。三つ目は地区計画についてでございます。

国土交通省のホームページに、都市計画運用指針というものがあります。これが、指針のほうです。毎年、版を重ねているんですけど、令和5年7月の第12版、都市計画運用指針の中の項目に、G地区計画とあります。その1の(2)に、「住民または利害関係人からの申出」という記述がございます。この記述を見ますと、都市計画の中の地区計画へ、住民の主体的関与を望み、そのために、都市計画法第21条の2、第70号の9の提案制度と、第16条第3項の提案を申し出る方法の条例化について言及しています。つきましては、益城町の地区計画へ、住民の主体的関与を進めるための取組について伺います。お願いします。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 1番坂井議員の三つ目の御質問、地区計画における住民主体的関与を進めるための取組についてお答えします。

地区計画を含む都市計画は、都市計画法第4条におきまして、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備、及び市街地開発事業に関する計画と定義されています。このため、都市における健全で秩序ある土地利用を図るため、用途地域などの規定があるところでは、

しかし、例えば用途地域は、建築できる建物、言わばその地域にはふさわしくなく、建築してはならない建物を規制する制度で、このことにより、住宅と大規模な工場が混在する住工混在などを防ぐことができますが、健全で秩序ある土地利用を図るためには、それだけでは限界もあります。

このため、地区計画が主としてその地区内の住民の方などにとっての良好な市街地環境の形成を図るため、道路などの地区施設や建築物の整備、土地利用に関する一体的かつ総合的な計画として、昭和55年に制度化されています。

このように、地区計画が、より住民の方に身近な都市計画であることから、議員の御質問にあるとおり、国は、都市計画運用指針において、住民の方が主体的に関与していくことが望ましく、都市計画法第21条の2などの提案制度などが活用されることが望ましいとしているところです。

本町におきましては、これまで地区計画の策定におきまして、地域住民の方などからの発意による相談や提案、申出が行われたことはありませんが、提案や申出が行われた場合につきましては、貴重な御意見として十分尊重し、検討してまいります。

また、都市計画法には、これらの申出制度などのほかにも、公聴会の開催や公告縦覧といった、住民意見をお聞きする機会が規定されておりますので、これらの機会を通じて住民の方々の御意見を十分お聞きしてまいります。

なお、本町では、地区計画等の内容につきまして、これまで相談などが無いことから、都市計画法第16条に定める条例は制定しておりませんが、今後の地区計画に関する相談等の状況に鑑みながら、必要に応じまして条例の制定について検討してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1 番坂井金次郎議員。

○1 番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

それでは、四つ目の質問に移らせていただきます。四つ目は防災工事についてでございます。2 点伺います。

まず第 1 点。令和 4 年 4 月 1 日に法令が改正されました。土地計画施行令でございます。この都市計画施行令第 29 条の 9 というものは、集落内開発制度というんですか、都市計画、市街化調整区域において、県が指定していた地域において開発許可の基準を緩めるものでございます。

この都市計画法第 34 条 11 号の区域から除外すべき区域というものを決めております。この第 4 号に、土砂災害警戒区域というものが書かれているせいで、都市計画法第 34 条 11 号における開発許可制度において、災害イエローゾーンの開発許可が下りなくなりました。

集落内開発に大きく影響する場合、防災工事の県への申請等はできるのかを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

失礼しました。申し訳ありません。

第 2 点が木崎浄恩寺の横、これは町道南木崎線ですが、これがもう、崖崩れの箇所があったんですが、県による災害復旧治山工事が予定されています。災害復旧工事ですので、崩落部のみの治山工事となります。崩落の影響により、周辺の地盤の緩みが懸念されています。

崩落部とその周辺は、町道に沿った形で急傾斜地崩壊特別区域と警戒区域に指定されており、従来から心配されておりました。南木崎線は、マスタープランにおいて補助幹線道路に位置づけられた重要な道路です。

今回の災害復旧にかからない残りの急傾斜について、県に治山工事の申請をできないかを伺います。以上です。よろしくをお願いします。

○議長（中川公則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） 1 番坂井議員の四つ目の御質問の 1 点目、災害イエローゾーンにおいて集落内開発に大きく影響する場合、防災工事の県への申請などはできるのかについてお答えします。

市街化調整区域内で開発行為が可能となる、いわゆる立地基準を規定している都市計画法第 34 条第 11 号は、平成 12 年の都市計画法改正により追加された規定です。

これは、市街化調整区域におけるコミュニティの維持・再生のために、県などが条例を定めて、地域の実情に応じて一定の要件を満たす区域を指定することで、自己用の 1 戸建て住宅などの建築を可能とする制度です。

また、議員御質問の、通称イエローゾーンと呼ばれる土砂災害警戒区域は、崖崩れや土石流などの土砂災害により、生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、知事が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法に基づき指定する区域となります。

イエローゾーンは地形要因に基づき区域指定が行われるため、地形に変化がない限り、区域の範囲の変更や指定区域の解除は行われません。

一方、土砂災害を防止するための防災工事は、警戒区域の指定などの規制を行う土砂災害防止法ではなく、その災害の種類に応じて砂防法などの個別の法令で対応することとなります。

このため、議員御質問の防災工事の県への申請などはできるのかにつきましては、集落内開発に大きく影響する場合などに限らず、区域内斜面の状況、対象戸数、用地などの採択要件に合致すれば、申請を行うことができると伺っているところです。

町民の安全のために、防災工事につきましては、地域の状況などを踏まえ、県への要望を行うなど適切に対応してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 次に、四つ目の御質問の2点目、町道南木崎線崖崩れの災害復旧工事にかからない残りの急傾斜地について、県に治山工事の申請はできないかについてお答えします。

議員御質問の今回の災害復旧工事にかからない残りの急傾斜地の県への要望は、例年4月下旬頃から7月末頃にかけて、県から治山保安林整備事業等の要望箇所に関する照会がありますので、要望する場合は、その時期に県に対して要望することになります。

この要望に際しては二つのことが必要となりますが、一つ目が、地区の事業実施に関する御意向と事業の採択要件を満たしているかの確認です。

このため、地区の代表者や関係地権者の方々の事業実施に対する御意向を確認した上で、採択要件に関する検討を行うこととなります。地区の御意向が確認でき、採択要件等を満たしているようであれば、地区から要望書を提出いただくこととなります。

2点目が、地区からの要望書と併せて、関係地権者から、保安林指定と土地使用に係る承諾書を提出していただく必要があることです。関係地権者全員からのこれらの承諾書がない場合は、県に要望することができませんので、本庁と地区の方々が一体となって取り組んでいく必要があります。

なお、要望に際しては、町から県に対して地区の御意向や状況を十分説明してまいります。必ずしも県に採択されるとは限らないことをあらかじめ御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1番坂井金次郎議員。

○1番（坂井金次郎君） 御答弁ありがとうございました。

だいたい分かったのですが、一つ目、1点目について、2回目の質問をお願いしたいと思えます。

1点目の質問が、一つが災害イエローゾーン、開発区画の関係がありまして、そのための質問も少し組んでおります。

質問ですが、防災工事の完了によって、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーン、イエローゾーンのようですが、この境界線引きが変わる可能性はあるのかをお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） 1番坂井議員の四つ目の御質問の1点目の2回目、防災工事の完了によって、土砂災害特別警戒区域、警戒区域の境界線引きが変わる可能性はあるのかについてお答えします。

まず、土砂災害特別警戒区域につきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法の第9条に、「都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部または一部について、指定の事由がなくなったと認めるときは、当該特別警戒区域の全部または一部について、指定を解除するものとする」との規定があることから、防災工事の完了により、知事が指定の事由がなくなったと認める場合には、指定が解除されるものと認識しています。

次に、土砂災害警戒区域につきましては、1回目の答弁でお答えしたとおり、地形要因に基づき区域指定が行われるため、地形に変化がない限り区域の範囲の変更や指定区域の解除は行われません。このため、土砂災害特別警戒区域のような、工事の実施等による指定の解除に関する規定はありませんが、防災工事の完了により地形要因が変化する場合は、指定が解除される区域もあり得るのではないかと認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1番坂井金次郎議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

地形による要因であることがよく分かりました。ありがとうございます。

それでは、五つ目の質問に移らせていただきます。五つ目の質問は、都市政策についてでございます。2点伺います。

第1点。第1点は確認でございます。

平成29年、国土交通省、熊本地震からの市街地復興に向けた安全対策のあり方等に関する報告書、最終報告書は、この前、益城町で新たに活断層A・B・Cが見つかったということでございます。それに対する注意喚起の最終報告でございますが、これは都市計画に反映されているかを伺います。

第2点は、市街化調整区域内で、先ほどから都市計画法34条の11号のことについて再三言及してまいりましたが、市街化調整区域内で、第34条第11号に指定されていない区域、指定されていない集落の人口対策として、空家の流動化がございまして、これに対して、町の流動化に対する対策の現状を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 1番坂井議員の五つ目の御質問の1点目、熊本地震からの安全対策は都市計画に反映されているのかについてお答えします。

国土交通省は、平成29年3月に、平成28年熊本地震により甚大な被害が発生した益城町の市街地につきまして、安全な復興を図ることを目的として、活断層の位置の推定と将来の活動に関する評価、建築物等の被害状況とその要因、市街地復興に向けた安全対策の提案等に関して、最終報告を取りまとめています。

その報告では、活断層のずれに対する安全対策として、低層の建築物については、今後、新築

される建築物について、特段の追加的配慮は必要ないものと考えられる。また、杭基礎構造を有する中高層の建築物等につきましては、事前に地盤調査等により、活断層の存在を確認等を行うことが考えられると提案されております。

この提案を念頭に置き、本町の都市計画マスタープランでは、災害に強い復興まちづくりの実現として、安全に生活できる市街地の形成を、都市づくりの目標に掲げているところです。

また、立地適正化計画の防災指針におきましては、建物の整備取組目標に、益城町役場付近から秋津川にかけての約500メートルの広範囲にわたり、想定される活断層の範囲内で、杭基礎構造を有する中高層の建物を建築する際には、必要な地盤調査等により、敷地内において活断層の存在を確認等を行うことを指導と記載し、災害に強いまちづくりを進めているところです。

なお、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業におきましても、国土交通省の報告にある、市街地復興に向けた安全対策の提案を受けて、推定される断層の位置する区域は、可能な限り、居住区域ではなく公園にするなど、土地利用に配慮した計画を行っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 次に、五つ目の御質問の2点目、市街化調整区域内で、都市計画法第34条第11号に指定されていない集落の人口維持対策についてお答えします。

市街化調整区域の空家の状況につきましては、令和2年度に飯野、福田及び津森地区において、空家等対策計画の策定や条例の制定、空家バンクへの登録などの基礎資料とすることを目的に調査を行い、その件数や分布状況を確認しております。

現地調査を実施し、86件の空家を確認するとともに、外観目視による不良度判定を行い、危険な損傷が認められる、危険な損傷が著しく倒壊のおそれがあるとの判定を受けた空家が33件ありました。

管理不全等の危険空家につきましては、老朽危険空家等除却促進事業として補助金を交付することで、その除却を促進しているところです。

一方、空地につきましては、熊本地震により解体が進んだことにより、369か所と、空家の件数に比べ大変多くの空地を確認しているところです。これらの空家や空地の所有者には、その使用状況や今後の利活用についてのアンケート調査を実施しております。そのアンケート結果からは、賃貸や売却等による利活用を検討されている所有者が一定程度おられましたので、本町では、本年度までに空家等対策計画の策定を行い、令和7年度には空家・空地バンクを設置する予定としております。

都市計画法第34条第11号に指定されていない地域の空家の利活用については、県開発審査会の案件とはなりますが、地方創生に資する既存建築物の用途変更において、条件を満たす空家につきましては、住居または事務所へ建物用途の変更が認められています。

また、令和5年7月より、独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落で、知事が指定する集落、いわゆる指定既存集落では、インフラが整っている既存の宅地につきましては、自己の居住用として開発・建築行為が許容されることとなっております。

これらの要件は、当該地権者以外の第三者に適用することが可能となり、都市計画法第34条第11号に規定されていない指定既存集落において空地の利活用の可能性が広がりましたので、これらの制度を含め、地域コミュニティの維持、人口減少対策のための空家・空地対策の検討を進めてまいります。以上です。

○議長（中川公則君） 1 番坂井金次郎議員。

○1 番（坂井金次郎君） 御答弁ありがとうございます。

五つ目の質問の2点目について、2回目の質問を行いたいと思います。

今の質問で、建物の用途変更という場合と、一体的な日常生活圏とかという話が出ました。県開発審査会の案件となる建物用途の変更とは、具体的にどんな場合があるのかをお教えいただきたいのが一つ。

もう一つが、一体的な日常生活圏の判断は町が行うのか、県が行うのか。また、具体的な判断基準はあるのかを伺いたいと思います。よろしゅうお願いします。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 先ほどの答弁でちょっと言い間違いがありましたので、ちょっと修正をさせていただきたいと思います。

空家等の対策計画の策定を本年度までにというふうに申し上げておりますが、来年度までに対策計画を策定し、7年度に空家・空地バンクを設置する予定というふうにしておるというところで修正をお願いいたします。以上です。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 1 番坂井議員の五つ目の御質問の2点目の2回目、県開発審査会案件となる建物用途の変更とは具体的にどんな場合があるのか。また、一体的な日常生活圏の判断は町か県か。また、具体的な判断基準はあるのかについてお答えします。

市街化調整区域における開発につきましては、都市計画法第33条に定める、良好な市街地環境の形成を図るための道路や公園などに関する技術基準を満たす必要があるとともに、都市計画法第34条に定める、市街化調整区域で開発できる用途に関する立地基準に該当する必要がある、この基準に該当しない開発は認められません。

これは、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、市街化区域において行うことが困難または不適當な開発行為、あるいは地区計画によることで計画的な市街化を図る上で支障がない開発行為についてのみ、例外的に開発を認めるという区域区分、いわゆる線引き制度の趣旨によるものです。

このため、法第34条には、許可できる13項目の具体的な用途のほかにも、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難、または著しく不適當と認められる開発行為について、開発審査会の議を経て許可できることが定められています。

これを受けて、県では開発審査会付議事項取扱い方針を定めており、その中に38の審査項目と項目ごとの具体的な審査基準があります。

この審査項目において、議員御質問の建物用途の変更に該当するものは、第36号の古民家維持のための用途変更と、第37号の地方創生に資する既存建築物・空き家の用途変更が該当となります。

まず、第36号は、伝統構法で建築された建築物が空き家となった場合、古民家を維持するために、観光振興に資する宿泊施設または飲食店への用途変更が可能となるものです。

また、37号は、既存建築物が1年以上継続的に使用されておらず空き家状態になっているものについて、それが地方創生に資するもので、既存集落の維持のために必要な場合に、住宅、事務所、事務所兼用住宅への用途変更が可能となるものです。

次に、一体的な日常生活圏の判断につきまして、お答えします。

これは、指定既存集落として都道府県知事が指定しますので、判断は県となります。また、具体的な判断基準に関しましては、法令による規定など、知り得る限りではございませんが、開発許可制度研究会が編集しております「開発許可制度の解説」、「開発許可制度の逐条解説」において、地形などの自然的条件及び交通コミュニティといった社会的条件に照らして、独立して、一体的な日常生活圏を構成していると認められ、かつ、相当数の建築物が連担している集落と考えられる、という旨の解説があることから、そのような一体的なまとまりのある集落ではないかと認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1番坂井金次郎議員。

○1番（坂井金次郎君） 御答弁ありがとうございました。

私の質問は以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（中川公則君） 坂井金次郎議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後3時55分

12 月 14 日（木曜日）

令和5年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年12月11日午前10時00分招集
2. 令和5年12月14日午前10時00分開議
3. 令和5年12月14日午後3時17分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 2番 木村正史議員
- 10番 野田祐士議員
- 9番 甲斐康之議員
- 12番 坂田みはる議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 松本昭一君 | 8番 吉村建文君 | 9番 甲斐康之君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 榮正敏君 | 18番 中川公則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 清田聡美君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 田上勝志君 |
| 総務課長 | 塘田仁君 | 新庁舎等建設課長 | 内村康成君 |
| 危機管理課長 | 岩本武継君 | 企画財政課長 | 山内裕文君 |
| 税務課長 | 坂井浩章君 | 住民課長 | 竹林浩幸君 |
| 福祉課長 | 荒木薫君 | 福祉課審議員 | 吉住由美君 |

こども未来課長	吉川博文君	健康保険課長	松永昇君
産業振興課長	松本浩治君	都市計画課長	齊藤計介君
街路課長	石橋淳君	建設課長	村上康幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課内水対策係長	山内一平君
水道課長	山口拓郎君	学校教育課長	富永清徳君
生涯学習課長	中村康広君		

開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に木村正史議員、2番目に野田祐士議員、3番目に甲斐康之議員、4番目に坂田みはる議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、木村正史議員の質問を許します。

2番木村正史議員。

○2番（木村正史君） おはようございます。2番木村です。

今回、この議会において一般質問させていただくことに、大変うれしく感じております。また、傍聴席の皆様、モニター前で視聴されている皆様、益城町の町議会の町政に対し関心を持っていただき大変ありがとうございます。

今回私は、今後益城町の発展において必要と思われる、必要となる、阿蘇くまもと空港の今後について。また、国道443号線の拡幅工事について質問していきたいと思っております。

それでは、質問席に移らせていただきます。

すいません。タブレットを今回初めて使わせていただきますので、ちょっと慣れない点がありますので、御容赦ください。

それでは、空港の利用促進について質問していきたいと思います。1番の質問としまして、阿蘇くまもと空港の今後の構想について伺います。

先日、広報特別委員会や議会研修において阿蘇くまもと空港を利用しましたが、保安検査場を通り抜けないとお土産の売場にも行けず、食事もできず、見送りに来た方が全く何もできないということになります。1階にある和食レストラン、セブンイレブン、自動販売機、カフェ程度がありますけれども、私も早く着きまして何をしようかとちょっと迷って、物が少ないなというふうに感じてしまいました。

昨年、熊本空港開発構想について質問したときには、食と旅のテーマの隣接商業施設を開設し、空港に買物に行けるような、行きたくなるような地元の方が、飛行機に搭乗せずとも行きたくな

るような空港というコンセプトを聞いたと思います。商業施設の充実が図れるとのことですが、本町との関わりがどうなっていくのかお伺いします。

続いて2番目の質問です。開港時間延長について。今後、阿蘇くまもと空港において、蒲島知事が先日テレビのニュースで話されていきました。詳しく内容を調べてみると、大空港構想を策定し、地方創生先進地域の現実に向けて、産業集積、産業力の強化、交通ネットワークの構想、快適な生活ができるまちづくりの四つの柱で取組を促進し、空港周辺地域の活性化を県全体、ひいては九州全体の発展につなげていきますと熊本県のホームページに載せてありました。

大空港構想のためには、飛行機の離発着便の増、利用者増、貨物便増などが見込まれなければならない。そのためにも、韓国の仁川空港ですかね、国際空港のようにハブ空港として24時間利用できるような空港の必要があると私は考えています。

先日、11月21日の熊日新聞にて、新規路線誘致や貨物強化のため、22時30分まで運用時間延長との記事が載っておりました。熊本空港周辺5市町村への説明を行うとありましたが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。2番木村議員の一つ目の御質問の1点目、阿蘇くまもと空港と町との関わりはどうかについてお答えをいたします。

熊本地震により被災しました阿蘇くまもと空港につきましては、創造的復興のシンボルと位置づけられ、コンセッション方式の導入によって、令和2年4月から熊本国際空港株式会社による空港運営が開始されています。

また、本年3月には国内線と国際線が一体となった新旅客ターミナルビルが供用開始となり、県民をはじめ、多くの方々に利用されているところです。

一方、新ターミナルビル供用開始後、熊本国際空港株式会社には、待合待機場や駐車場に関することなど様々な内容の御意見が多数寄せられているとのこと。その御意見の多くは、議員の御質問にもありますように、3階滞在型ゲートラウンジの店舗利用と1階店舗の充実に関するこのようで、航空機利用者以外の方々が3階滞在型ゲートラウンジの店舗の利用ができないことに対する御意見だと認識をしております。

このことは、町長もオープン当初から改善が必要だと考えておりましたので、熊本国際空港株式会社に対し、航空機利用者のみならず誰でも買物や食事ができ、多くの方々が空港を利用し、にぎわいが生まれる施設にするべきではないかと要望をしてきたところです。

このように、各方面から多くの御意見が熊本国際空港株式会社に寄せられたことから、第2期エリアの一つとして整備予定であった商業棟エリアの整備スケジュールを前倒しし、早期にオープンできるよう準備が進められているところです。

商業棟エリアは五つの飲食店区画と二つの雑貨、物販店区画及び現在計画中の1区画からなり、今年22日にはレストランゾーンに1店舗がオープンし、その後順次オープンする予定と伺っております。

第2期エリアは地域に開かれたエリアとして、商業棟エリアに加え、にぎわい広場や観光交流

エリアも整備が計画されています。

町でも、今年度より、阿蘇くまもと空港と連携したワーキンググループの活動を行っています。ワーキンググループでは、町職員が熊本国際空港株式会社をはじめ、日本航空株式会社や県上益城地域振興局とともに意見を出し合い、採用されたアイデアについては早期に取り組んでいく予定としております。

今後も、熊本国際空港株式会社や空港周辺市町村等と連携し、にぎわいづくりや情報発信の場所として活用し、誰でも立ち寄りたくなる空港となるよう連携協力してまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、阿蘇くまもと空港の運用時間延長に関して町長の考えを伺うについてお答えします。

大空港構想は、九州の中央に位置する阿蘇くまもと空港と、その周辺地域一帯を大空港と捉え、地域の可能性を掘り起こし、その最大化を図ろうとする構想です。平成24年から、この大空港構想の実現に向けて、新規航空路線の誘致による交流人口の拡大や九州における広域防災拠点化等の施策を展開されてきました。

平成28年には、熊本地震の発生に伴い、大きな被害を受けた空港周辺地域の創造的復興を推進するため、大空港構想ネクストステージが策定されております。この構想におきましては、空港コンセッション方式の導入、くまもと臨空テクノパーク等空港周辺地域への企業誘致、県道熊本高森線の4車線化、木山地区の土地区画整理事業などの推進が図られております。このように様々な施策が推進されてきたことに加え、TSMCの進出など新たな環境変化を踏まえた空港周辺地域の将来像を描き、その実現に向けて取組を推進するため、今回、新大空港構想が策定されたところです。

新大空港構想は、議員の御質問にもありましたように、空港機能の強化をはじめとする四つの柱に基づき取組を推進していくこととされ、空港の運用時間の見直しにつきましても構想実現のための取組の一つとなっています。空港運用時間につきましては、現在、7時30分から21時30分の14時間となっておりますが、九州各県の空港より短いことから見直しを求める要望があっている一方で、空港周辺では騒音等で御苦勞をされている方々もおられますので、その御理解をいただく必要があります。

このため、本町では、今年4月に各校区区長会長、黒石崎区長、小峯区長、町議会議長、及び町議会総務常任委員長にお集まりいただき、新大空港構想と構想実現の取組の一つである空港運用時間の延長見直しにつきまして説明をさせていただいたところです。説明会では、新大空港構想が地方創生への取組であることを御理解いただき、空港周辺の方々の丁寧な説明や夏まつりの花火打ち上げ時間への配慮についての御意見等はありませんでしたが、特に反対等の意見はなく、おおむね賛同いただいたと思っております。

町長も、この空港運用時間の延長につきましては、空港周辺にお住まいの方々の御理解をいただいた上で、ぜひ実現しなければならない取組だと思っております。

いずれにしましても、空港周辺では今回策定された新大空港構想やU Xプロジェクトの推進、TSMCの進出に伴うさらなる産業の集積が期待されるなど、大きく状況が変わりつつあります

ので、これを最大のチャンスと捉え、空港周辺の活性化やにぎわいづくりの推進に努めてまいります。以上です。

○議長（中川公則君） 2番木村正史議員。

○2番（木村正史君） 1回目の答弁、ありがとうございました。

質問の中で、今後も熊本国際空港株式会社や空港周辺等と連携し、にぎわいづくりや情報発信の場所として活用し、誰でも立ち寄りたくなる空港となるよう連携協力していくということでしたが、これを行うためにはやはり空港の駐車場、こういったものがネックになってくるのではないかと思います。空港に行くには現在、電車ではまだしばらくかかりますし、車で行くことがやっぱり一番考えられます。駐車場が無料でなければ誰も利用しようと思いませんので、通常1時間単位とかではなく、5時間ぐらいは無料で使えるとかいうような駐車場が必要になってくるのではないかと考えています。

また、2番目の質問、こちらのほうで話もありましたけれども、空港の利用時間、これについてですけれども、周辺の方の騒音等はやはり大事なことから思います。

また、先日、議員研修でお伺いしました東海大学農学部、こちらのほうで、空港の騒音等で牛や馬、家畜のほうに影響は出ませんかというふうに質問させていただきましたが、大丈夫だ、今のところ影響も出ていないというふうに返答がありました。今のところ何も出てないので大丈夫かとは思いますが、こちらのほうも気をつけていっていただきたいと思います。

また、花火の打ち上げについての質問があったとのことでした。この花火の打ち上げは私もすごく気になっています。これについてももう少し詳しく説明していただけないでしょうか。益城町の夏祭り、しばらくできませんでしたので、来年にはやっていただけたと思っています。そのときに花火が打ち上げられないってなったら、楽しみも半分以下です。やはり、夏祭りに花火はつきものだと思いますので、花火の時間も午後9時からとなっていましたけれども、できればもう少し早い時間に変えていただきたいと私的には思っています。

ただ、それができないのであればできる方法を考えていく必要もありますので、花火の打ち上げについてできるのか。その質問があった内容を少し詳しく教えてください。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 2番木村議員の一つ目の御質問の2回目、夏祭りの花火の打ち上げはどうなるのかについてのお答えをいたします。

これまで開催してきましたみんなの夏祭りにおける花火の打ち上げにつきましては、航空法の規定により、最終便到着後の午後9時から開始をしてきました。議員御質問のとおり、現在、空港運用時間について、7時30分から21時30分までの14時間を1時間延長することが検討されています。この検討では、終わりの時間を1時間延長するのか、始まりの時間を1時間前倒しするのか。あるいは、前後を30分ずつ延長するのかは、周辺地域にお住まいの方々に説明を行い、その意向をお聞きしながら決定していくと伺っております。

今月4日に開催されました説明会のときには、先ほど申し上げましたように、花火の打ち上げに対しまして、夏祭りの日だけでも打ち上げが可能となるよう考慮していただけるのか。花火の

打ち上げ会場は空港よりも150メートルほど低い位置にあるため、その高低差も考慮して打ち上げ可能と判断できないのかなどの意見や要望をいただきました。

それに対して県の担当課からは、花火の打ち上げに関しては所管の国土交通省に確認すると回答されているところです。

航空法の規定もあり、なかなか難しい問題とは思いますが、多くの町民の方々も夏祭りの再開、そして花火の再開を心待ちにしておられますし、町長も夏祭りに花火は欠かせないものだと考えておりますので、国土交通省をはじめ関係機関としっかり調整を行ってまいります。以上です。

○議長（中川公則君） 2番木村正史議員。

○2番（木村正史君） 2回目の答弁、ありがとうございます。

私も私なりにネットでちょっといろいろ調べてみたんですけども、航空法、やはりこれについてが必要だということを書いてありました。滑走路離陸時の飛行機に影響を与えないものとするということで、調べましたら、大阪空港やほかの空港でもかなり近いところで花火が上がっているというのも一緒に載っていました。できる方向でやっていただければ幸いです。よろしくお願いします。

また、これらのほうは質問終わらせていただきまして、続いての質問を行いたいと思います。

続いて国道443号線の4車線への拡幅について質問させていただきたいと思います。

国道443号線の拡幅についての要望は、過去何度か行っています。前回の質問で、町長は、必要と考え、県に対し強く要望を行っていくとの返答をいただきました。先ほどの質問でも話しましたが、大空港構想において、空港周辺の交通ネットワークの構想についても項目の一つとして挙げられています。空港周辺の道路整備は今後の益城町の発展において絶対に必要と考えます。

それから、2024年問題が挙げられます。御存じの方も多いと思いますが、2024年問題とは、2024年4月1日以降、トラックのドライバーの労働時間に年間960時間の上限が設けられるため、運送会社等の利益減少、トラックドライバーの不足、運送価格の高騰などが起こると考えられている問題です。

それに対する対策として、フェリーや鉄道貨物、飛行機などの貨物輸送が挙げられますが、益城町から延岡までの道路整備も関わってくると思います。

来年の2月11日には小池高山インターチェンジから矢部までの高速道路が開通します。これにより、大分港、延岡港との距離が縮まってきます。トラックのドライバーがストレスなく運転していただけるように、熊本中央自動車道の早期開通とともに、国道443号線の片道2車線拡幅工事を早急に行うべきと考えております。国道443号線の拡幅について、町長の考えをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） 2番木村議員の二つ目の御質問、国道443号の4車線化に対する県からの回答及び町長の考えを伺うについてお答えします。

国道443号は、県道熊本高森線とともに本町の道路ネットワークにおける主要幹線道路であり、本町の発展のために欠かせない道路であると認識しています。これはまず、本路線沿いには、小

池高山インターチェンジがあり、今後、企業の進出が見込まれる適地であるからです。

さらには、お隣の菊陽町に国策である台湾のTSMCが進出することで、その波及効果である関連企業の進出や国内外の従業員の方々の移住といった地域振興に寄与する動きを取り込んでいく必要がありますが、そのためには、円滑な交通流動により人流物流を活性化させる道路インフラの整備が必要不可欠だからです。特に、TSMCが進出するセミコンテクノパーク周辺と本町を結ぶ国道443号の整備は大変重要です。

このため、10月30日に蒲島知事と熊本地震からの復旧復興に向けた益城町の現状につきまして意見交換を行った際、セミコンテクノパーク周辺地域と本町を結ぶ国道443号の整備につきまして、人流物流を促進し、従業員の住まい確保の受皿のためにも重要であることを町長が直接知事に申し上げたところです。

また、11月22日には、県に対して、国道443号整備促進期成会による要望活動を行い、早急な整備につきまして強く要望がなされました。県は、国道443号が国道の中でもランクの高い広域道路と位置づけられていることから、重要な道路と認識しており、まちづくりや土地利用を念頭に考えていきたい旨の発言がありました。また、要望に対して検討を進める旨の回答があったところです。

今後も、関連自治体と連携し、あらゆる機会を捉えて、県に対して国道443号の整備を強く要望してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 2番木村正史議員。

○2番（木村正史君） ありがとうございます。国道443号線、早期な実現が必要かと思えます。これからの益城町の発展において、間違いなく4車線化が必要になってくるところと考えておりますので、この政策を進めていただけるよう、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（中川公則君） 木村正史議員の質問が終わりました。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

10番野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） 皆さん、おはようございます。今議会においても、一般質問の機会をいただき感謝申し上げます。

今回の質問は大枠3項目です。一つ、人権に関する町の考え方。二つ、子どもの権利に関する町の考え方。三つ、DV等支援措置における町の取組です。今回、项目的には三つに分けておりますけれども、人の権利とその責務に関する事項であり、一連の流れとして捉えていただければと思っております。

それでは、質問席に移ります。

それでは1項目目、人権に対する益城町の考え方、捉え方について質問をさせていただきます。

まず、人権についての益城町の考え方についてであります。人権というものは人であれば、どこにいても、誰にでも、いつでも尊ばれ、守られるとされております。1948年に国際連合で当時の加盟国が賛成してつくられた世界人権宣言については、全ての人民と全ての国とが達成すべき

共通の基準として、人権とは何かを示しております。そこには、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利等を承認することは世界における自由、正義及び平和の礎であるとされています。

ここで質問でありますけれども、益城町として人権行使に伴う責任についての考え方、捉え方について教えてください。

二つ目、法の下で守られる人権についてです。先ほど来、人権については述べさせていただきましたけれども、人権は漠然としたものではなく、法の下で守られる個別の権利、つまり、生きる、考える、表現の自由、公正な裁判を受ける、人としてふさわしい生活を求める、教育を受ける等々あります。道徳や倫理とは異なるものです。

つまり、個人は、国との関係もしくは人と人との関係において、権利について主張することができ、誰がその権利を尊重する義務を負うかを問うことができます。人権が尊重されなかった場合、人権侵害に当たり、人権の回復と損害の補償を法律に従って求めることができるはずです。

ここで質問です。益城町として、人権行使に伴う責任についての考え方、捉え方について教えてください。

三つ目、人権行使に伴う責任についてであります。人権を主張するからには、責任を伴うものです。他者の権利を尊重すること、社会で権利を主張するための責任等々あります。つまり、人権は無責任な自己主張や他者の自由を否定するような目的のために使われてはならないものであります。

ここで質問です。益城町として、人権行使に伴う責任の考え方、捉え方について教えてください。以上、三つです。

○議長（中川公則君） 吉住福祉課審議員。

○福祉課審議員（吉住由美君） 福祉課の吉住です。10番野田議員の一つ目の御質問の1点目、人権についての益城町の考え方、益城町として人権行使に伴う責任についての考え方、捉え方についてお答えします。

町では、昨年策定しました益城町人権教育啓発基本計画におきまして、人権とは、人が人として尊重され、自由に幸福に生きていくために必要な権利であり、全ての人が生まれながらに持っている基本的な権利と定義しております。同様に、世界人権宣言第1条におきまして、全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であるとうたわれています。

一方、全ての人は自己の権利及び自由の行使に際し、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること。つまり、他人の権利を侵害しないことは世界人権宣言第29条にもうたわれており、人権を行使することは、無制限、無条件に認められるものではないと解しております。

次に、一つ目の御質問の2点目、法の下で守られる人権について、益城町として人権行使に伴う責任についての考え方、捉え方についてお答えします。

議員御質問のとおり、日本国憲法では、多くの種類の人権を基本的人権として保障しております。例えば、日本国憲法第25条は、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると規定しており、本町におきましても、生活保障などに関する義務を業務を通して果たしてお

ります。また、人権侵害事象の発生に関する相談などにつきましても、熊本地方務局等と連携して解決に取り組んでいるところです。これらのことは、当然の権利を侵害されている方々の権利を回復するために行っていることであり、自治体の果たす責務でもあります。

最後に一つ目の御質問の3点目、人権行使に伴う責任についてお答えします。

まず、先ほども述べましたが、人権とは、人が人として尊重され、自由に幸福に生きていくために必要な権利であり、全ての人が生まれながらに持っている基本的な権利です。人権行使に伴う責任としましては、例えば、個人の表現の自由を行使するあまり、他人のプライバシー権、名誉権を傷つけるという最近の事案にも示されるように、行き過ぎた権利の主張により、他者の人権を侵害することは許されないと考えます。

今後も、益城町人権教育啓発基本計画の基本理念として掲げております、自分らしく生き、お互いに尊重信頼し合える多様な社会の実現を目指して、法に則った人権の擁護に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） 人権に対する益城町の考え方、述べていただきありがとうございます。

少しまとめさせていただくと、人は生まれながらにして、自由かつ尊厳と権利について平等であると。一方、その権利の行使に当たっては、他人の権利を侵害してはならない。要するに、自分の権利を主張する際に、他人の権利をリスペクトしなければならないということを述べられていると思っております。

また、益城町の考え方で重要な部分でもありましたけれども、人権侵害等に対しては、法務局等と連携をし、自治体の責務として権利の回復に努めるというふうにおっしゃっていただきました。よく理解をさせていただきました。ありがとうございます。

もし、今の私のまとめでもし違うということであれば回答をしていただいで結構です。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 吉住福祉課審議員。

○福祉課審議員（吉住由美君） 10番野田議員の2回目の御質問ですが、今、議員が言われたとおり、そのように町としても解釈をしているところでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。人権という大きなものの部分について町の考え方が理解できたところで、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、子どもの権利条約、子どもの権利に伴う益城町の考え方、捉え方についてであります。

子どもの権利条約には、全ての子どもが子ども時代を自分らしく健康的に安心して過ごせるよう、54の条文があります。大きく分類をすると4項目になります。一つ目、生存、生きる権利です。病気やけがから適切な治療を受け、十分な栄養を得て健やかに成長する権利。二つ目、発達、育つ権利。つまり、教育を受け、遊んだり自分らしく成長するための考え方や信じる事が守られる権利です。三つ目、保護、守られる権利。あらゆる種類の差別や虐待、暴力などから守られ

る権利です。四つ目、参加、参加する権利。自分の関係する事柄について自由に意見を表し、活動する権利です。

ここで質問ですけれども、益城町として子どもの権利に伴う考え方、捉え方について御教授ください。

○議長（中川公則君） 吉川こども未来課長。

○こども未来課長（吉川博文君） 10番野田議員の二つ目の御質問、子どもの権利に伴う益城町の考え方、捉え方についてお答えします。

子どもの権利条約につきましては、子どもが一人の人間として基本的人権を所有し、行使する権利を保障する条約です。平成元年に国連総会で採択され、平成2年に国際条約として発効されました。日本は平成6年に批准しております。

議員がおっしゃられるとおり、この条約は前文、本文、54条から構成されており、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現するために必要となる具体的な事項を規定しています。この条約は、大まかに、次の四つの権利を守るように定められています。一つ目が生きる権利、二つ目が育つ権利、三つ目が守られる権利、四つ目が参加する権利です。

このことを踏まえ、本町としましては、これらの権利を尊重し、子どもたちが自分らしく安心して成長できる環境を提供することを目指しています。

具体的には、第6次益城町総合計画第2期基本計画の中で、政策分野別の方針、まちづくりの大綱の中の一つに、全ての子どもを元気、笑顔にするまちづくりを方針として掲げております。この方針に基づき、七つの具体的な取組を進めております。

一つ目が、子どもの成長を一貫して支える体制づくり。二つ目が、安心して妊娠、出産及び乳幼児期の子育てができる環境づくり。三つ目が、就学前教育、学校教育の充実。四つ目が、学校、地域、家庭が連携した子ども子育てサポートの推進。五つ目が、子どもたち一人一人に応じた支援体制の強化。六つ目は、子どもの安全、防犯の強化。七つ目が、親子で楽しめる環境整備を掲げております。

これらの取組の一環としまして、子育て世帯包括支援センターを中心に、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的に把握し、切れ目ない支援を提供しております。また、18歳までの医療費の無償化、いじめや不登校に対する専門的なサポートを行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、子どもたちが安心して園や学校に通える施設環境の整備、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携による児童虐待の早期発見、早期対応など、子どもの保護に取り組んでいます。さらに、子ども議会などを通じて、子どもたち自身が行政施策に意見を表し、参加する機会を提供しています。

今後も、子どもたちが自分らしく安心して豊かに成長できる環境づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） 1回目の回答ありがとうございました。

子どもの権利というものをなぜ今回お尋ねするかについては、また次の3項目目にかかってま

いりますので、3項目目でも聞きたいと思っておりますけれども。

まず、子どもの権利条約、先ほど来出ておりますけれども、子どもの権利条約、ここに今出でてきておりますけれども、まず第1条に取り上げられているのは子どもの定義、要するに年齢的なもの、第2条が差別の禁止、第3条子どもにとってよいことを、第4条国の義務とか等々うたっています。

特に今回、質問で重要になってくるのが、第2条、第3条、第12条意見を表す権利等々であります。子どもの権利条約、質問についてちょっと重要な部分がありますので、一部かいつまんで読ませていただきたいと思います。

第3条というのがあります、子どもにとってもっとよいことをしなければ駄目ですよというのがあります。何て書いてあるかといいますと、子どもに関係があることが決められ行われるときには、子どもにもっとよいことは何かを第1に考えなければなりません。これをちょっと覚えとっていただきたいと思います。子どもにとって何が一番大事なのかというのが重要ですよというのが第3条の定義であるというふうに理解をしております。

2回目の質問としては、今、子ども条約を踏まえて、町で取り組んでいらっしゃるということをする説明をいただきました。今、実際問題として、町に子どもを支えるための、要するに子どもが相談をできるような場所等を、例えば、先ほどのサポート、どこでどういうサポートをしているかについて、簡単に結構ですので説明をしていただければと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） 吉川こども未来課長。

○こども未来課長（吉川博文君） 10番野田議員の二つ目の御質問の2回目の御質問にお答えします。

サポートはどの場所で行われているかということによろしいですか。就学前児童等に関しましては、保育園、幼稚園、そういったところで異常があると気づいたときには、子育て支援係に連絡をいただきまして連携をとっているところでございます。

学校関係に関しましては、先ほど申しましたとおり、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーと連携、または養護員の方に生徒さんが相談されますので、学校との連携を図っているところです。

また、熊本県では、令和4年より、子どもの権利擁護推進事業が行われておりまして、子どもの意思の意向を聞き、子どもの参画する中での最善の意思決定をなされるよう、子どもの養護を推進しておりますので、そういう事業に連携して今後いきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） 急な質問になったかもしれませんが、御回答ありがとうございました。大事なのは、子どもの権利を守るためにどこに何があるか、そしてどういう相談ができるかについて確認をしたかったということです。

それでは、今の大枠1枠目2枠目の御回答を聞いた上で、大枠の3項目目、最後の質問をさせ

ていただきたいと思います。DV等支援措置における益城町の課題と取組についてであります。

DV等支援措置とは、配偶者からの暴力、ドメスティックバイオレンスですね。ストーカー行為等、児童虐待及びこれに準ずる行為の被害者の保護のため、相手方から住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写し等の交付を制限する支援措置であると認識しております。

ここで質問ですけれども、益城町としてはどのような認識でしょうか。

DV等支援措置における質問の二つ目。今般、DV等支援措置における町と個人との1事案において、行政訴訟まで発展した上で、最終的に益城町が個人に謝罪を行い、和解したと伺っております。この事案において注意すべきは、子どもの人権、特に保護、守られる権利が侵害させられたと言わざるを得ないことです。子ども自らが虐待被害やネグレクトを訴えているにもかかわらず、事実確認が行われていなかった、できなかったという点です。

ここで質問です。DV等支援措置について、町はどのように理解し行動をしていますか。

二つ目。他市町村との情報共有に対し、町はどのような対応をとっていますか。

三つ目、住民基本台帳事務に対する町の対応は適切なものですか。

四つ目、子ども自らの訴えに対する適切な対応ができていなかったと言わざるを得ないが、いかがでしょうか。

今の点について検証はなされたのか。もし検証されたのであれば、その結果、また、課題についてどのように判断したか。また、その対応策について、どのようなものになったのかについてお聞かせください。

次に、今後のDV等支援措置における対応及び対応策についてです。

今、最後に言いましたけれども、対応策についてですね。子どもたち児童に対し、最善の利益が主として考慮されるために、子どもたちの人権が守られるために、町として具体的な対応が必要になると考えておりますがいかがでしょうか。現在どのような対応を行っているか、その取組についてお聞かせください。

○議長（中川公則君） 竹林住民課長。

○住民課長（竹林浩幸君） 野田議員の三つ目の御質問の1点目、DV等支援措置に対する益城町としての認識はどうかについてお答えします。

ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為など、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置は、保護を求める方からの支援措置実施の申出を受けて、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写し等の交付について、不当な目的で利用されることを防止するものです。

桶川ストーカー殺人事件を契機に、平成12年にストーカー行為などの規制等に関する法律が施行され、平成13年には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護などに関する法律が施行されました。

また、平成15年の個人情報保護法成立を受け、平成16年に住民票省令、戸籍附票省令の一部が改正され、住民基本台帳事務処理要領の措置として、DV、ストーカーなど、被害者保護のため

の支援措置が実施され、その後、順次、整備改善がなされています。日常生活での不安や家庭内の苦しい関係から逃れるために引っ越しをした方にとって、相手方に現住所を知られないようにすることは、安心して生活し、心を回復するためにも大切なことです。

本町では、DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者を保護し、その安全と権利を確保することを目指しており、安全安心な町として暮らしていただくためにも、必要不可欠な制度だと認識しております。

次に、三つ目の御質問の2点目、DV等支援措置について、町はどのように理解し、行動しているのか。他市町村との情報共有に対し、町はどのような対応をとっているか。住民基本台帳事務に対する町の対応は適切であったか。子ども自らの訴えに対する適切な対応ができていなかったと言わざるを得ないが、いかがか。これらのことについて検証はなされたか。検証されたのであれば、その結果と課題についてどのように判断したか。また、その対応策はどのようなものなのかについてお答えします。

議員御指摘の行政訴訟は、令和5年3月議会における報告第1号のことと推察します。この和解の内容は、1、原告らは本件訴訟に係る全ての請求を放棄する。2、原告ら及び被告は、原告らと被告の間には本件に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。3、訴訟費用は各自の負担とするの3点で、既に和解が成立しております。

議員御指摘の原告への謝罪は、そもそも、和解の内容ではなく、本町職員が誤解を与える説明を行ったことに対して口頭で謝罪したものにすぎません。したがって、支援措置に関する事務処理の当否とは何ら関係ありません。

また、支援措置の申出を受け付け、支援決定に係る事実確認を行ったのは本町ではなく、他自治体です。本町は、その支援決定の連絡を受け、住民基本台帳事務処理要領に則り、その自治体が支援の必要性があることを確認したことをもって、本町におきましても支援措置の必要性を再度確認し、決定しております。裁判におきましても、これらに関する全てのことを述べさせていただきました。その結果、手続は適切なものであったと認められた上での、裁判所からの和解の勧誘であります。

よって、本町におきましては、支援措置に関する事務処理については問題なく、このことに関し検証は行っておりません。ただし、窓口対応につきましては、複雑な案件については、丁寧な説明対応が求められる際には複数名で対応し、上司及び係内での共有を密にするよう、徹底を図っております。

次に、DV支援措置については、本町では、支援を求める方の保護を最優先に相談対応を行い、安心して暮らすことができるように支援を行っております。

例えば、本町で支援措置の申出を受け付ける場合は、担当である住民課が総務課、こども未来課、福祉課などと連携し、支援措置に関する情報を共有するとともに、申出者との面接の際は、複数名で詳細な聴取を行っております。

支援決定に関しましては、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所などの意見の聴取、または、裁判所の発行する保護命令決定書の写し、もしくはストーカー規制法に基づく警告等実

施書面などの提出を求めることにより確認しております。

次に、他自治体との情報共有につきましては、本町が申出を受け付け、支援を決定した場合、関係自治体に対し速やかに支援措置、情報の共有を行っております。本町が他自治体から支援措置の依頼を受けた際は、その支援措置情報を厳格に審査し、支援を決定しております。

ただし、情報共有は、被害者のプライバシーを保護する範囲内で行われ、必要な情報のみ、適切な方法により共有することで、被害者の保護とその権利の確保に努めております。

最後に、三つ目の御質問の3点目、今後のDV支援措置における対応及び対策について、子どもたち児童に対し最善の利益を主として考慮されるために、そして子どもの人権が守られるために、町として具体的な対応が必要になると考えるが、いかがか。現在どのような対応を行っているのか。また、その取組についてはどうかについてお答えします。

DV等支援措置におきまして、子どもたちはもちろんのこと、老若男女を問わず全ての方々の利益及び人権が守られることは当然のことであり、本町としては、支援を求めている方に相談できる場があること、相談することができることをまず知っていただくことが必要だと考えております。

そのため、公共施設などの誰でも立ち寄れる場所に相談機関のパンフレットなどを設置し、相談機関の周知を図るとともに、子どもたちに対しても、学校を通じ、相談機関のカードを配布しております。

また、児童相談所、警察、その他の関係機関や役場関係部署との情報連携を今まで以上に緊密に行い、相談、報告に対し迅速に対応していくとともに、今後も要支援者の保護を最優先に考え、支援措置業務に取り組んでまいります。以上です。

○議長（中川公則君） 10番野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） るる説明をしていただきありがとうございます。

まず、今回の質問に対して誤解をしていただきたくないのは、ここは裁判とかではありませんので、益城町の責任を問うているものではないということです。できれば、今後の益城町、課題があったのであれば今後の取組についてお尋ねをしていきたい、もしくは聞きたいというのが大前提でありますので、ぜひそこは理解をして聞いていただきたいと思います。必ずや益城町の責任、益城町に責任があったらそれがおかしいんじゃないかというものではないという理解はしていただきたいと思います。その上で質問をさせていただきます。

まず、今の御回答の中で、具体的なものを指し示しているのですが、なかなか質問の要点を得ていないかもしれませんけれども、支援措置の申出を受けた場合の支援決定に関わる事実確認については、一度、要するに益城町は他町村が行ったからもうやっていないんだよということを言われたと思っております。それに伴い、支援措置に対する事務処理については全く問題がなかったということを併せて回答があったと理解しております。

そこで質問になるんですけれども、今回、益城町の裁判の内容を見てみますと、中学生ぐらいの子どもさんなんですけれども、その方が、本人が母親からの差別、兄弟差別といいますか、差別や育児放棄等の虐待の被害を益城町に直接訴えたというふうになっておりますけれども、そう

いう事実を訴えて、益城町は他市町村から違う報告を受けておったということであると思いますけれども、本人から直接そういう訴えがあつとるわけですよ、益城町に対して。それに対して、先ほどの子どもの権利を守るための益城町の回答の中に、これは重要な部分ですけれども、人権侵害侵犯の発生に関する相談等については、当然の権利として権利回復に努めるんだと。益城町自体がですね。要するに、子どもが自分の権利を守るために必死でそういう訴えをしたということについて、益城町はどう捉えたのか。要するに、他市町村からそういうものではないですよという意見があつていたから子どもの意見は無視したのかというのが少し問題ではないかと思っております。

私も直接子どもさんと会ってお話もさせていただいておりますので、とってもいい子どもさんですけれども、そういう子どもさんが必死に訴えたものに対して、益城町はもっと敏感な対応ができたのではないかとこのことを問うている部分です。

益城町、回答については、それについても、もう一度回答をいただいても結構です。先ほどの中にも入っていると思いますけれども、もう一度回答をいただいても結構です。

それと、そもそものお話として、DV等支援措置は、先ほど一番最初にお話ししましたように、個人の住所等が特定されない。要するにストーカー等の被害によるものが大きいので、要するにどこに住んでいるのかを特定されないための事務的な措置になっております。

ところが、今回の事案について言えば、兄弟、要するに2家族あるわけですけれども、兄弟は行き来していますし、もちろん、もともと親ですので、親同士も住所を知っているんですよ。というよりも、ここに両方住んどったわけですよ。要するに、DV等支援措置についての基本的な意味が、もうその時点でなくなっているというふうな認識ですけれども、その認識はどうお持ちですか。

ここに一つ、ちょっと見にくいですが、住民基本台帳事務における支援措置終了通知書というのを持っています。要するに、DV等支援措置をかけたけれども、それはもう要らないんだよ、終わりますよと。支援措置終了の理由として、加害者が申出者の住所を特定したため。要するに、どこに住んでいるか、どこに今いるかを、住所が分かればDV等支援措置はそもそも必要ないと。今回、資料的にはいっぱい持っておりますけれども、要するに、両方とも住所知つとるわけですよ。子どもの送り迎えもやっているわけだから。そういう中で、長女が訴えたということに対して、益城町の対応は本当に適切だったんですかということを知りたいと。もし、適切でなかった部分があれば、今後、それに対してどう対応するのかがもっと重要になっていくという部分でお尋ねをしております。2回目の質問です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の三つ目の御質問の2回目についてですが、この御質問の内容は個別案件でありまして、裁判により既に和解し、解決済みであるため、これ以上の答弁は差し控させていただきます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） 御回答いただきましたので、3回目の質問に移らせていただきます。

個別案件で回答を差し控えるという執行部からの答えですので、それについては尊重したいと思います。

最後の質問ですけれども、先ほど来言っております、今回必要な部分は、その案件があった、そういう一つの案件をどう今後に生かしていくかという部分であります。どう生かしていくかについて私なりに考えておりますので、二、三点提案をさせていただきたいと思いますので、その提案については答えていただきたいと思います。

特に子どもの人権を侵害されない、それを回復するために必要なこととして、益城町に専門部署をぜひ設置していただけたらどうか。要するに、そういう専門的な部署ですね。今、人権について私は一連の流れに対して質問をしましたが、それぞれ3部署で回答をいただいております。三つのところでそれぞれ回答をいただいております。もうちょっと分かりやすく一つにまとめるような課の設置をしていただけてはどうかと思っております。

それと二つ目。他の、要するに益城町以外の場所との連携強化。もっと詳しく言いますと、警察署、課まで言いますと生活安全課あたりとの連携を深めていただくと。または、児童相談所、近くにありますので。先ほど課長のほうから、子どもの人権、子どもの権利を守るためにいろいろなことをやっているんだということは十分承知をしておりますけれども、そういう、例えば警察の生活安全課とか児童相談所との連携を専門部署で深めていただくと。このようなことをすれば、少なくとも子どもの権利を親のエゴによって侵害するようなことはなくなるのかなという理解です。

町長が、個別案件については答えられないということをおっしゃいましたので、それについて答えていただく必要はありませんけれども、今後の課題としてこのような提案をさせていただきたいと思っておりますので、御検討をよろしくお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の三つ目の御質問の3回目についてですが、専門部署の設置とか、野田議員から積極的な提案をしていただいております。こちらについては、繰り返しになりますが、子どもたちはもちろんのこと、老若男女問わず全ての方々の利益及び人権が守られることは当然のことです。

このことを踏まえまして、支援措置の事務処理におきましては、児童相談所、警察、その他の関係機関などとの情報連携を今まで以上に緊密にしまして、支援を求めている方の保護を最優先に相談対応を行うことで、安心して暮らすことができるように支援を行ってまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） 今、町長の御回答がありましたので、安心して子どもたちが権利を行使できるように取り組んでいただければ幸いです。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

午前中は、これで終わります。午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時15分

再開 午後 1 時30分

○議長（中川公則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

甲斐康之議員の質問を許します。

9 番甲斐康之議員。

○9 番（甲斐康之君） 皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、こんにちは。9 番、日本共産党の甲斐康之でございます。12月となり、朝夕めっきり冷え込んでまいりましたが、日中はまだまだ暖かい日が続いています。寒暖差の違いに、体調管理に気をつけねばと日頃思っているところでございます。

今、しんぶん赤旗のスクープをきっかけに政権中枢が大きく揺らいでいます。自民党安倍派が政治資金パーティーの収入の一部を所属議員にキックバックしている裏金は直近5年間で5億円にも上る疑いがあり、安倍派閣僚らが更迭されています。これらを受けて、産経やFNN調査で、岸田首相の責任を問う声が87.7%となって、内閣不支持も最高71.9%に上っています。

ところで、米空軍C V-22オスプレイが屋久島沖で墜落事故を起こし、乗員8名の貴い命が失われました。この事故を受けて、米軍のオスプレイは飛行が停止されています。オスプレイによる事故で今まで56人が死亡しており、さらに8名が追加されました。ちなみに、昨年と今年の2年間で20人が亡くなっています。欠陥機である危険なオスプレイが10月14日から31日まで、日米共同訓練、レゾリュート・ドラゴン23が九州、沖縄を中心に行われ、熊本空港高遊原分屯地を離発着基地として、陸上自衛隊と米空軍のオスプレイ、墜落した機種と同じものですが、連日離発着をしていました。10月23日には、私が確認したところ、7機が駐機しており、一部は熊本空港の民間航空機のそばを訓練地に向け飛行していました。益城町の市街地の上空を低空飛行しているのも確認いたしました。これらを受けて、熊本県平和委員会は、オスプレイの配備及び健軍自衛隊地下司令部化に反対をし、弾薬庫の速やかな撤去を求め、防衛省交渉をしています。昨日の新聞記事は、政府が有事の際の部隊展開に熊本空港を防衛拠点と整備すると報道されています。町を取り巻く危険性が増大しています。これらのことは他人事として見過ごせません。

今議会での私の質問は、1点目、国民健康保険税の負担軽減を求める、2点目、国保滞納状況について、町の見解を求める改善対策は考えているか、上益城5町ごみ焼却施設の動向について、以上3点について行います。

それでは、質問席に移ります。

それでは、質問の1番目、国民健康保険の負担軽減を求めるについて質問をいたします。

国民健康保険税医療分について、税額が高く、引下げを求める声があります。私は、国保税の引下げについて今まで度々質問してまいりました。日本国民は全ての公的医療保険に加入する国民皆保険制度が取り入れられています。国民健康保険法の目的は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするというふうであり

ます。さらに、国が国民健康保険制度の健全な運営に努めるように規定しています。つまり、国民同士が助け合うような制度ではない、国が責任を負う社会保障制度であるということであり、国民の3割が加入しており、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、所得は低いのに保険税は高い制度になっていることは、協会けんぽや組合健保などの医療保険制度に比べて、不公平で、庶民に大変重い負担を強いる制度になっていることは重大であると考えます。

町の最近の国民健康保険税の状況は、熊本県社会保障推進会議、社保協と言いますが、県内の自治体に社会保障に関するアンケートを行い、一部の自治体を除き、ほとんどの自治体から協力をいただきました。県内の社会保障の資料としてまとめることができ、それに基づき、社保協は自治体を訪問するキャラバンを行いました。ここ益城町には10月5日に訪問させていただき、私も同席させていただきました。たくさんの担当職員の方々に対応させていただき、ありがとうございました。

それでは、国保税の負担軽減について質問を行います。

年間に支払う国保税は今年度で、事例として、4人世帯、夫婦共に45歳で妻の収入はなく、子どもは高校生と中学生の二人、総所得200万円の世帯では、町の国保税は37万2,600円となっています。県内自治体の平均額は34万5,305円であります。益城町の国保税は県内平均より2万7,295円も高くなっております。ちなみに、令和元年12月議会で国保税の問題を取り上げた際は、県内平均に比べ2万4,500円高かったのですが、さらに2,795円も高くなっており、格差が広がっています。このような高過ぎる国保税に対して、全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げるために、国の公費負担増を政府に要望しています。所得の少ない世帯が多く加入する国保が、協会けんぽや組合健保に比べて税が高過ぎる、国保の構造問題があります。不公平をなくすためには、もっと公費を投入するしかありません。国保税が他の保険と比べて著しく高くなる逆進的な負担の大きな要因となっているのは、収入とは関係なく、世帯の人数に応じて課される均等割があります。子どもなどが多い世帯には負担が重くなっていること、加えて、各世帯に定額で課される平等割があります。国保法第77条により、世帯所得により7割、5割、2割の減額割合がありますが、対象者は限定されています。

そこで、国保世帯の負担軽減を求めるために、次の3点について質問します。

1点目は、世帯の人数に課される均等割の見直しを行い、収入がない18歳以下の均等割を廃止すること。

2点目、所得に関係なく世帯に課される平等割は県下で1番高く、見直して負担軽減をすること。

3点目は、国保会計への一般会計法定外繰入を行い、負担軽減を図ること。

4点目は、引き続き、国に公費負担を要請すること。

1点目について。均等割は世帯の人数に応じて課せられるので、子どもの数が多いほど国保税の負担が重くなります。均等割についてはまるで人頭税だと、子育て支援に逆行するなどの批判があります。均等割は収入のない0歳児の赤ん坊にも課せられる制度であります。人頭税は、古代の大和朝廷が課した人間の頭数に応じて課税したもので、律令制度下の調や庸などの最も原始

的な野蛮な制度であります。現在の21世紀の公的医療制度に残っていること自体が時代錯誤と言えるものであります。

県内では、芦北町、津奈木町、水上村が18歳以下の均等割を免除しています。18歳以下の均等割を廃止するよう求めます。

2点目は、県下一高い平等割を見直し、負担軽減をすること。平等割は国保に加入する全世帯が所得に関係なく、平等に負担する制度であります。益城町の平等割は、県内自治体の中で一番高い税額になっている。2019年度の医療分3万1,500円です。当時の県内の平均額は2万2,500円です。平均よりも9,000円も高くなっています。2023年度は変わらず3万1,500円と、4年前と変わっていません。相変わらず県内でも一番高い金額となっています。ちなみに、近辺自治体の甲佐、嘉島は2万円、御船は2万2,000円、山都町は2万2,600円、菊陽、大津は2万5,000円あります。他の近辺自治体に比べ、抜きん出て1万1,500円から6,500円も高くなっています。なぜ平等割が県内で1番高くなっているのか、説明を求めます。せめて平均のレベルに引き下げ、被保険者の負担を少しでも軽減することを求めたいと思います。

3点目として、国保財政が厳しいのであれば、一般会計から国保会計への法定外繰入を行うことを求めます。町は、法定外繰入は考えていないようです。アンケートによると、現在、県内四つの市が法定外繰入を行っています。なぜ法定外繰入を求めるか。国保は他の保険制度に比べて不公平で構造的問題があり、公費投入が欠かせない制度であるからであります。

4点目は、国保は公費負担が欠かせません。国庫負担額を国に求めているようですが、引き続き要請するように求めます。令和元年12月議会での質問に対する答弁では、国保については、確定はしていないが、赤字が出ているんだと。平等割を引き下げると減収になるので、均等割などに転嫁するようになる、なかなか引下げは難しい、このような答弁がありました。最近の令和3年度、令和4年度の国保の特別会計決算を見ますと、国保財政調整基金としてそれぞれ1億円が積み立てられております。財政調整基金が2億円になっています。基金として積み立てられるならば、負担軽減はできるのではないかと考えます。以上です。

○議長（中川公則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） 9番甲斐議員の一つ目の御質問の1点目、均等割の見直しを行い、18歳以下の均等割を廃止することについてお答えします。

18歳以下の子どもに係る均等割につきましては、減免を実施している自治体があることは承知しております。しかし、今後の国保事業費納付金の変動や高年齢化等によって見込まれる医療費の伸びや被保険者の減少を考えますと、一定の財源確保を図り、将来に向け、国保財政基盤の強化を図る必要があると考えております。また、令和4年度から、国の制度改正により、未就学児を対象とする均等割保険料について2分の1を減額する制度が設けられました。ただし、この制度の財源は国負担分が2分の1、県負担分が4分の1となっており、4分の3が国や県の公費で賄われております。以上の観点から、町単独で18歳以下の均等割を廃止することにつきましては、現在のところ難しい状況にあると考えております。

次に、一つ目の御質問の2点目、平等割を見直し軽減することについてお答えします。

本町の平等割は、県内他市町村に比べて高めではありますが、これは平成21年度から平成27年度まで単年度収支が7年連続でマイナスとなったことを受け、国保財政健全化を図るために、熊本地震以後の平成30年に税額の改正を行ったことによるものです。また、今後、県におきましては、被保険者の負担の公平性を確保し、国保財政のさらなる安定化を図るために、所得や年齢層、世帯構成が同じであれば県内どの市町村でも同じ保険税額となるよう、県が示す市町村標準保険料率で賦課することで県内保険税を統一することを目指しております。以上のように、今後の保険料率の動向が不透明であり、収支の見通しが不明瞭であることから、平等割の見直し軽減につきましては、国保財政健全化の観点も踏まえ、総合的に判断をする必要があると考えております。

次に、一つ目の御質問の3点目、一般会計法定外繰入を行うことについてお答えします。

御承知のとおり、国民健康保険制度は被用者保険及び後期高齢者医療制度の被保険者等を除く全ての人加入する公的医療制度です。加入者の年齢構成が高く、医療費も高くなっていることや、低所得者が多く、国民健康保険税の負担が重いことなどの構造的な課題を抱えておりますが、法定外の繰入を行い、国民健康保険税の負担軽減を行う場合は、他の健康保険組合の保険料を支払っている被保険者の方が不公平感を抱かぬよう、特別な配慮が必要であると考えております。以上のことから、法定外繰入につきましては慎重に行うべきであると考えております。

最後に、一つ目の御質問の4点目、引き続き国に公費負担を要請することについてお答えします。

国民健康保険への財政支援の要請としましては、国民健康保険の基盤強化を図るため、全国町村会が国に対して、医療保険制度の安定運営の確保として、国民健康保険については毎年3,400億円の公費投入を確実に実施すること、今後の医療費や保険税の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じた財政支援を講じることなどの要望を行っております。今後も、他自治体の動向を踏まえながら、全国町村会を通じた要望を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9番甲斐康之議員。

○9番（甲斐康之君） ただいま答弁をいただきました。

私が改善を求めていた1点目の18歳以下の均等割の廃止については、歳入が減少するので廃止は難しい。

2点目の県下一高い平等割の軽減見直しについては、平成21年度から27年までの単年度収支がマイナスであったことを受けて、平成30年度に今の税額に改定をしたんだと。国保財政健全化の観点も踏まえ判断する必要があると、見直すことは明言しませんでした。

3点目の低所得者が多く加入する国保について、一般会計からの法定外繰入を行えば、他の健康保険組合の被保険者から不公平感を抱きかねないので、法定外繰入は慎重に行わなければならない。

4点目の国の公費投入を引き続き国に対して要望しているところである、このような答弁であったと思います。

ただいまの答弁を踏まえ、2回目の質問を行います。1回とかぶる箇所もあります。

まず、均等割については、家族数に応じて収入のない赤ん坊にもかかってきます。多子世帯ほど負担が重くなっています。子育て世帯への支援が今、国を挙げて叫ばれているときに、古代大和朝廷が課した人間の頭数に応じて課税した原始的な野蛮な制度が今の公的医療制度に残っていることは時代錯誤と言えます。基本、収入のない均等割の18歳以下の廃止について、国保収入が減少するので難しいと簡単に片づけられるものではないと考えます。

次に、県下一高い平等割の見直しについては、7年間連続して赤字が続いている状況で設定されたものである。熊本地震以降の平成30年度に改定を行っています。今は財政調整基金として積立てができています。国保財政の安定化と被保険者の負担の公平性を確保するため、国の方針として、県内のどの市町村でも、同じ所得、同じ年齢層、世帯構成であれば同じ保険制度となるように、県内保険税を統一することを目指しているようであります。時期は明らかになっていませんでしたが、今日の熊日新聞に「熊本県が国保料率30年度統一、公平負担、財政安定へ」との記事が載っていました。現在、自治体によって異なる平等割、均等割をそろえるとありました。まだ改正までには7年あります。だからこそ県下一高い平等割の見直しを県下平均の税額まで見直すよう、再考を求めたいと思います。

国保に対し法定外繰入をすることは、他の健康保険組合との不公平が生じるとの答弁がありました。町も御存じと思いますが、1人当たりの国保税は協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍に上ると言われています。均等割があることで、子育て世帯など協会けんぽの2倍に広がると言われています。低所得者が多数加入する国保が他の保険より高いという逆進的な負担があります。不十分ながら国による公費投入もなされていますが、県下一高い平等割、さらに均等割などを見直すことを求めて、2回目の質問です。

○議長（中川公則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） 9番甲斐議員の一つ目の御質問の2回目、均等割の見直しを行い、18歳以下の均等割を廃止すること、平等割を見直し、軽減すること、一般会計法定外繰入を行うことについてお答えします。

国民健康保険税額の算定に当たりますのは、受益に応じた応益割と負担能力に応じた応能割があり、さらに細かく分類すると、議員御指摘の平等割や均等割といった賦課方法があります。加えて、医療費給付費分や後期高齢者支援金分、介護納付金分といった分類があり、それらを合算したものが国民健康保険税額として算定される仕組みです。実績としましては、本町の令和4年度における1人当たりの国民健康保険税収納額は10万729円であり、県が示す標準保険税額10万1,301円を下回っております。個別の賦課額ではなく、国民健康保険税の全体で考えた場合には、妥当な税率であると認識しております。

また、財政調整基金につきましては、現在2億円ほどの繰入がありますが、想定外の感染症等への備えや将来にわたって安定的な国保財政運営を行うためには、一定程度の基金を確保し続ける必要があります。これらを踏まえると、1回目の答弁の繰り返しにはなりますが、今後の国保事業費納付金の変動や高齢化等によって見込まれる医療費の伸び、被保険者の減少といったことも鑑み、将来に向けた国保財政基盤の安定化を図る必要があることから、国民健康保険税額の

見直しは現状では難しいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9番甲斐康之議員。

○9番（甲斐康之君） 平等割について、見直し後5年が経過した今、財政調整基金が積み立てられることができるようになった。ここ2年間は黒字であります。思い切って見直しができるのではないかと考えています。国保税率について、医療分と支援分及び介護分があります。町の医療分については、質問したように県下で高い水準にある。支援分について、均等割は県下自治体の19番目、平等割は8,000円で県平均は6,702円、県下自治体の3番目となっています。介護分については、均等割はほぼ平均並みの水準となっていますが、1回目も質問しましたが、4人世帯の年間国保税額は、町は37万2,600円であるのに対し、県下平均は34万5,305円で、2万7,295円も高い状況であります。以上、町の国保税は高いと私は指摘しておきます。改善すべきであると考えます。今後とも負担軽減を求めていきたいと思っております。

では、次の2問目の質問に移りたいと思っております。

質問の2です。国保滞納状況について町の見解を求める、改善対策は考えているかについて質問します。

私たち町民は、ここ数年猛威を振るった新型コロナウイルスや物価高騰等により、生活に影響が及んでいます。熊本県社会保障推進協議会、社保協が憲法第25条に掲げられた生存権の保障の立場に立って社会保障の拡充を求めるために、熊本県下の各自治体にアンケートをお願いし、国保税の滞納状況について各自治体から回答を得ることができました。アンケートによると、益城町の国保税の滞納状況は、滞納世帯数は県内自治体の平均を大きく上回っています。具体的には、2023年4月1日現在で、町の全世帯1万4,231世帯中、国保加入世帯は4,060世帯、28.5%が国保世帯となっています。うち滞納世帯は567世帯、滞納率は13.9%であります。ちなみに、県内自治体平均滞納率は7.79%であり、6%以上も町が高い数値になっています。益城町は熊本市、人吉市、上天草市、相良村、合志市などに次いで県下6番目に高い滞納率となっています。国保税を滞納すると、期日を定めて納付を促す督促状、これは年利14.5%の延滞金を課しています。督促状や催告書が発送されます。しかし、連絡や反応もない滞納者に対しては、生活ぶりなどを把握した上で差押えを行っているという自治体が多いようにあります。益城町の差押え実世帯数は、2021年度は15世帯、昨年の2022年度は92世帯と急増しています。実に6倍以上となっております。県下でも、2021年度は20番目であったものが、2020年度は実に7番目になっています。町村では、御船町に次いで2番目であります。町の方針として、差押えの強化を進めているとしか考えざるを得ません。

さらに、国保税の滞納状況に応じて、一般的には6か月の滞納で短期保険証が交付されます。自治体によって、1から3か月で交付するところもあるようです。益城町の短期保険証の発行数、2023年4月1日現在、2か月滞納で45世帯、3か月滞納で40世帯、6か月滞納で84世帯となっています。世帯数の約3割弱が短期保険証の発行であります。

国保税の納付期限から1年が過ぎると、資格証明書というものが交付されます。資格証明書の発行数は42世帯となっています。資格証明書は保険証ではなく、病院にかかるときは、一旦、医

療費の全額を払わなければならないとされています。これら短期保険証、資格証明書の交付においても、益城町は近辺自治体を上回っています。

次に、国保減免制度についてお尋ねいたします。

法定減免制度は、世帯所得によって7割、5割、2割の減額割があります。7割減免、給与収入98万円以下が1,194世帯、5割減免、給与収入197万円以下が570世帯、2割減免、給与収入302万円以下が406世帯となっています。これら減免世帯数は合計2,170世帯となっています。国保加入世帯4,060世帯の53%が減免世帯という状況になっております。国保加入世帯は、低所得層が半分を占めていると言えます。

以上を踏まえ、これらの数値を鑑みて、次のことについて町の考え、どのようにすれば改善できると考えているのか伺います。

1点目、町の国保滞納状況が滞納率13.9%と県下平均より高く、6番目に高いこと。

2点、滞納者への差押え数が2020年度は92世帯と急増していること。

3番目、短期保険証の発行数、資格証明書の交付数が近辺自治体を上回っていること。

これについて、町の考えを伺います。

○議長（中川公則君） 坂井税務課長。

○税務課長（坂井浩章君） 9番甲斐議員の二つ目の御質問、国保税の滞納状況について町の見解を求めるについてお答えします。

平成28年熊本地震及び新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、著しく納税資力が低下し、納税が困難な方が急増した状況を鑑みて、平成28年以降、国民健康保険税を含む町税の滞納における強制処分の執行を縮小したことなどから、国民健康保険税の滞納世帯数は県内自治体の平均を上回っております。一方、現在では、コロナ禍からの経済回復期にあることから、地震前と同様に納税資力がある滞納者に対し強制処分を執行した結果、議員御指摘のように、差押え件数が急増しております。差押え種別に関しましては、給与や預金といった債権が主なものであり、当然ながら、国税徴収法に基づき、差押え可能額の範囲内での対応を行っております。ただし、行政処分に当たっては、財産調査の結果、資力がなく、納付が困難であると判断した場合には、地方税法第15条の7第1項の規定に基づき、滞納処分の執行停止を行うなど、個々の状況を踏まえながらきめ細かな対応に努めております。

昨今では、自治体の財政状況が逼迫しており、税をはじめとする収入の安定確保がより一層重要となっている一方、住民への福祉的配慮と徴収現場の負荷軽減の視点から、回収1辺倒ではなく、債権の放棄や減免、その他に徴収緩和措置を状況に応じて柔軟に行うことも地方自治体に求められる姿勢であるとも言えます。また、地方自治体を取り巻く環境が日々厳しくなっている中、財政健全化や税負担の公平性を継続的に続けるためには、徴収事務は非常に重要な業務です。このようなことから、徴収事務に従事する職員には、相手方の状況に応じて柔軟に対応し得る応接の技法とともに、地方税法はもとより国税徴収法並びに国税通則法に加え、民法、会社法、簿記会計等の幅広い知識を身につけることが求められています。さらに、職務の執行に当たっては、常に納税者間の公平を旨とし、合理的な作業に基づいた判断の下、適正かつ適格な事務処理を行

うことを心がけ、滞納整理に努めてまいります。

次に、短期保険証、資格証明書の発行数が近辺自治体を上回っていることについてお答えします。

短期保険証、資格証明書は、益城町国民健康保険税滞納対策事業実施要綱第9条及び第12条に基づいて交付しております。国民健康保険税を滞納される相手方との折衝を行い、納付を促すことにより、納付状況の経過観察の結果、国民健康保険税の滞納の事実があれば、前年度の未納期が5期以上で6か月、10期以上で3か月、15期以上で2か月の短期保険証を交付し、さらに短縮期間を経て、納付状況、交渉状況が不十分でも、資格証明書報告通知書により弁明の機会を設けて、来庁されない方に対して資格証明書を交付しております。また、納付状況が不十分な方でも、納付ができない特別な事情に関する届書を提出した方に対しては、短期保険証を交付しております。今年度は、7月5日までに31世帯に対し資格証明書を発行し、現在8世帯の方に納付計画を立てていただき、短期保険証に切り替えている状況です。

今後も、税負担の公平性の観点から、益城町国民健康保険税滞納対策事業実施要綱第9条及び第12条に基づき対応するとともに、滞納されている方々との折衝により、短期保険証や資格証明書の発行数の改善に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9番甲斐康之議員。

○9番（甲斐康之君） 滞納者が増加していることについて答弁をいただきました。熊本地震、新型コロナウイルス感染症などによって納税が困難となる方が急増、それによって、国保税などの滞納世帯が増加につながり、県内平均を上回った。滞納者のうち、財産調査を行い、資力があり、納付できると判断できる対象者については強制執行を行っている。差押えの中身は、給与、預金差押えが主なもののことであります。資力が乏しく、納付が困難な場合は、滞納処分の執行は停止をしている。生活困窮者等への強硬な取立てはせず、債権の放棄、減免など緩和措置を講じている。短期保険証、資格証明書が近辺自治体を上回っているが、滞納対策事業実施要綱に基づいて交付している。滞納者と折衝し、弁明の機会を設け、事情を考慮し、短期保険証、資格証明書を交付していること。また、資格証明書は、今年4月では42世帯だったものが、7月は31世帯に減少し、現在8世帯に納付計画を立てていただき、短期保険証に切り替えていくんだと。滞納者に向き合い、処理を進めているようなことであります。

それでは、滞納世帯が多いということは、国保税世帯の収入が減少していること、減免制度はあるものの、収入の割に国保税が高く納付できない、このような要因があるのではと考えています。1問目の質問でも行いましたが、益城町の国保税は県内でも高く設定されています。負担軽減を進めることが大事だと思います。滞納世帯者への納付を促す業務は大変な仕事だと思います。行政を企業会計に例えるのはどうかと思いますが、企業では未収金や不良債権を多く抱えることは健全な財政とは言えません。何らかの措置を行い、改善を図っています。

そこで、長期滞納者に対し納付を促す通知、督促状や催告書を発送し、相談に応じ、納付計画を示す方法については適正な措置と考えています。財政調査や収入の調査の結果、支払いができるが滞納している滞納者に対して、強制執行、給与、預金差押えを行っていることはやむを得な

い処置だとは考えます。だからといって、共産党議員が差押えを推奨しているわけではありません。給与は4分の1を差し押さえることができますが、4分の3は滞納者の生活として保障しなければならず、差押えはできません。短期保険証、資格証明書、強制執行などが減少するように、滞納者への折衝などを十分行って、国保加入者への負担軽減など改善をお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、質問の3に移ります。

上益城5町ごみ焼却施設の動向について質問いたします。

上益城郡内5町のごみ焼却施設が、当初の自治体直営から民間事業者による産廃焼却炉建設計画に変更されている。一般廃棄物に加え産業廃棄物も受け入れることで、焼却設備の規模が拡大する計画になっている。これを受けて、焼却施設からの排気ガスやそれによる土壌汚染、大型ごみ運搬車両の往来で住環境へ及ぼす影響悪化を懸念して、産廃施設建設予定地の御船町の地元を中心に、上益城郡内住民の反対運動が起こっている。この件について、町としてどのように捉えているか、影響はどのようなものが考えられるかについて伺います。

一般廃棄物焼却施設は、各町の既存処理施設の老朽化等に伴い、耐用年数から見ても建て替えが必要であると。一般廃棄物焼却処理施設に関する課題である用地確保、処理の効率化、事業費の確保等に対応するため、広域的な整備を行うことを目的として、建設候補地の決定を行ったとあります。方向性としては、町村財政規模の縮小、ごみの多様化、施設建設地の確保などの課題に対処するため、上益城郡5町共同による廃棄物の広域処理を目指すことで、上益城広域連合を設立し、平成30年度に建設候補地として御船町の古閑原、古閑の迫地区の御船町上野を決定したとあります。ところが、令和3年9月、当初計画した自治体直営でなく、県の主導による民間企業主体での運営を計画し、産業廃棄物も受け入れることとして公表されました。これから地元住民の説明を行うとの新聞報道を受け、地元では「何も聞いていない」「丁寧な説明をしろ」などの戸惑いの声が上がっています。民間主体の産廃廃棄物処理施設ができるとの報道を受け、地権者からは、5町の一般ごみ焼却処理施設と聞いていたので、5町のためならばと建設に賛成し、農地を手放した。産廃焼却処理場ができるとの話を聞いて、産廃処理施設が拡大することで話が違ふ、水面下で話が進んでいる、民間運営では不安、このような疑問視する声上がり、地元上野地区を中心に産廃焼却場の規模拡大、施設からの排気ガスなどによる大気汚染や土壌汚染、地下水問題、大型ごみ運搬車両が頻繁に往来することで、近くに小学校もあり、通学に安全性が保たれるのかなど反対運動が続いています。

益城町においては、隣町のことだから対岸の火事として傍観するわけにはいきません。地元を中心に住民の反対運動が起きていることなどについて、町としてどのように捉え、益城町にはどのような影響が考えられるか、伺います。

○議長（中川公則君） 竹林住民課長。

○住民課長（竹林浩幸君） 9番甲斐議員の三つ目の御質問、上益城郡5町ごみ焼却施設の件について、町としてどのように捉えているのか、影響はどんなものが考えられるのかについてお答えします。

先日、宮崎議員の御質問にもお答えしましたが、民間事業者が建設を予定しています廃棄物処理施設におきまして、御船町上野地区の地元住民及び上益城郡5町の住民の方々から、交通、大気汚染、振動騒音、地下水、景観などへの影響に対し、様々な意見が出されております。これらの影響につきましては、熊本県環境影響評価条例に基づき、上益城郡5町と民間事業者で締結した環境アセスメント実施等に向けた基本協定書に沿って民間事業者が実施している環境アセスメントにおきまして、周辺の環境にどのような影響を与えるかなどを事前に調査、予測及び評価し、その結果を公表することとなっています。また、環境アセスメントは、住民の方々から様々な意見を聞き、十分な環境保全対策を実施することとされていますので、環境アセスメントの実施により、事業計画がよりよいものとなり、住民の方々の様々な不安にも対応できるものではないかと考えています。

本町としましても、環境アセスメントを注視していくとともに、熊本県環境影響評価条例並びに施行規則に基づき、熊本県に対し意見を述べ、事業者によって適切な予測評価が実施されるよう努めてまいります。以上です。

○議長（中川公則君） 9番甲斐康之議員。

○9番（甲斐康之君） 産業廃棄物処理施設において、交通や大気汚染、地下水などへの影響に対し様々な意見が出されている、このような意見に対して、環境アセスメントを注視し、県に対し、事後計画がよりよいものとなるように意見を述べていく、このような答弁だったと思います。

私たち議員は昨年の議員研修で、御船町上野地区に産廃処理施設を建設予定の大栄環境株式会社のグループ企業であります三重中央開発株式会社の伊賀市にある三重リサイクルセンターを視察しました。私がまず感じたことは、イメージを大きく上回る施設の大きさであります。地元の伊賀市の議員に話を聞きました。当初の規模は3万平方メートルの処理場だったものが、現在は70万平方メートル、実に23倍の広さとなっている。処理場はまるでコンビナート工場のように、24時間操業、夜間も煌々と照明が灯っている。環境アセスメントを行い、問題ないと強調されているが、風評被害は止まらない、処理場周辺の農作物は売れない、後継者がいないこともあって、土地を手放す地権者が続出している、それを事業者が周辺を次々と買収し、拡張し続け、処理場をさらに広げている、このような話を伺いました。上益城5町の処理施設用地は、施設用地3万平方メートル、緑地や駐車場、構内道路、調整池などを含めると、現在12万5,000平方メートルの土地利用計画となっています。上野地区の処理場予定地に行ってきました。まず、5町の一般ごみ処理施設であれば十分な用地かなと思いましたが、計画されている産廃施設も含めると狭くなるというのが実感です。とても対応できないのではないかと、伊賀市のように周辺を次々と買収し、拡張していくのではないかと思います。開設予定地のそばには民家があります。直接環境影響評価方法書に対象事業の規模についての記述があります。1、リサイクル施設では1日200トン、処理能力は1日900トン、エネルギーの回収施設、これは焼却施設で1日400トン、産廃はうち320トン、一般廃棄物は80トンなどとあります。

3点目、上記2つの施設で、産業廃棄物の搬出入車両台数として、1日大型車54台、中小型車46台、合計100台、一般廃棄物の搬出入車両台数としてパッカー車100台、ほかに個人が直接持ち

込む車両として130台の計230台、1日合計330台が片道で運行する計画となっています。ルートとしては、益城町、山都町、甲佐、御船町を經由してマミコウロードに至る3つの搬入ルートが計画されています。単純計算で、1日660台を超える大型・中型車両、パッカー車、個人持込み車が往復する見通しです。交通量の見通しは甘過ぎるとの専門家の指摘もあります。益城町ルートはマミコウロードへの入口が2か所あります。町内に相当数の車両が往復するものと予測されます。地元車両を優先し、通学時間帯への配慮をして搬入することとありますが、狭い道路もあり、配慮できるのかと心配の声が上がっています。

町の農産物の影響も心配であります。将来、益城町のスイカとかメロン、太秋柿などの特産物への影響は出ないのか。処理施設の北側は益城町の田園地帯が広がっています。先行している伊賀市の処理施設などで起きている農作物への影響、風評被害は起きないものか、しっかり検証していかなければなりません。

町として、環境アセスメント手続で、配慮書段階における町長から知事に提出した意見及び方法書段階における町長から知事に提出した意見について、提出されておるならば、その内容を説明ください。

○議長（中川公則君） 竹林住民課長。

○住民課長（竹林浩幸君） 9番甲斐議員の三つ目の御質問の2回目、環境アセスメント手続の配慮書及び方法書段階における熊本県への意見の提出についてお答えします。

まず、環境影響評価方法書によるリサイクル施設、エネルギー回収施設などの数値につきましては、御指摘のとおりでございます。

また、搬出入台数につきましては、1日約330台の車両が事業用地を往復する計画であり、そのうち大型車は約54台、中型・小型車は、一般廃棄物の車両を含めて約276台となっています。

産業廃棄物を搬入する車両の主な搬入ルートは、議員御指摘のとおり三つのルートとされていますが、益城町側からマミコウロードを通るルートにつきましては、町内の一般廃棄物を運搬するパッカー車を含め、相当数の車両が往復するものと考えられ、幅員の狭い道路もありますので、安全上の配慮が本町にとって重要な課題であると考えています。これらのことにつきましては、今後の環境アセスメントの中でも注視してまいります。

また、町の農産物への影響につきましても、環境アセスメントの現地調査などにより、農産物に対し悪影響がないことを確認し、風評被害などが起きないように、環境への各種対策が実施されることとなっています。

最後に、環境アセスメントの手続であります配慮書、準備書、それぞれの段階におきまして、県へ町としての意見を提出していますので、その内容について御説明いたします。

配慮書における意見としましては、まず全般にわたるものとして、本計画地域は恵まれた自然環境を有しているため、施設の建設及び運営に当たっては環境への影響を回避または十分に低減すること、また、環境への影響などが予期せず発生した場合は、速やかに報告するとともに、事業計画の見直しも含め、必要な対策を検討すること。交通の状況に対しましては、施設建設に伴う工事車両の安全管理及び稼働後の廃棄物運搬車両の増加に伴う交通への影響の低減に努めると

ともに、近隣住民へ丁寧な説明を行うこと。給排水計画に対しましては、地下水保全の観点から、プラント用水の排水処理設備の維持管理を徹底し、再利用水槽からの土壌浸透などがないよう十分な対策を講じることの以上3点を提出しています。

次に、方法書における意見としまして、交通量と排ガスに対し、工事車両及び廃棄物搬入車両が増えることによる交通事故や排気ガスの懸念が多く住民により出されており、特に高地の立地計画にて、上りによるディーゼルエンジンなどからの排ガス量が増えることは否めない、そのことを含め、実働に近いデータの検証を行い、過小評価することなく、住民へ公表すべきと考える。水質地下水に対し地域の方々から多くの意見が出ている調整池からの放流水及び地下水については、定期的なモニタリングを行い、排水水質基準を超えた場合は、各自治体及び地元への報告と対応策について準備書に記載することの以上2点につきまして、県へ提出しております。以上になります。

○議長（中川公則君） 甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 環境影響強評価方法書による施設等の数値、搬入台数による安全上の配慮が町にとって重大課題である。今後の環境アセスメントを注視していく。農作物の影響に風評被害が起きないように環境への各種対策が実施されること。配慮書及び方法書についての意見は、時間延長をちょっとお願いします。

今、報告や対応策について準備書に記載することの2点を県へ提出しているんだと答弁であったと受け取りました。

環境影響評価方法書しっかり読み取り、意見書を提出されていることを確認いたしました。

業者計画では、受入規模の大半が産業廃棄物で92.5%、一般廃棄物は7.5%、産廃は九州一円から搬入される可能性もあること、来年末には半導体メーカーTSMCの熊本工場が操業を開始することもあり、産廃の処理・処分が課題になってくると専門家の指摘もあります。土地取得の経過、経緯、計画の変更から地元の同意が得られるのか。地元の同意なしに計画を進めることは信義則違反であります。当初の上益城5町の一般廃棄物焼却計画の案も検討すべきではないかと考えています。

今後、しっかり環境アセスメントの意見を注視し、監視活動や意見をぶつけていくことが大事であると考えました。

以上で質問を終わります。

○議長（中川公則君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。40分から始めます。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂田みはる議員の質問を許します。

12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 皆様、こんにちは。12番坂田みはるでございます。今年4月改選後初めてとなりますが、18分の1議員として一般質問の機会を与えていただきまして大変ありがとうございます。12月定例会においての最後の質問者でございます。

昨日、今日と傍聴にお出かけをくださっている皆様がおられることに心から感謝を申し上げます。そしてまたモニターの前でこの一般質問をお聞きくださる皆様にも心から感謝申し上げます。大変ありがとうございます。町政に深く関心を寄せていただくのは、庁舎へお出でいただく大人の方ばかりではなく、小学生や中学生の皆さんの中にもたくさんいらっしゃいます。御覧になられた方も多いと思います。広報ましき10月号を御覧になった方、8月18日に開催をされました子ども議会の一般質問と執行部答弁の内容を御覧になられたことかと思えます。小学6年生の浦本議員さんからは、女性や若者の意見を反映する仕組みを提案との内容でした。一部文書を御紹介しますと、次のように述べられました。「町議会議員は、経験豊富な男性議員が多いです。女性の声を反映できるように、議員の男女比を同じくらいにしたらよいのではと考えます」との内容でございました。大変目のつけどころがいいと思う質問でもございました。この質問に対しまして、執行部からは「全国的に女性の候補者自体が少ないのが現状です」この部分はまた皆様に読み返していただけるといいのですが、この後は続いております。このような答弁の中、全国の前にまずは我が町益城町、または、上益城郡の現状をはっきりとお答えくださるのも必要であったのではないかなと私自身は思いました。私はこの20年、益城町議員として、町議として1議席をいただきここにいるわけですが、これまでに益城町にも現役の私を含め3名の女性議員が議席を守ったこと、上益城5か町村にもそれぞれ頑張っている女性議員がおられること、ただ益城町の女性議員が上益城郡の中で、議員定数に対しまして比率が低いといったことをきちんと答えていただくべきではなかったのかなと大変残念に思ったところがございます。毎年行われている子ども議会ではありますが、子ども議員さんもその御家族も、また先生方も恐らくは、益城町の議会は18人の男性議員だと思っておられるのかもしれませんが。これは私も女性代表とまではたどり着いておりませんので、ちょっと気持ちを切り替えまして、このことがあったからというわけではございません。皆様に思い違いしていただかないように前置きをさせていただくんですが、益城町政の未来を思ってくださいる皆さんへの答えの出し方の一つとして、この一般質問をさせていただきます。

まずは、町選挙管理委員会が行っております選挙に関する出前授業の開催について3点、また、子どもたちの通学中の安心安全のための益城町通学路安全対策プログラムについてお尋ねをいたします。それでは、よろしく願いいたします。

失礼いたしました。

それでは、通告いたしておりました1問目、選挙に関する出前事業開催についてから伺ってまいります。

選挙に関する出前事業をとおして、子どもたちの投票に対する心のハードルを下げ、将来の投票参加につなげることを目的として行われたとお聞きいたしております。今年10月18日には木山

中学校の3年生に対して、また、11月2日には益城中学校の3年生に対して行われましたこの出前授業の詳しい内容と出席人数、また選挙投票に対する意見としてどのようなことが挙げられたのかをお伺いしたいと思います。

次に、この中学3年生への出前授業は、今回限りの事業と考えておられますでしょうか。それとも、町として今後も継続していくお考えがあるのかをお尋ねいたします。もし今回限りであるとするならば、その理由もお伺いしたいと思っております。また、来年度も継続して開催いただけるのであれば、中学3年生までの経験で終わってしまうのではなく、その後、卒業後については、どのような対応をとっていかれるおつもりであるのかも伺いしたいと思います。高校生活3年間では町としての出前授業が提供できないわけですし、ブランクを経た18歳以上の有権者にどのような啓発活動ができるとお考えになられてなられているのかをお尋ねしたいと思っております。

そして3点目は、私としては、特に執行部のお考えを知りたいという点でもございます。

益城町の成人式典が、成人年齢を18歳に引き下げられたことで、今年1月には、成人式ではなく、二十歳の集いとしての式典が行われました。この式典は次、令和6年1月7日に予定をされております。ちょうど昨日、町長名で私ども議員への出席の御案内状も頂いておりました。この二十歳の集いの式典において、式次第の中に、選挙管理委員会からのお話として入れていただき、若者の選挙投票の意義を訴え、出席者に再確認をしていただくよい機会と捉えていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

まずは1回目の質問でございます。

○議長（中川公則君） 塘田選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（塘田 仁君） まず、選挙管理委員会に対します質問の答弁につきましては、選挙管理委員会委員長より書記長である総務課長に委任されておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

それでは、12番坂田議員の一つ目の御質問の1点目、出前事業の詳しい内容及び出席人数、選挙投票に対する意見についてお答えをさせていただきます。

選挙管理委員会では、委員全員の認識としまして、現状のままでは選挙の投票率が下がる一方であるとの危機感を持っておりました。そのため、今回、若者たちの投票参加につなげることを目的に、町立中学校に通う3年生に向けた出前授業を実施したところでございます。

まず、出前授業の要旨としましては、投票に行き意思表示をしなければ、自分たち世代に向けた政治を行ってもらえないおそれがあるということをお伝えさせていただきました。特に若者の投票率が全国的に低迷していること、選挙当日以外にも期日前投票や不在者投票の仕組みがあり、様々な投票機会があることの2点について詳しく御説明をしております。なお、出前授業の資料につきましては選挙管理委員会が独自に作成したものを使用しており、その資料は町ホームページに掲載し公開を行っておりますので、一度御覧いただければと思います。

また、今回の出前授業の対象人数は、木山中学校の3年生84名と益城中学校の3年生279名の合計363名となっております。

出前授業後に木山中学校の生徒から意見・感想をいただきましたので、その中から幾つか抜粋

をしますと、「投票に行くことの必要性を感じた」、「投票日に行けなくてもいろいろな方法で投票できることが分かった」との記載があり、選挙の重要性について御理解いただけたのではないかと考えております。

次に、一つ目の御質問の2点目と3点目につきましては関連性がございますので、併せてお答えさせていただきます。

まず、出前講座の継続開催につきましては、選挙管理委員会では学校側と協議や調整を行いながら、来年度以降につきましても取り組んでいきたいと考えております。

また、18歳以上の有権者に対する啓発活動につきましては、議員御提案の二十歳の集いでの啓発活動は大変有意義であると考えております。現在のところ、二十歳の集いの式次第の中に選挙管理委員会の話を入れる予定はございませんが、二十歳の集いに選挙啓発ブースを設け、選挙に関する冊子を配布する予定としております。

また、本年度から、親子連れ投票を推進しております。総務省によると、子どもの頃に親と選挙に行った経験がある人とない人を比較したときに、経験がある人のほうが投票参加率が20%も高くなるという調査結果が出ております。そうしたことから、子育て世代が投票参加することは、自分たちの声を届けるだけでなく、自身の子どもたちの未来の行動にもつながることを伝えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 1回目の質問に対しまして、御丁寧な御答弁をいただき大変ありがとうございました。

私も益城町選挙管理委員会が作成されました出前授業の資料は拝見いたしました。中学3年生の生徒さんたちに対して、とてもなじみやすさを感じることでできる修学旅行の行き先についての投票というストーリー性を持たせてあり、入り込みやすい資料であると感じました。そして、投票の結果を踏まえ、思っているだけではなく、表現すること、表現イコール投票しないとあなたの意見は届かない。大変身近な題材からのアプローチは、生徒さんたちにとっても、投票の意図することが大変分かりやすかったのではないのでしょうか。

このほか資料には、1、なぜ選挙をするのか、2、どんな選挙があるのか、3、どのように選挙をするのか、4、投票日に行けないときは、5、まとめ、こんなふうに丁寧に作成された年代別投票のデータや選挙権の三つの条件について、日本国民であること、2、投票日に満18歳以上であること、3、3か月以上地域に住民票を置いていること、そして6種類ある選挙の解説やどのように投票するかなどなど細部にわたり大変理解しやすい資料であったなと思いました。これを基に、この363名の皆さんにお勉強していただいたわけでございます。この資料を使った木山中学校3年生と益城中学校3年生の363名の皆さん、しっかりと選挙の重要性について学んで理解をいただけたのではないかとただいま御答弁をいただきましたが、また、出前授業の継続開催につきましては、学校側との調整も行い、来年度以降も取り組んでいきたいとお言葉いただきました。私もこの事業に対しましては大変期待をいたしております。よろしく願いいたします。

では、これより、私の2回目の質問に入らせていただきます。

来たる令和6年1月7日開催予定の二十歳の集いの式次第に、選挙管理委員会からの講話を入れていただきたいという願いにつきましては、先ほど予定はないとあっさりとは却下をされてしまい、大変残念な思いであります。なぜかと申しますと、私は議席をいただいた20年前から益城町の成人式典に出席をさせていただいております。その成人式典においては、町長、来賓の御挨拶の中、新成人の皆さんへの祝辞が述べられるとともに、二十歳で手にしていた選挙権については、町選挙管理委員会から祝辞とともに講話があつていと記憶いたしております。その後、町主催での式典ではあるものの、新成人の皆様方でもつくり上げる式典となるようにと、開式前に思い出の写真や映像を流す演出、代表の男性女性で式典の司会進行をされたり、そのような経過をおって現在に至っております。ただ、毎年出席させていただいている中で、いつの頃からか、二十歳の誓い、交通安全運転についての宣言などはこれまで同様そのまま行われておりましたが、選挙管理委員会からの祝辞・講話がなくなっていることに気がつき、式典に物足りなさを感じていたのはこれだったとやっとはっきりと分かりました。

そこで、20年前から成人式で実施されていた選挙管理委員会からの講話がなくなってしまった経緯についてお伺いいたします。

これを2回目の質問とさせていただきます。

○議長（中川公則君） 塘田選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（塘田 仁君） 12番坂田議員の1点目の御質問の2回目、以前、成人式で実施されていた選挙管理委員会からの講話がなくなった経緯についてお答えさせていただきます。

平成28年の法改正によりまして、有権者の条件が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。そのため、既に有権者となり2年が経過する二十歳の節目の式典において、選挙管理委員会からの講話を行うことにつきましては、タイミングを逸しているのではという判断から割愛されることとなったものでございます。しかし、今回、二十歳の集いで選挙啓発ブースを設けさせていただき、選挙に関する冊子を配布しながら若者への投票参加を呼びかけるに至りましたのは、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、選挙管理委員会の委員全員の認識としまして、現状のままでは選挙の投票率が下がる一方であるとの危機感があるためでございます。そうした思いから、二十歳の集いで選挙啓発ブースの設置を行うとともに、親子連れ投票の推進、出前授業等の新たな試みを本年度から実施しているところでございます。

今後、様々な啓発事業を実施する中で、改善や工夫を行いながら、今の有権者のみならず、未来の有権者の投票行動につながる取組となるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 御答弁いただきありがとうございます。

有権者の条件が20歳以上から満18歳以上に引き下げられたことで、タイミングを逸しているとの判断からの割愛ということだったそうなのですが、有権者の年齢が18歳に引き下げられたことで、有権者にとって2年経過後の二十歳の式典で選挙管理委員会からの講話を行うことについて、

このタイミングを逸してしまったことからの判断、割愛されることになったというものも、これはちょっと選挙の投票率が下がっているからこそ、投票率を上げようという考え方に逆行しているような気がいたしました。今、益城町では、中学3年生に対して選挙投票についての出前授業を行い、二十歳になったらそれは必要ないと判断されているのは本末転倒かと、物事の根本的なこととそうではないことを取り違えていらっしゃるようなにも思っていました。私にはそのような判断をされたことには少し納得がいかないことだなど、ちょっと残念でたまりません。二十歳の集いに選挙啓発ブースを設けて、選挙に関する冊子を配布する予定とのことですが、当日仮に300名来場していただいた皆さん、または御家族の皆さん含めますととってもたくさんいらっしゃると思います。その皆様方が、町が用意するその選挙をしっかりと知っていただく、投票する意義を知っていただくためのブースに立ち寄り、お一人お一人がその冊子を手に取り、開いて見てくださり、選挙管理委員会の皆様が投票率を上げたいと願って行われるその事業の延長線上になるのかなと思っております。先ほど、御答弁の中に「今の有権者ととともに、さらに未来に有権者になるその子たちのために」という御答弁もありましたので、そう思いますとなおさらのこと、今の有権者の皆様もしくは御家族の皆様方に深く意図しているところを受け取っていただきたいと思うわけです。このように、当然、全く選挙に関するブースも何もないということであれば、この二十歳の集いの式典が本当に残念なものになってしまいます。喜び合う姿、晴れ着姿の撮影会が行われます。本当にほほ笑ましく、私たちも毎年それをうれしく思って拝見させていただいておりますが、ここに大切なことを一つ、大人である私たちがまだ初心者である皆さんにお伝えする場面としては絶対的に必要な声ではないかなと思っております。今、町として、町選挙管理委員会として有権者が投票することの重要性を再確認していただくことを目指すのであれば、やはり再び式典の中で選挙管理委員会の出番が重要と考えます。大変しつこいですが、再度、まだ間に合うと思えます。式次第に一行書き加え、選挙管理委員会の方に選挙の尊さ、皆さんに言っていただくための文言はどれだけでも拾うことができます。それをさせていただけるといいなと思う願いがありますが、いま一度御答弁お願いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 塘田選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（塘田 仁君） 12番坂田議員の1点目の御質問の3回目、二十歳の集いにおける選挙管理委員会講話の実施についてお答えをさせていただきます。

2回目の答弁でも申し上げましたとおり、選挙管理委員会では、若者の投票行動につなげるため、新たに親子連れ投票の推進や出前授業の開催に加え、令和6年から二十歳の集いの式典会場に選挙啓発ブースを設置することとしております。今後、選挙に関する様々な啓発事業を実施する中で、さらに改善や工夫を行ってまいりたいと考えております。

議員御提案の二十歳の集いでの式典につきましては、令和6年についてはまだ今のところは選挙啓発ブースということで考えております。ただ、先ほども申し上げましたように、改善・改革を行いながら様々な形での啓発を進めていきたいと考えておりますので、二十歳の集いの式典につきましても、今後検討を行っていききたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（中川公則君） 12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） ありがとうございます。13歳での投票の出前授業をされ、そして、これから高校3年間のこともこれからの啓発活動につなげるいろいろな事業を考えてくださる、そしてまた再来年度からは、その二十歳の集いにまた意義あるものをプラスしてくださるということに期待を込めて、まず1問目の質問を終わらせていただきます。

続いて2問目の質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

次に、益城町通学路安心安全対策プログラムについてお伺いいたします。

私、2023年3月末の通学路安全対策一覧表を見ておりましたので、これを基にお話をしていくわけなんですけど、今、町が行っている事業において、津森小学校区11か所、益城中央小学校区23か所、広安西小学校区18か所、飯野小学校区15か所、広安小学校区16か所と、大変多くの83か所でしたか、危険箇所が挙げられていることは私自身も承知いたしております。既に工事が完了したところもあれば、町と警察において対策をただいま検討中のところ、既に町と県とで対策を実施されているところがあります。今回お尋ねの場所はこの中に入っておりません。益城中学校の南側に面する小学生の通学路、側溝の安全性の見直しをしていただきたいとの思いでの質問でございます。

この道路は、益城中学校南側にある愛住宅さんから通う児童の安全性についてのお尋ねでもあります。益城菊陽線の惣領橋を南へ渡り、少し下りますと、既に農業用水路の改修がされており、側溝の蓋があることで、道路幅も本当に以前より大変広くなりました。そこは以前、道路の道幅が大変狭く、対向車がお互いに譲らないことで、小川のとといいますか、用水路の中に車が落ちていることも1度や2度ではなかったのです。そういった場所でもございました。しかしその改修工事のおかげで一旦は車道も広がっているのですが、その先、中学校へ向かう際、民家があることで、カーブしている道路は狭くなり、小川が流れております。登校する児童は右側通行をするため、広い道から対向車が来ると、児童のよける場所がなくなり、小川に落ちそうになる危険な箇所となります。民家が川に迫っていること、それで道路が狭く感じられることから、蓋つきの側溝になれば、通行する人たちにとり安心して歩いていただけたかと思えます。益城中学校周辺の道路はまだ安全確保に至っておりません。中学生の皆さんの登下校につきましては、この惣領橋付近の拡張工事が今、進み始めております。この完成できると皆さんも安心した登下校ができるようになると思うのですが、その中学生よりまだ幼い今、新1年生がこの中におります。その小学校の登下校道路であり、また、益城菊陽線からの抜け道に使われることも多々あります。これまで右側通行の子どもたちが歩いておりますのを見まして、ひやりという場面に出くわしたその車の様子もこれまで幾度か見ました。そんな様子を見るにつけ、私もドライバーの一人として、自分事に置き換えて注意もしてまいりましたが、何事も大きな事故につながる前に手を打つことを考えていただきたいと思い、この質問に至りました。

まず、1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 12番坂田議員の二つ目の御質問、益城中学校南側に面する通学路側溝

の安全性の見直しについてお答えします。

教育委員会では、PTA関係者、御船警察署、県上益城地域振興局土木部、役場の関係各課及び校長会で構成する益城町通学路安全推進会議を年3回開催しまして、通学路の危険箇所についての対応を協議しております。先ほどありました安全プログラムは、その中の内容を網羅しているものでございます。

推進会議の主な取組としましては、先ほど議員からもありましたように、各小・中学校から校区単位で通学路の危険箇所を提出いただいて、その一覧表を作成しますとともに、それぞれの危険箇所についての対策の検討や取組の進捗状況の確認を行っております。

議員御指摘の益城中学校南側に面する通学路側溝の安全性の見直しにつきましては、6年ほど前に、益城中学校が南門からの通学路を認めていた際に、学校側から通学路側溝に生徒が落ちると大変危険であるとの要望を受け、町で一部の側溝に蓋を設置するなどの安全対策を実施しておるところでございます。今回の議員の御提案に対しましては、今後、益城町通学路安全推進会議におきましても、危険箇所として早急に安全対策を必要とするのか、また、どのような安全対策が可能かについて検証してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 教育長からの御答弁いただき大変ありがとうございました。

この益城中に向かう抜け道にもなるこの道路は、2軒過ぎたあたりの川の改修につきましては、これまでに、小魚の生息する川として自然を守る意味から、U字溝を入れずに川の側面に石と金網を使った蛇籠と呼ばれるもので改修がなされたという経緯があります。ですので、現在も藻があつたり、小魚が泳いでいたり、本当にまれですが、子どもさんが網でお魚をすくつたりとそういった光景もまれに見ることもございます。このような経緯がございますが、先ほど、震災後、中学校生徒の登校の安全性確保のために、途中まで改修により道に側溝をつけてくださった、本当にいいことをしていただいた後に、残った部分で今度は小学生が危険にさらされているというのは少しもったいないかなと、残念かなという思いになりました。この途中までの改修により道が安全性を有意義にするべきかとも思うために、特に急に狭まる場所の道の部分につきましては、側溝などの改修を考えていただき、一部広くなったところは、安全性と、先ほど蛇籠で補修をされている部分、そういったところは自然保護の両立も考えていただいた上での改修を行っていただけたらいいのではないかなと思っております。

今一度、教育長のお言葉をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 議員御指摘のとおり、蓋が設置されていないカーブの箇所は道幅がやや狭く、車の離合等により、登下校時の児童生徒に危険が及ぶ可能性も考えられます。教育委員会としましては、今後、水路を管理する担当課等の関係機関とその対応について、また検討してまいりたいと思えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） ただいま教育長からも、さらにまた検討を重ねてくださるといふ御返

事をいただきまして、ありがとうございました。

どうか子どもたち、中学生そして小学生におきましても、本当に今、身の回りは危険なことがいっぱいある中、それでもここまで益城町が復興したことにそれぞれの保護者の皆さんも感謝をいっぱいいたしております。私たちもそれを見届けている側でもございますので、できるだけ一つずつ一つずつ形になることを願いまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 坂田みはる議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後 3 時17分

12 月 19 日（火曜日）

令和5年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年12月11日午前10時00分招集
2. 令和5年12月19日午前10時00分開議
3. 令和5年12月19日午前11時42分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

日程第2 議員派遣の件

日程第3 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 榮正敏君	18番 中川公則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	田上勝志君
総務課長	塘田仁君	新庁舎等建設課長	内村康成君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
税務課長	坂井浩章君	住民課長	竹林浩幸君
福祉課長	荒木薫君	福祉課審議員	吉住由美君
こども未来課長	吉川博文君	健康保険課長	松永昇君
産業振興課長	松本浩治君	都市計画課長	齊藤計介君

街路課長	石橋 淳 君	建設課長	村上 康幸 君
復興整備課長	水口 清 君	下水道課長	吉本 秀一 君
水道課長	山口 拓郎 君	学校教育課学校教育係長	尾崎 潤一 君
生涯学習課長	中村 康広 君		

開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、質疑、討論、議決、その他となっております。

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告、上村幸輝委員長。

○総務常任委員会委員長（上村幸輝君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長の上村でございます。

本日ちょっと喉が痛いものですから、マスクのまま報告させていただきます。少しお聞き苦しい点もあるかと思いますが、よろしく願います。

総務常任委員会報告書。

令和5年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第77号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）中、歳入歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第83号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第84号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第85号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第86号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第87号、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第88号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第89号、益城町公民館条例の一部を改正する条例の制定について。議案第90号、益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例の制定について。議案第91号、益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第92号、益城町四賢婦人記念館条例の一部を改正する条例の制定について。議案第96号、工事請負契約の締結について。議案第101号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和5年12月12日。

②審査状況。令和5年12月15日午前9時57分から、総務常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。

また、12月18日午前10時から、全委員出席の下、四賢婦人記念館及び益城幼稚園を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第77号ほか12件、当委員会に付託された議案について執行部より説明を受け、慎重審査の結果、議案第77号、議案第83号から議案第92号まで、議案第96号及び議案第101号について、原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。

議案第77号については、債務負担行為補正での益城幼稚園改修事業について、第2幼稚園との統合によるものかとの質疑があり、担当課長より、長寿命化を図るための工事であるとの説明を受けた。

歳入では特段の意見はなかった。

また、歳出では、2款総務費2項徴税費4目収納率向上対策事業費の水道料金システム端末追加について質疑があり、担当課長より、債権管理の一元化の取組として、まずは来年度から、強制徴収公債権である下水道の使用料と受益者負担金について、税務課で徴収することで収納率を向上させていき、今後はその他の債権も税務課で集中的に管理し、収納率向上に努めていきたいとの説明を受けた。

次に、10款教育費2項小学校費1目学校管理費の広安西小の児童増加による施設整備費の改修内容について質疑があり、担当課長より、改修箇所は図書準備室の特別支援教室への改修及び職員トイレの改修による更衣室の移設との説明を受けた。

次に、本会議で人件費の増額が2,100万円との説明を受けたが、内訳について質疑があり、担当課長より、給与改定に伴う給料の増額が1,200万円程度、期末勤勉手当の増額が860万円程度との説明を受けた。

議案第83号については、高卒及び大卒の初任給について幾ら給与が引上げになるのかとの質疑があり、担当課長より、高卒の初任給が1万2,000円、大卒の初任給が1万1,000円の引上げになるとの説明を受けた。

議案第89号については、公民館講堂の50円アップの根拠について質疑があり、担当課長より、使用料審議会試算し、19円から31円の増額が必要との結果が出たため、切りのよい50円の増額となったとの説明を受けた。

議案第92号については、四賢婦人記念館の入館料を無料化することによる弊害が起きるのではとの意見があり、担当課長より、施設利用に関する注意喚起など、併設する公園の管理を行う都市計画課と協議していくとの説明を受けた。

議案第96号については、複合施設の工事費の復旧・復興に係る事業ごとの内訳について質疑があり、担当課長より、復旧にかかる災害復旧費が11億8,000万円程度、復興に係る防災面強化等の部分として2億6,000万円程度が緊急防災減災事業、その他単独事業として3,400万円との説明を受けた。また、工事費に係る各種工事の内訳についても質疑があり、担当課長より、外構工事

が1億3,500万円程度、建築工事が10億5,300万円程度、電気工事が1億3,100万円程度、機械工事が1億5,200万円程度との説明を受けた。

議案第84号から議案第88号まで、議案第90号、議案第91号及び議案第101号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、四賢婦人記念館については、現地において、担当係長より、施設の概要及び取組について説明を受けた。益城幼稚園については、現地において、担当職員より、長寿命化工事の概要について説明を受けた。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。令和5年12月19日。総務常任委員会委員長、上村幸輝。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告。

吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） おはようございます。福祉常任委員長の吉村でございます。

福祉常任委員会報告書。

令和5年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり、審査結果を報告します。

1、事件名。議案第77号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第78号、令和5年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。議案第79号、令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。議案第80号、令和5年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）。議案第82号、令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）。議案第93号、益城町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について。議案第100号、指定管理者の指定の期間の変更について。請願第1号、DV等支援措置に関する請願。

2、審査経過。

①付託年月日、令和5年12月12日。

②審査状況。

令和5年12月15日午前9時55分から、役場福祉常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。

また、12月18日午前10時から、全委員出席の下、浄恩寺（木崎地内）、津森小児童クラブ（上陳地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第77号ほか7件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第82号、議案第93号、議案第100号については、原案のとおり全会一致で可決した。

また、請願第1号については、全会一致で不採択とした。

②審査の主な内容。

議案第77号については、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費19節扶助費の子ども医療費助成金について増額理由の質疑があり、担当課長より、インフルエンザ等が年間を通して増えたためとの説明を受けた。

また、3款民生費3項災害救助費1目災害救助費12節委託料の仮設団地用地農地復旧工事設計業務委託料の積算根拠について質疑があり、担当審議員より、これまでの実績による参考見積りの積算であるとの説明を受けた。

議案第78号については、10款予備費1項予備費1目予備費と歳入の繰越金との関係について質疑があり、担当課長より、歳入と歳出を同額にするために、予備費で調整したとの説明を受けた。

議案第79号については、特段の質疑はなかった。

議案第80号については、1款総務費3項介護認定審査会費2目認定調査等費17節備品購入費の車両購入費に関し、車両を増やす理由について質疑があり、担当課長より、介護認定調査員の増員によるものであるとの説明を受けた。

議案第82号については、21款益城町水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費23節材料費の水道管修理用材料について質疑があり、担当課長より、復興事業等を優先するため、老朽管更新計画が進んでいない影響によるものであるとの説明を受けた。

議案第93号については、使用料改定について質疑があり、担当課長より、受益者負担の観点から値下げしたとの説明を受けた。

議案第100号については、指定管理者の指定の期間の変更に関して、町民憩の家のある方に関する基礎調査及び基本構想、基本計画策定業務の進捗状況について質疑があり、担当課長より、住民アンケートを集計・分析中である旨の説明を受けた。

請願第1号については、裁判で和解が成立しており、行政手続上問題ないため、不採択とした。

③視察の結果と意見。

視察した浄恩寺については、7月3日の豪雨被害により山林の一部に山崩れが起き、その土砂が宗教施設、お寺を倒壊させ、大量の土砂が災害廃棄物となり、その処分等について現地において担当課より説明を受けた。また、町道の復旧工事が行われていたことを確認した。津森小児童クラブ移設については、現地において、担当課より、令和5年11月28日に完成し、12月18日より児童の利用開始との説明を受けた。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。令和5年12月19日。福祉常任委員会委員長、吉村建文。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告。

松本昭一委員長。

○建設経済常任委員会委員長（松本昭一君） おはようございます。松本でございます。建設経済常任委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会報告書。

令和5年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第77号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第81号、令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）。議案第94号、益城町福祉住宅条例の一部を改正する条例の制定について。議案第95号、公有財産の取得について。議案第97号、工事請負契約の変更について。議案第98号、町道の路線認定について。議案第99号、指定管理者の指定について。

2、審査経過。

①付託年月日、令和5年12月12日。

②審査状況、令和5年12月15日午前10時から、益城町議会建設経済常任委員会室において、全委員中5名出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。

また、12月18日午前10時から、全委員中5名出席の下、益城東西線道路改良工事現場及び南北線道路改良工事現場を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第77号ほか6件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。

議案第77号については、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費17節備品購入費についての質疑があり、担当課長より、大型の有害鳥獣捕獲器の購入予算であるとの説明を受けた。また、捕獲後の猪や鹿の運搬方法について検討するよう要望があった。

次に、6款農林水産業費1項農業費5目農地費18節負担金補助及び交付金の天君ダム管理協議会負担金について質疑があり、担当課長より、負担金の趣旨及び割合について説明があった。

次に、8款土木費4項都市計画費8目街路事業費12節委託料について質疑があり、担当課長より、益城東西線（4工区）の現在の状況及び今後の整備方針について説明があった。

次に、8款土木費4項都市計画費12目都市再生整備計画事業費14節工事請負費の交通広場整備予定について質疑があり、担当課長より、益城復興事務所と調整し、今年度中に一部工事を着手したいとの説明があった。

次に、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費3目林業施設災害復旧費14節工事請負費について質疑があり、担当課長より、単県治山事業の中の市町村営事業で採択されたとの説明を受けた。

議案第81号、議案第94号については特段の意見はなかった。

議案第95号については、産業団地整備予定地の用地取得状況について質疑があり、担当課長から、現在交渉中の箇所があるが、詳細については交渉中のため控えさせていただきたいとの説明を受けた。

議案第97号については、広安小学校トイレ改修工事の請負契約の変更内容について質疑があり、担当課長から、トイレ内の既存床コンクリート厚が想定より厚かったため、撤去及び処分費用

増が生じたため、また、側壁コンクリート部分が経年劣化により損傷していたため、改修に要する費用の追加が生じたとの説明があった。

議案第98号については、認定する町道より南側の道路舗装補修の要望があった。

議案第99号については、これまで管理事務所が町内にないことで、相談や手続において不便だったことについて質疑があり、担当課長から、契約候補者において、役場庁舎東側の賃貸物件を仮契約をして確保しており、事務所の立地課題については解消できるとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。

視察した益城東西線、南北線道路改良工事現場については、担当課より、各路線の今度の事業計画と都市計画道路との交差点部分については、ラウンドアバウトによる計画になっているとの説明を受けた。

また、委員から、工事の施工に当たり、年末年始の安全対策を十分に行うよう要望があった。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。令和5年12月19日。建設経済常任委員長、松本昭一。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員会の報告に対する質疑を許します。

各常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。建設経済常任委員長にお尋ねします。

議案第95条において、産業団地整備予定地の用地取得状況について質疑があり、担当課長より、現在交渉中の箇所があるので、詳細については報告できないというような報告でございましたが、全体的な進捗状況ぐらいは話があったのでしょうか。その1点だけです。

○議長（中川公則君） 7番松本委員長。

○建設経済常任委員会委員長（松本昭一君） 6番下田議員の質問に答えさせていただきます。

議案第95号、公有財産の取得について、質疑といたしまして、何件くらいとか面積とかの質疑がありましたが、用地取得の現状としては、現在交渉中のため控えさせていただきたいということでございます。ただ、ほとんどの地権者との交渉は整い、仮契約までは進んでいるということでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。11番宮崎です。福祉常任委員長と建設経済常任委員長にお尋ねします。

まず、福祉常任委員長に、議案第100号、指定管理者の指定の期間の変更についてというところで質問させていただきます。

審議の中で、指定期間の変更に関連して、多分これ、憩の家のことなんですが、町民憩の家の

あり方に関する基礎調査及び基本構想・基本計画策定業務の進捗状況について質疑があったとのことでしたが、具体的にどのような質疑、中身があったのか教えていただきたいと思ひます。

次に、建設経済常任委員長に、議案第99号、指定管理者の指定、これは町営住宅の指定管理者の指定のことだと思ひますが、2点伺ひます。

まず1点目は、これまでの管理事務所が町内になかったことで、相談や手続について不便だったとの質疑があったと報告されましたが、その具体的内容について教えていただきたいと思ひます。

さらにもう1点は、町営住宅入居者は高齢、しかも一人住まいの方がだいぶおられると思ひますが、この人たちに対する見守りや、特に緊急時のその人の部屋へ入室できる体制についても、指定管理者の役割として話合いがあったのかどうかお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） 8番吉村委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 11番宮崎議員の質問に対して回答させていただきます。

委員のほうから、町民憩の家について、この1年間で見直すとのことでしたが、現在の進捗状況を教えてくださいという問いがありました。それに対しまして、担当課長より、アンケートが出そろいまして、現在集計分析中です。このアンケートを基に、基本方針を作成し、基本構想・基本計画を策定していくこととなります。中間報告を1月末頃、コンサルより提示していただけないのかと考えております。なお、アンケート結果の有効回答は714名、回答率は35.7%でした。以上です。

○議長（中川公則君） 7番松本委員長。

○建設経済常任委員会委員長（松本昭一君） 11番宮崎議員の質問にお答えいたします。

議案第99号、指定管理者の指定について。高齢者や一人住まいの方がたくさん今いらっしゃるということで、緊急連絡をする方の届出をさせていただいておりますということでございます。また、一人暮らしの高齢者の方には、見守りのような感じで、緊急通報みたいな、あちら側から異常はないとかそういう定期的な契約もございますので、そういったのをできればやってくださいとお願ひをしているということでございます。单身の方につきましては、60歳以上であれば申込みができるようになっているということでございます。例えばポストに郵便物がたまっていたりするか、部屋から出てきていないとかそういうものは確認させていただいて、キューネットさんのほうに見守りみたいなものを遠隔で定期的に問い掛けてもらったり、何か変わったことがないですかというようなことを問い掛けているということでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 福祉常任委員長と建設常任委員長から回答いただきました。ありがとうございました。

まず、福祉常任委員長のほうに質問したのは、憩の家のあり方に関する基礎調査及び基本構想・基本計画策定業務の進捗状況についてというお話の中でどういう話題が出たのかなということでお聞きしたんですが、今、委員長から回答がございました。内容というよりもまだこの進捗状況が進んでないという御回答でしたので、了解しました。特に憩の家については、委員会でも

多分皆さん御承知だろうと思いますけど、老人の人たちの憩いの場だけではなくて、あそこせつかく交通の便のいいところにあるものですから、あれを何とか子どもさんたち、それから家族が寄る、そして道の駅なんかも併設してもっとにぎわいづくりをつくる一つの根拠にするようなところになれば非常にありがたいなというふうに常々思っていたものですから、ちょっとその状況を確認させていただきました。ありがとうございました。

それから、2番目の建設経済常任委員長に対する質問なんですが、見守りや緊急時の入室体制については大体分かりました。要は、今回受けるキューネットさんにそういう見守りとか、それから緊急時の何とか部屋に入る、早く入る、そして部屋に入っている人たちを助ける体制について、キューネットさんにもなるべくお願いをしたいという話だったんじゃないかと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

ただ1点目のキューネットさんというか、要は受付、管理事務所が町外にあったがために非常に苦勞された。それについて、具体的に中身がどういうところを苦勞されたのかなということが審議の中で話題に出ているんだしたら、それを教えていただきたいというふうに思いますので、2回目の答弁でよろしくをお願いします。

○議長（中川公則君） 7番松本委員長。

○建設経済常任委員会委員長（松本昭一君） 11番宮崎議員の2回目の質問にお答えします。

議案第99号、指定管理者の指定について。町外だったので不便であったということは説明がありました。ただ、ほかにそういう質疑はありませんでした。以上でございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田でございます。福祉常任委員長にお尋ねいたします。

今回の請願第1号DV等支援措置に関する請願の中での報告の中で、請願第1号については裁判で和解が成立しており、行政手続上問題がないため不採択としたというふうにおっしゃいました。

今回の請願の内容は、行政手続上のものを言っているものではなく、配偶者が一方的に、実際は被害者なのに加害者とされるというその措置の運用について出してあるものですが、その措置の運用についてどのような話が出たのかについて教えてください。今回、行政手続上の問題について不採択というふうな話になっていますので、この請願自体とちょっと趣旨が違うと思いますので、その中身について少し詳しく教えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（中川公則君） 8番吉村委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 10番野田議員の質問にお答えさせていただきます。

福祉常任委員会で、この件については相当な時間を費やして審議をさせていただきました。ただ、請願については、議会の開催中、閉会中を問わず、所定の要件を備えた請願書が提出されると、議長はこれを受理しなければならないというふうに規定されております。また、請願の紹介について、紹介議員は1人でもよく、請願者の表紙に署名または記名・押印しなければならない

というふうを書いてあり、そのとおり請願書は出されております。ただ、請願の採択に当たっては法令上の基準がないので、委員会の自主的判断によるが、一般的には願意が妥当であるか、次に実現の可能性があるか、さらに町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるか等がその判断の基準となっております。願意の妥当性とは、法令上あるいは公益上の見地から見て合理的なものを言い、また実現の可能性とは、その緊急性や重要性及び財政事情などから見て、ごく近い将来、実現の可能性のあるものを言い、厳格に解釈をしなければならないと。したがって、願意が妥当性を欠き実現の可能性のないもの、あるいは町村行政なり議会の権限に属しない事項に関わるものについては不採択とするよりほかはないというふうに書いてございます。

そもそも論ですけれども、この請願書は、請願を出された方はNPO法人こどもあい理事長、松本小百合さんになっております。なお、この住所は東区広木町6の20の101ということでございますので、当議会からは車で20分か30分で着く距離だと思いますけれども、その請願を出された方もこの当議会の傍聴にも来ていないということは、非常に私たちの議会に対する関心度はないのではないかとこのように考えております。

先ほどの質問ですけれども、いっぱい内容はあるんですけれども、これは議事録がございまして、議事録を見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） まず最初に、議会を傍聴しないと、ここに来てないという意味で言われたのかどうかは分かりませんが、関心があるかないかというお話も含めて、裁判になっているのに関心がないということはまずないと思っております。これ裁判をやってますね。

それと、緊急性があるかないかと、実現可能かどうかということでもあります。それも両方あるというお答えだけさせていただきますけれども、議事録を見れというのはちょっといかがなものかと思っておりますので、ここは議会でありますので、ちょっと議事録を見るのは十分見せていただきますけれども、質問としてさせていただきますので、ぜひお答えのほうをお願いしたいと思います。

先ほど言いましたように、措置の運用についての改善を求めたものです。その中で質問ですけれども、まずDV等支援措置によって、知らぬ間に一方的に被害者が加害者にされるということについて、町はどのような運用の考え方をしているのかについて、出たのか、出ないのかも含めて教えていただきたいと思っております。

次に、議事録ということをおっしゃいましたので、議事録の中に書いてあったかもしれませんが、私、あんまり見る時間もなかったので申し訳ないですけれども、請願自体が一方的なことを書いているみたいな説明がありましたか、それともなかったですか。一方的というのは、出された方が一方的なことを言っているという説明があったか、なかったかを教えていただきたいと思っております。これで二つ目ですね。

三つ目なんですけれども、説明の中に、措置の運用について請願を出しているのですが、DV等支援措置の中身についてどのようなことが行われたかについては請願の中身に書いてあります。その請願の中身ですけれども、もちろんこれはDV等支援措置を提出するとかしないとかではなく

て、DV等支援措置の運用に関する措置についての部分なんですけれども、要するに一方的に加害者にされた子どもが処分の取消しを求めて審査請求を申し立てています。益城町は子ども、要するに一方的に加害者にされた子どもから聞き取りも行っていると思いますけれども、その辺の話を委員会で出たか、出ないか、これが3点目ですね。

4点目、ちょっと多いですけど、すみません、最後です。4点目なんですけれども、この運用について、もし益城町が間違った運用をしていたのであれば、それによって被害者が知らないうちに加害者とされたときに、それを訂正することをするべきなのか、益城町はどのように考えたのかについて、委員会の中でどのような話があったかについて分かれば教えていただきたいと思っています。

以上4点ですけども、よろしいですかね。

○議長（中川公則君） 8番吉村委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 10番野田議員の質問に答えさせていただきます。

まず1点目、未成年の女の子がDV加害者扱いされてとありますけれども、未成年者を相手とするような支援の申出はあっておりませんということでございました。

それから、請願については、支援措置の運用についての改善をしてくれということですけども、職員の方の対応については、DV支援措置をされている以上、こういうもので出しちゃいけないという決まりがあるので、それに沿ってできない旨を伝えられたということでありました。

それから、3点目、何だったっけ。

（自席より発言する者あり）

執行部の説明の中には、趣旨のほうからですと、取得の合理的な理由がなく、配偶者などを一方的に加害者に仕立て上げる悪用が運用していると記載されていますが、本町においてはそのような事例は全く確認されておりません。また、支援決定の際には十分な審査を行っておりますとのことであります。

あと4点目、運用について訂正することについて何か意見はあったかということでございますけれども、請願の前提の内容が執行部とは意見を異にするということでしたので、なおかつ、この事件は既に調停がなされているということでございますので、これ以上この審議をすることはできないということでございます。以上です。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） なかなか回答というか、直接ここで委員長に説明していただくのも難しいような感じになってまいりましたので、最後に一つだけお尋ねしたいと思います。

この請願の中に、子ども、要するに、中学生ぐらいになっていますので十分理解のある、理解のいろんなことに対するできる子どもが益城町で戸籍の附票を取れなかったと、その附票を取れなかったのは、DV等支援措置が自分にもかけられている、子どもにもかけられているために、中学生が附票さえとれなかったということに対して、そういう措置を何とかしてくださいという請願なんですけれども、それを益城町に御相談をしているんですけれども、それについて益城町のほうから、これはあくまでもDV等支援措置の請願に出している中身についてのことなので、

それについて益城町から何か説明がありましたでしょうか。要するに、子どもが加害者としてDV等支援措置をつけられていると。要するにそれによって附票も取れないということは困るので、益城町さん、何とかしてくださいということを請願の中身に書いてありますけれども、それについて執行部のほうからどのような説明があったのか、なかったのかについて、最後にここだけ教えてください。

○議長（中川公則君） 8番吉村委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 10番野田議員の3回目の質問にお答えいたします。

委員の中から、加害者とされた娘さんの戸籍謄本がとれなかったということで不利益があったと思いますが、別の方法で取る方法はなかったのでしょうかという質問がありました。その質問に対して、一般的な事務処理の話であれば話をさせていただきますということで、まず対象となるものは、住民基本台帳の一部の写しを閲覧、住民票の写しの交付、戸籍附票の写しの交付になります。DV支援措置の申出をされた場合は、申出者以外の抄本であれば出すことができます。請求されたものが戸籍の附票の謄本であり、申出者が載っていれば出せません。しかし、家庭裁判所などに出される場合は謄本が必要な場合があります。そういう場合は、家庭裁判所に交付いたします。もちろん申請目的が家庭裁判所に申立てをするためにこの資料は必要ですという理由を確認して、家庭裁判所と連携をとって、家庭裁判所に送付しますという形で必ず確認をします。必ず請求理由、何のために使うのか、そこも重要になってきますし、書類の提出先とその目的もきちんと審査しますということで回答がありました。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑がないようですので、これで各常任委員会報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 皆さん、おはようございます。9番日本共産党の甲斐です。

議案に対する反対討論を行います。

反対する議案は、議案第86号、議案第87号、議案第88号、そして議案第89号の4議案であります。

討論をする前に、私は総括質疑において、一般職員、町長、副町長、教育長、議員の現在の給与に関する事、並びに県下町村における順位を質問いたしました。令和4年度一般職員のラスパイレス指数は92.4と低くなっております。順位は、産山村、甲佐町に次いで45自治体中43番目であります。ちなみに、令和3年度は41番目でありました。この1年で2番下げています。

次に、町長、副町長、教育長の給与は、それぞれ県下町村において1番の順位であります。議員では、町村議会順位では長洲町に次いで2番となっております。町長等の給与は一般職員給与の

43番目に比べ、格差があり過ぎます。一般職員給与は早急に思い切った是正をすべき課題であると考えています。

以上の状況を鑑みて、町長、副町長、教育長及び議員の期末手当引上げについて反対するものであります。よって議案第86号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対であります。

議案第87号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対であります。

議案第88号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対するものであります。

次に、議案第89号、益城町公民館条例の一部を改正する条例の制定について。これは益城町公民館の使用料を改定しようとするものであります。具体的には、益城町公民館飯野分館、津森分館、福田分館の講堂の1時間当たりの使用料をそれぞれ100円から150円に引き上げるものであります。公民館の役割は多々ありますが、地域の生活に密着した活動の拠点、コミュニティが衰退するのを止める公民館活動など、公民館に求められる役割は重要であります。その活動の場となる講堂の使用料の引上げには反対するものであります。

以上、議案86号、議案87号、議案88号、期末手当引上げ及び議案第89号、公民館使用料の引上げについて反対するものであります。議員各位の御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（中川公則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

14番稲田議員。

○14番（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。14番稲田でございます。賛成討論を行います。

議案第86号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第87号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第88号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第86号、議案第87号、議案第88号については、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に伴う条例の改正であるものであり、賛成するものでございます。

また、議案第89号、益城町公民館条例の一部を改正する条例の制定については、町使用料等審議会が審議が行われ、適当と判断された使用料であり、賛成するものであります。

以上4議案について、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川公則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は電子採決によって行います。

まず、議案第77号から議案第82号までの6議案について採決します。

議案第77号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から議案第82号「令和5年度益

城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの6議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第77号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から議案第82号「令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの6議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号から議案第85号までの3議案について採決します。

議案第83号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第85号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの3議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 賛成全員です。したがって、議案第83号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第85号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの3議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号について採決します。

議案第86号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第86号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号について採決します。

議案第87号「教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

坂井議員、棄権ですか。

棄権ということではないそうですので、もう1回採決をしてよろしいですか。

それでは、休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時19分

○議長（中川公則君） それでは、議会を再開いたします。

それでは、ただいまの結果は賛成多数です。したがって、議案第87号「教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号について採決します。

議案第88号「議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第88号「議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号について採決します。

議案第89号「益城町公民館条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第89号「益城町公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号から議案第94号議案について採決します。

議案第90号「益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第94号「益城町福祉住宅条例の一部を改正する条例の制定について」までの5議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 賛成全員です。したがって、議案第90号「益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第94号「益城町福祉住宅条例の一部を改正する条例の制定について」までの5議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号について採決します。

議案第95号「公有財産の取得について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第95号「公有財産の取得について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号について採決します。

議案第96号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第96号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号について採決します。

議案第97号「工事請負契約の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第97号「工事請負契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号について採決します。

議案第98号「町道の路線認定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第98号「町道の路線認定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号について採決します。

議案第99号「指定管理者の指定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第99号「指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号について採決します。

議案第100号「指定管理者の指定の期間の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押

してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第100号「指定管理者の指定の期間の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号について採決します。

議案第101号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第101号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願に対する討論を行います。

請願第1号「DV等支援措置に関する請願について」の討論を行います。

請願第1号に対する福祉常任委員長の報告は不採択です。よって、委員長報告に反対の方、採択することに賛成の発言を許します。

討論はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田です。

請願第1号、DV等支援措置に関する請願について、委員会で不採択でしたので、不採択に対する反対、要するに賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回のDV等支援措置に関する請願については、DV等支援措置とは本来、DV被害者を保護するためのものです。配偶者などを一方的に加害者に仕立て上げる悪行があるため、措置の運用について改善していただけるような請願になっております。中身については、DV等支援措置によって、未成年の女の子がDV加害者扱いをされております。子どもの権利侵害の問題、必要性の確認の問題、事実認定の問題などが発生していることから請願を出されております。

今回、一番問題となっていることは、本来ならば、虐待加害者とされる立場の人が措置の手続を行ったことでDV被害者という立場にすり替えられてしまった、加害者と被害者があべこべになるという問題が発生したということです。そのことにより、支援措置の運用について十分な審議を執行部のほうでもお願いしたいという請願内容になっております。

今回、その女の子は、益城町の執行部に対して、自分は母親からDVを受けているというふうな懇願をしております。その懇願も受け入れられないということになりますと、誰が今後女の子また子どもの権利というものを守っていくことができるのでしょうか。

DV等支援措置そのものに対してはこの益城町がやったことではないので、基本的には関係がございませんけれども、その中における措置の運用については、十分に理解をしていただきたいと考えております。また、執行部も物心分かる年齢の子どもでありますので、そういう方から懇願された場合は、それについて一つずつ調査なり、そして御理解をしていただいた上で、今後の対応をぜひお願いしたいと思っております。

この請願自体、益城町及び執行部を非難するものではありません。そういう措置によって子どもの権利、基本的な人権というものが侵害されたということが大きな問題になっているということとをぜひ皆様方にも御理解をしていただきたいと強くお願いするところであります。くれぐれも今回の支援措置、行政上の手続云々等ではなく、措置の運用には十分な注意が必要であり、それが分かったときには、それについて精査していただく、また、今回裁判も終わっておりますけれども、裁判内容を精査していただいて、今後同じようなことがないように祈念をしたいと思っております。どうか皆様、よくよく御理解いただいた上で、採決のほうをよろしくお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（中川公則君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

2番木村議員。

○2番（木村正史君） こちらのDV等支援措置に関する請願の反対する立場としましてお話しさせていただきます。

社会福祉士として私も仕事しておりますので、そちらのほうをちょっと勉強しましたので、この問題についてちょっと話していきたいと思っております。

まず、措置の運用について改善とありますが、このままでは改善にならないんじゃないかと思うことがありますので、反対させていただきます。

意見の1番、住民基本台帳事務における支援として申出の加害者欄に記載された人物が、申告者の住所を知っている場合、DV等支援措置を終了させられる、これは益城町に言われても、それを認定したところでないと分かりません。これはちょっと問題外なんで、省かせていただきます。

あと2番、DV等支援措置の未成年者が関わっており、その未成年者が小学生高学年など意思確認の可能な場合は、未成年者の意見を聴取し、その意見を尊重して、DV等支援措置についての判断をする、これについては、子どもだから、大人だからと関係なく、同じ立場で考えなければならないというのは分かります。しかし、このDV等を支援する場合は、片方からの意見ではなく両方の意見を聞く必要があります。娘さん、同じ親として言うならば、娘様とこの母親、両方の意見が必要ですので、片方の意見だけを聞いて、こちらで判断するということはできません。これはやはり認定した市町村、自治体が行うべきことです。

それをするにしても、また、3番目の申告者からDV等の経緯や状況を聴取する場合、その内

容に合理性や必要性が乏しい場合は、警察による聴取や事情聴取などを追加するとなっております。DV等支援措置は1年間だけです。追加する場合は、必要な書類、警察等による配偶者暴力相談センターもしくは警察、そういったところから、または児童相談所そういったところからの書類が必要です。また、DV等支援措置を認定する場合、決める場合、先ほど委員長からも説明がありましたし、執行部からも説明あったと思います。所定の書類用紙を一緒に出さなければなりません。この所定の書類ですけれども、保護者命令決定書、これは地方裁判所が発令するものです。また、もしくはストーカー規制法に準ずる警察等実施書面、これは警察が発令します。こういったものが必要になりますので、警察等が全く間に入らないということはないはずなんです。

こういったこともありますので、住民票を住民課の方がこういったDV等支援措置が回ってきているということであれば、勉強していれば分かっていると思いますので、警察等でとか地方裁判所が認定しているということだと思しますので、すぐには出せないと思います。こっちのほうでそれをやると、なぜ地方裁判所を出してはいけないってなっているものをなぜ出さなきゃならないのか、そういったことになるかと思しますので、その辺りはよく考えて、各議員の方にこの請願に反対するよう、各議員の御賛同をよろしくお願いいたしたいと思います。以上であります。

○議長（中川公則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより請願第1号「DV等支援措置に関する請願」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号「DV等支援措置に関する請願」を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第2 議員派遣の件

○議長（中川公則君） 日程第2、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおりに派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に

配付しておりますとおりに派遣することに決定しました。

日程第3 閉会中の継続調査の件

○議長（中川公則君） 日程第3、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

12月11日から本日まで9日間にわたりまして御協力いただき、ありがとうございました。

これで、令和5年第4回益城町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員